

廃炉発官R3第132号
令和3年11月4日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書の
一部補正について

令和3年2月17日付け廃炉発官R2第261号をもって申請し、令和3年8月4日付け廃炉発官R3第69号及び令和3年8月20日付け廃炉発官R3第79号をもって一部補正しました福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書を別紙の通り一部補正をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

補正箇所、補正理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

放射性物質分析・研究施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域等の変更、増設雑固体廃棄物焼却設備の焼却炉境界部構造の変更他、廃炉作業に従事する際に使用する保護具着用基準に関する記載の適正化について、2号機原子炉圧力容器窒素封入ライン追設、3号機使用済燃料プール内の燃料取出し完了及び燃料取出し完了に伴う使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備配管撤去、高所送水車配備に伴う非常用注水設備の代替注水手段の変更、保全区域設定基準の明確化に伴う変更、油処理装置のうち油分解装置の主配管仕様に関する記載の適正化について、下記の通り変更を行う。

併せて、原規規発第2109223号にて認可された実施計画の反映を行う。

II 特定原子力施設の設計、設備

2.2 原子炉格納容器内窒素封入設備

本文

- ・添付資料の追加に伴う記載の追加

添付資料－1

- ・2号機原子炉圧力容器窒素封入ライン追設に伴う系統概略図の変更

添付資料－2

- ・2号機原子炉圧力容器窒素封入ライン追設に伴う記載の変更

添付資料－3

- ・2号機原子炉圧力容器窒素封入ライン追設に伴う窒素封入ライン概要図の変更及びその他記載の変更

添付資料－8

- ・2号機原子炉圧力容器窒素封入ライン追設に伴う記載の変更

添付資料－1 2

- ・2号機原子炉圧力容器窒素封入ライン追設について新規記載

2.3 使用済燃料プール設備

本文

- ・3号機使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備配管撤去に伴う記載の変更及び削除
- ・高所送水車配備に伴う記載の変更

添付資料－2

- ・3号機使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備配管撤去に伴う記載の変更

添付資料－3

- ・3号機使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備配管撤去に伴う記載の変更

添付資料－8

- ・3号機使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備配管撤去に伴う記載の変更

添付資料－ 9

- ・ 3号機使用済燃料プール内の燃料取出し完了に伴う記載の削除
- ・ 高所送水車配備に伴う記載の変更

添付資料－ 1 0

- ・ 3号機使用済燃料プール内の燃料取出し完了に伴う水温及び水質変化図の削除

添付資料－ 1 2

- ・ 3号機使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備配管撤去に伴う系統概略図の変更及びその他記載の変更

添付資料－ 1 3

- ・ 3号機使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備配管撤去に伴う記載の変更

添付資料－ 1 4

- ・ 3号機使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備配管撤去に伴う記載の変更
- ・ 3号機使用済燃料プール循環系の主要仕様について記載の追加
- ・ 記載の適正化

2.15 放射線管理関係設備等

本文

- ・ 変更なし

添付資料－ 2

- ・ 変更なし

2.41 放射性物質分析・研究施設第1棟

本文

- ・ 変更なし

2.43 油処理装置

本文

- ・ 記載の適正化

2.44 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（増設雑固体廃棄物焼却設備）

本文

- ・ 変更なし

添付資料－ 1 4

- ・ 変更なし

添付資料－ 1 5

- ・ 変更なし

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編 (1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

第4章 運転管理

第16条の2

- ・高所送水車配備に伴う記載の変更

第20条

- ・3号機使用済燃料プール内の燃料取出し完了に伴う記載の変更

第7章 放射線管理

第57条, 第60条

- ・変更なし

附則

- ・3号機使用済燃料プール内の燃料取出し完了に伴う記載の変更
- ・高所送水車配備に伴う記載の変更
- ・保全区域設定基準の明確化に伴う変更
- ・原規規発第2109223号にて認可された実施計画の反映

添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (1 / 2)

- ・変更なし

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (2 / 2)

- ・変更なし

増設焼却炉建屋 1階・2階

- ・変更なし

放射性物質分析・研究施設第1棟 1階・2階

- ・変更なし

放射性物質分析・研究施設第1棟 3階・R階

- ・変更なし

添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

- ・原規規発第2109223号にて認可された実施計画の反映

増設焼却炉建屋 1階・2階

- ・変更なし

放射性物質分析・研究施設第1棟 1階・2階

- ・変更なし

放射性物質分析・研究施設第1棟 3階・R階

- ・変更なし

添付3 保全区域図

福島第一原子力発電所保全区域図

- ・保全区域設定基準の明確化に伴う変更

第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第7章 放射線管理

第98条, 第101条

- ・変更なし

附則

- ・保全区域設定基準の明確化に伴う変更
- ・原規規発第2109223号にて認可された実施計画の反映

添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (1 / 2)

- ・変更なし

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (2 / 2)

- ・変更なし

増設焼却炉建屋 1階・2階

- ・変更なし

放射性物質分析・研究施設第1棟 1階・2階

- ・変更なし

放射性物質分析・研究施設第1棟 3階・R階

- ・変更なし

添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

- ・原規規発第2109223号にて認可された実施計画の反映

増設焼却炉建屋 1階・2階

- ・変更なし

放射性物質分析・研究施設第1棟 1階・2階

- ・変更なし

放射性物質分析・研究施設第1棟 3階・R階

- ・変更なし

添付3 保全区域図

福島第一原子力発電所保全区域図

- ・保全区域設定基準の明確化に伴う変更

第3編 (保安に係る補足説明)

3 放射線管理に係る補足説明

3.1 放射線防護及び管理

3.1.2 放射線管理

本文

- ・変更なし

以上

別添

2.2 原子炉格納容器内窒素封入設備

2.2.1 基本設計

2.2.1.1 設置の目的

原子炉格納容器内窒素封入設備は、水素爆発を予防するために、原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内に窒素を封入することで不活性雰囲気を維持することを目的とする。

2.2.1.2 要求される機能

- (1) 原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内の雰囲気の水素の可燃限界以下に維持できる機能を有すること。
- (2) 動的機器は多重性または多様性及び独立性を備えること。
- (3) 異常時にも適切に対応できる機能を有すること。

2.2.1.3 設計方針

原子炉格納容器内窒素封入設備は、原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内における水の放射線分解による水素と酸素の発生量に対して、水素可燃限界に至らないよう（水素濃度：4%以下）窒素を封入できる設計とする。

そのため、次の設計方針に基づいて設計する。

(1) 窒素封入機能

原子炉格納容器内窒素封入設備は、原子炉圧力容器内雰囲気及び原子炉格納容器内雰囲気を可燃限界以下にするために必要な窒素濃度、窒素封入流量、窒素封入圧力を確保する設計とする。

(2) 逆流防止機能

原子炉格納容器内窒素封入設備は、窒素封入ラインから原子炉圧力容器内ガスや原子炉格納容器内ガスが逆流し、屋外に放出されない設計とする。

(3) 構造強度

原子炉格納容器内窒素封入設備は、材料の選定、製作及び検査について、適切と認められる規格及び基準によるものとする。

(4) 多重性・多様性

原子炉格納容器内窒素封入設備のうち動的機器は多重性を備えた設計とし、定期的に機能確認が行える設計とする。また、原子炉格納容器内への窒素封入ラインは多様性を備えた設計とする。

(5) 異常時への対応機能

外部電源喪失の場合でも，所内の独立した電源設備から受電できる設計とする。

さらに，津波等により設備に破壊や損傷が生じた場合であっても，窒素封入が速やかに再開できる設計とする。

(6) 火災防護

火災の早期検知に努めるとともに，消火設備を設けることで初期消火を行い，火災により安全性を損なうことのないようにする。

(7) 検査可能性に対する設計上の考慮

原子炉格納容器内窒素封入設備は，原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内雰囲気を可燃限界以下にできることを確認するための検査が可能な設計とする。

2.2.1.4 供用期間中に確認する項目

- (1) 原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内の雰囲気の水素可燃限界以下に保つために必要な封入量以上（添付資料－4）で窒素を封入できること。
- (2) 原子炉格納容器内の水素濃度が可燃限界以下であること。

2.2.1.5 主要な機器

2.2.1.5.1 系統構成

原子炉格納容器内窒素封入設備は窒素ガス分離装置3台を高台に設置し，ヘッダを介して1～3号機へ窒素を封入しており，窒素ガス分離装置の単一故障によって窒素封入が長期間停止することを防止する。また，窒素ガス分離装置の定期的な機能確認を単独で行えるようにするとともに，系統を隔離しての補修作業が可能となるようにする。更に，高台に非常用窒素ガス分離装置及び専用のディーゼル発電機（以下，D/Gという）を設置する。主要設備構成を以下に記載する。（添付資料－1）

(1) 窒素ガス分離装置

原子炉格納容器内窒素封入設備は，3台の窒素ガス分離装置をヘッダを介して連結し，1～3号機の原子炉圧力容器及び原子炉格納容器へ窒素を封入できるように構成される。なお，2台の窒素ガス分離装置については所内電源系統の他に独立した専用のD/Gからの受電が可能である。

また予備としては所内電源系統から独立した専用のD/Gから受電する非常用窒素ガス分離装置を配置する。

(2) 窒素封入ライン

原子炉格納容器内窒素封入設備は、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器の両方へ窒素を封入できるラインを設置する。(添付資料-3, 7)

なお、窒素封入ラインは、ガスが逆流するのを防止するため、既設配管との取り合い部に近い位置に逆止弁を設置するとともに、ラインからの漏えいにより全体の圧力が低下し窒素の封入に支障が出ないように、適宜コック弁を設け、漏えい部を適宜隔離できる構造とする。また、原子炉格納容器への窒素の封入は、原子炉圧力容器へ封入した窒素が原子炉格納容器に流入することによっても封入されることから、多様性が確保される。

(3) 電源

常用の窒素ガス分離装置は、複数系統の所内高圧母線から受電できる構成とする。外部電源喪失の場合でも、非常用所内電源から電源を供給することで常用の窒素ガス分離装置のいずれか1台の運転が可能な構成とする。

また、窒素ガス分離装置A、B及び非常用窒素ガス分離装置には専用のD/Gを有しており、全交流電源喪失の場合でも窒素の封入が可能となる設備とする。

(4) 監視装置

原子炉格納容器内窒素封入設備は、窒素濃度、窒素封入流量、窒素封入圧力等のパラメータを監視し、原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内へ窒素が適切に封入されていることを確認できる構造とする。

これらのパラメータのうち、窒素濃度、窒素封入流量及び窒素封入圧力については免震重要棟にて遠隔監視が可能な設備とする。

2.2.1.6 自然災害対策等

(1) 津波

原子炉格納容器内窒素封入設備については、仮設防潮堤により、アウターライズ津波による浸水を防止する。また、仮設防潮堤を越える津波等により、原子炉格納容器内窒素封入設備に破壊や損傷が生じることを想定し、高台(T.P. 33.5m盤)に窒素ガス分離装置を設置し、ホースや取り付け治具についても予備品を準備し、速やかに窒素の封入が再開できるようにする。

(2) 火災防護

原子炉格納容器内窒素封入設備には潤滑油やD/G用燃料等の危険物が存在するため、可能な限り可燃物を排除するとともに、ホースには可能な限り難燃性の保護カバーを取り付ける。

また、危険物を内包する機器の近傍には初期消火の対応ができるよう近傍に消火器を設置するとともに、補給用潤滑油については施錠管理された危険物倉庫にて保管を行う。

窒素封入設備は巡視点検ならびに窒素封入設備の運転データの監視を行っているため、火災発生について確認可能である。

(3) 豪雨

窒素ガス分離装置は設計上、側溝が整備されているエリアに設置し、またコンテナ内や屋根カバー内に設置することから、豪雨に耐えうる構造としている。

屋外の窒素封入ラインは、全て屋外仕様品を用いており、豪雨による機器への影響は受けない設計としている。屋内の窒素封入ラインは、各号機原子炉建屋内及びタービン建屋内に設置しているため、豪雨による設備損傷の恐れはない。

万一の損傷を考慮し、高台に窒素ガス分離装置を設置し、ホースや取り付け治具についても予備品を準備し、速やかに窒素の封入が再開できるようにする。

(4) 強風(台風・竜巻)

窒素ガス分離装置は、コンテナや屋根カバーにより強風(台風)に耐えうる構造としている。

また、屋外の窒素封入ラインが強風により破壊や損傷が生じた場合は予備のホースや取り付け治具を使用し、速やかに窒素の封入が再開できるようにする。屋内の窒素封入ラインについては各号機原子炉建屋内及びタービン建屋内に設置しているため、強風による設備損傷の恐れはない。

万一の強風での損傷を考慮し、窒素ガス分離装置を複数台設置し、運転切り替えを行うことで速やかに窒素封入が再開できるようにする。

2.2.1.7 構造強度及び耐震性

(1) 構造強度

窒素封入設備は、重要度分類指針上の不活性ガス系設備に相当するクラス3機器と位置付けられる。この適用規格は、「JSME S NC-1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(以下、設計・建設規格という)」で規定されるものであるが、設計・建設規格は、鋼材を基本とした要求事項を設定したものであり、耐圧ホース等の非金属材料についての基準がない。従って、鋼材を使用している主要設備については、設計・建設規格のクラス3機器相当での評価を行い、非金属材料については、当該設備に加わる機械的荷重により損傷に至らないことをもって評価を行う。この際、当該の設備がJISや独自の製品規格等を有している場合や、試験等を実施した場合はその結果などを活用し、評価を行う。また、溶接部については、耐圧試験、系統機能試験等を行い、有意な変形や漏えい等のないことをもって評価を行なう。(添付資料-2)

(2) 耐震性

原子炉格納容器内窒素封入設備は耐震設計審査指針上の耐震Cクラス相当の設備と位置づけられることから、原則として一般構造物と同等の耐震性を有する設計とする。

具体的には、「建築設備耐震設計・施工指針（2005年版）」を参考とし、静的震度（1.2Ci）に基づく主要機器の転倒評価を行い、窒素ガス分離装置について静的震度（1.2Ci）に対する評価で問題ないことを確認する。なお、窒素ガス分離装置A、B及び非常用窒素ガス分離装置については、耐震Sクラス相当の静的震度（3.6Ci）に対する評価も行い、転倒しないことを確認する。

その他にも主要な設備への固縛の実施や、フレキシビリティを有する材料を使用するなどし、耐震性を確保する。また、フレキシビリティのない設備の取り付け部等については、地震後の設備点検にて異常のないことの確認を行う。（添付資料-2）

2.2.1.8 機器の故障への対応

2.2.1.8.1 機器の単一故障

(1) 窒素ガス分離装置故障

現在使用している窒素ガス分離装置が故障した場合は、現場にて待機状態となっている窒素ガス分離装置の起動を行い、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への窒素封入を再開する。

（所要時間（目安）：2時間程度）※

(2) 電源喪失

窒素封入設備の電源は多重化されており、片側の電源が喪失した場合、予備機側に切り替えることで、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への窒素封入を再開する。

（所要時間（目安）：2時間程度）※

変圧器や所内母線の故障など電源切替に長時間を要する場合は、専用のD/Gを持つ窒素ガス分離装置A、B又は非常用窒素ガス分離装置を起動することで、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への窒素封入を再開する。

（所要時間（目安）：3時間程度）※

(3) 窒素封入ラインの損傷

窒素封入ホースが破損した場合は、予備品のホースと交換する。

（所要時間（目安）：8時間程度）※

※：所要時間（目安）とは復旧作業の着手から完了までの時間（目安）である。

2.2.1.8.2 複数の設備が同時に機能喪失した場合

地震、津波等により万が一、窒素封入設備の複数の系統や機器の機能が同時に喪失した

場合には、当該設備の停止、隔離、巡視点検を行い、窒素ガス分離装置 A、B 又は非常用窒素ガス分離装置と専用の D/G、予備のホース及び取り付け治具を用いて速やかに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への窒素封入を再開する。

原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への窒素の封入が停止してから、これらの容器内の雰囲気の水素の可燃限界に至るまでは最短でも 100 時間程度（添付資料-5）であることから、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器の水素爆発を防止することは可能であると考えている。

2.2.1.8.3 水素の滞留が確認された機器への窒素封入

高濃度の水素滞留が確認された機器については、不活性状態にするため窒素の封入を行う。（添付資料-6）

2.2.2 基本仕様

(1) 窒素ガス分離装置 A（外部電源及び専用 D/G 電源）（完成品）

台数	1
容量	90m ³ /h(Normal) 以上
窒素純度	99.0%以上
電気容量	93.8kVA

(2) 窒素ガス分離装置 B（外部電源及び専用 D/G 電源）（完成品）

台数	1
容量	90m ³ /h(Normal) 以上
窒素純度	99.0%以上
電気容量	93.8kVA

(3) 窒素ガス分離装置 A 及び B 用 専用 D/G（完成品）

台数	1
容量	125kVA 以上
力率	約 0.8（遅れ）
電圧	約 400V
周波数	50Hz
タンク容量	250 l 以上

（発電機 75%負荷時における消費量 24.2 l/h（参考値））

(4) 窒素ガス分離装置C (外部電源) (完成品)

台数	1
容量	120m ³ /h (Normal)
窒素純度	99.0%以上
電気容量	111kVA

(5) 非常用窒素ガス分離装置 (専用D/G電源) (完成品)

台数	1
容量	500m ³ /h (Normal)
窒素純度	99.0%以上

(6) 非常用窒素ガス分離装置用 専用D/G (完成品)

台数	2
容量	15kVA 以上
力率	約 0.8 (遅れ)
電圧	約 200V
周波数	50Hz
タンク容量	50 l 以上

(発電機 75%負荷時における消費量 3.8 l/h (参考値))

表 2.2-1 主要配管仕様

名称	仕様	
【窒素封入ライン】 (ホース)	呼び径 材質 最高使用圧力	50A 相当 合成ゴム 1.0MPa
(ホース)	呼び径 材質 最高使用圧力	25A 相当 合成ゴム 1.0MPa
(ホース)	呼び径 材質 最高使用圧力	25A 相当 軟質塩化ビニール 1.0MPa
(鋼管)	呼び径 材質 最高使用圧力	25A/Sch. 80 STPT410 1.0MPa
(鋼管)	呼び径 材質 最高使用圧力	25A/Sch. 40 SUS304TP 1.0MPa

2.2.3 添付資料

- 添付資料－1 系統概略図
- 添付資料－2 構造強度及び耐震性について
- 添付資料－3 窒素封入ラインの構成
- 添付資料－4 水素発生量の評価について
- 添付資料－5 窒素封入停止時の時間余裕について
- 添付資料－6 サプレッションチェンバ内の不活性化について
- 添付資料－7 1号機ジェットポンプ計装ラックを用いた窒素封入設備について
- 添付資料－8 原子炉圧力容器封入ラインの二重化及び窒素ガス分離装置A, Bの取替等について
- 添付資料－9 窒素ガス分離装置用専用D/Gについて
- 添付資料－10 原子炉格納容器内窒素封入設備に係わる確認事項について
- 添付資料－11 1号機原子炉格納容器窒素封入ライン（不活性ガス系）の撤去について
- 添付資料－12 2号機原子炉圧力容器窒素封入ライン追設について

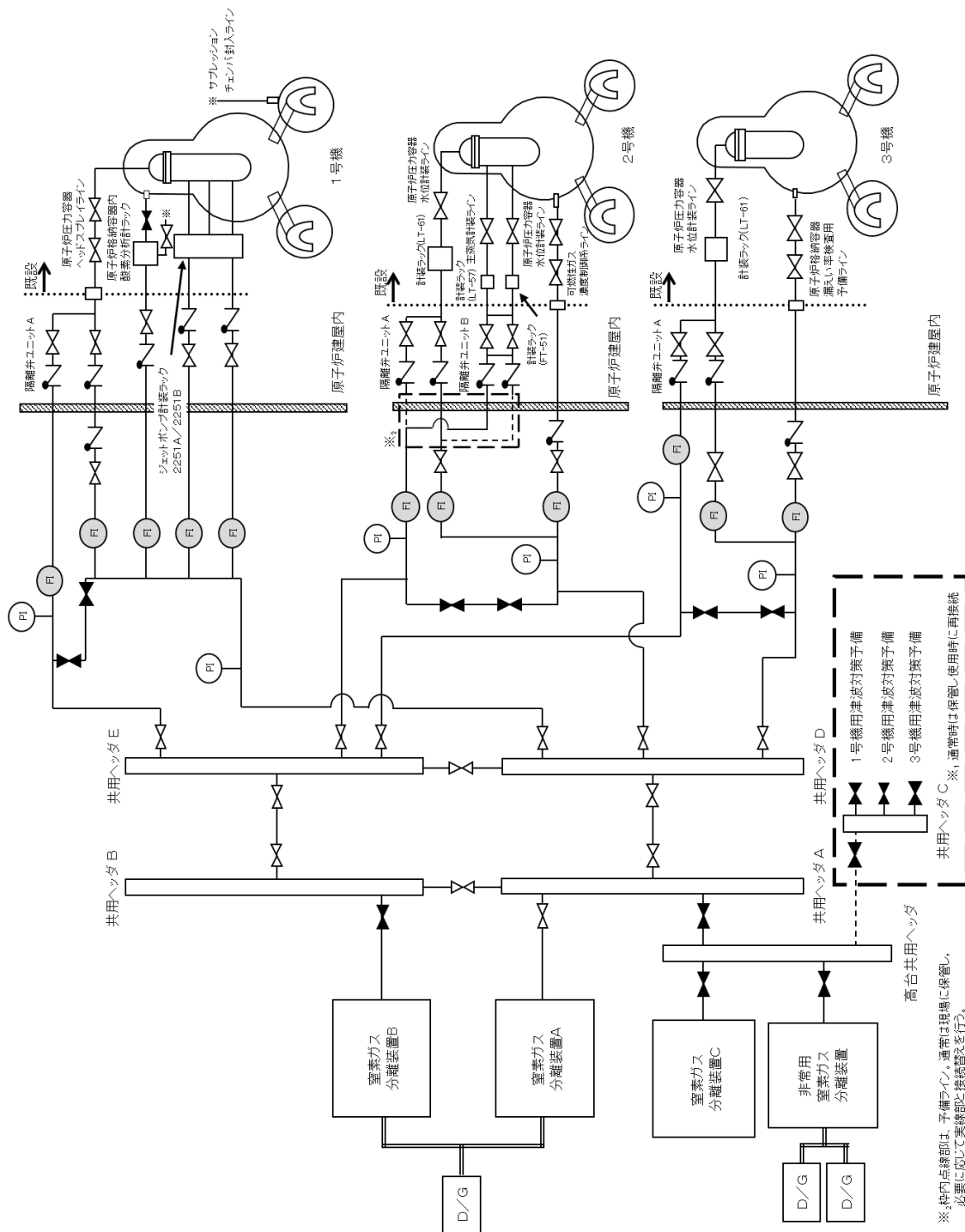


図-1 原子炉格納容器内窒素封入設備 系統概略図

構造強度及び耐震性について

1. 窒素ガス分離装置の構造強度及び耐震性

1. 構造強度

窒素ガス分離装置A, B, C及び非常用窒素ガス分離装置に用いる容器の一部については、圧力容器構造規格の第二種圧力容器構造規格を適用しており、JIS B 8265（圧力容器の構造—一般事項）の規格計算を行い、必要板厚を満足することを確認する。

表—1 に板厚計算の結果を示す。当該機器は必要板厚を満足しており、原子炉格納容器内窒素封入設備の最高使用圧力に十分耐えうる構造強度を有していることを確認した。

表—1 第二種圧力容器 板厚計算結果

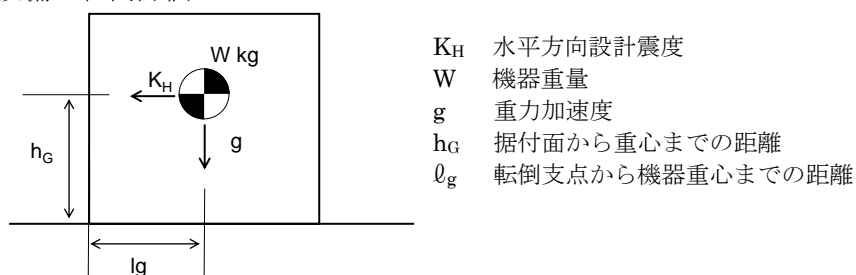
設備名		部位	必要板厚 (mm)	使用板厚 (mm)
窒素ガス 分離装置 A	吸着槽	胴板	5.56	9
		皿形鏡板	5.86	9
		半楕円形鏡板	4.17	12
		平ふた板	21.93	26
	製品槽	胴板	5.56	9
		皿形鏡板	5.86	9
窒素ガス 分離装置 B	吸着槽	胴板	5.56	9
		皿形鏡板	5.86	9
		半楕円形鏡板	4.17	12
		平ふた板	21.93	26
	製品槽	胴板	5.56	9
		皿形鏡板	5.86	9
窒素ガス 分離装置 C	活性炭槽	胴板	3.51	4.5
		半楕円形鏡板	2.75	4.5
		平ふた板	11.94	22
	空気槽	胴板	4.23	4.5
		半楕円形鏡板	3.24	4.5
	吸着槽	胴板	4.23	4.5
		半楕円形鏡板	3.24	4.5
		平ふた板	17.67	24
	製品槽	胴板	4.23	4.5
		半楕円形鏡板	3.24	4.5

設備名		部位	必要板厚 (mm)	使用板厚 (mm)
非常用 窒素ガス 分離装置	活性炭槽	胴板	4.07	6
		皿形鏡板	4.27	5
	吸着槽	胴板	4.39	6
		半楕円形鏡板	4.19	5
	製品槽	胴板	3.77	6
		皿形鏡板	3.94	5

2. 耐震性

窒素ガス分離装置 A, B, C 及び非常用窒素ガス分離装置については、建築設備耐震設計・施工指針 (2005 年版) を参考とし、静的地震力を用いて、耐震設計審査指針上の耐震 C クラス相当の地震力 ($1.2C_i = 0.24$) にて設備が転倒しないことの評価を行う。

・設備の転倒評価



地震によるモーメント : $M_1 = W \times g \times K_H \times h_G$

自重によるモーメント : $M_2 = W \times g \times l_g$

表一 2 に転倒評価の結果を示す。当該機器は地震力に対して転倒せず、必要な耐震性を有していることを確認した。

表一 2 窒素ガス分離装置 転倒評価結果 (耐震 C クラス相当の静的震度)

設備名称	地震によるモーメント M_1 [N·m]	自重によるモーメント M_2 [N·m]	評価
窒素ガス分離装置 A	25166	116473	転倒しない
窒素ガス分離装置 B	25166	116473	転倒しない
窒素ガス分離装置 C	7259	15877	転倒しない
非常用窒素ガス分離装置	24172	85219	転倒しない

なお、窒素ガス分離装置 A, B 及び非常用窒素ガス分離装置については、耐震 S クラ

ス相当の静的震度（3.6Ci=0.72）での転倒評価も行い、転倒しないことを確認した。表一3に転倒評価の結果を示す。

表一3 窒素ガス分離装置A, B及び非常用窒素ガス分離装置 転倒評価結果
(耐震Sクラス相当の静的震度)

設備名称	地震によるモーメント M ₁ [N・m]	自重によるモーメント M ₂ [N・m]	評価
窒素ガス分離装置A	75498	116473	転倒しない
窒素ガス分離装置B	75498	116473	転倒しない
非常用窒素ガス分離装置	72515	85219	転倒しない

2. ホース

(1) 構造強度

ホースは設計・建設規格に記載がない材料であるが、通常運転状態における漏えい確認試験を行い、有意な変形や漏えいがないことを確認していることから、必要な構造強度を有しているものと判断する。

(2) 耐震性

ホースは、フレキシビリティを有しており、地震変位による有意な応力は発生しないと考えられる。

3. 既設設備の耐震性

原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への窒素の封入ライン（既設配管）の耐震性は以下の表一4の通り。

表一4 窒素封入ライン（既設配管）の耐震性

	原子炉圧力容器	原子炉格納容器
1号機	原子炉圧力容器頂部冷却系 (耐震Sクラス) ジェットポンプ計装ラック (耐震Sクラス)	原子炉格納容器内酸素分析計ラック (耐震Cクラス)
2号機	原子炉圧力容器水位計装ライン (耐震Sクラス) 主蒸気計装ライン (耐震Sクラス)	可燃性ガス濃度制御系 (耐震Sクラス)
3号機	原子炉圧力容器水位計装ライン (耐震Sクラス)	原子炉格納容器漏えい率検査用予備ライン (耐震Sクラス)

2 / 3号機については、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器とも耐震Sクラス配管に接続されており、耐震上問題はない。

1号機については、原子炉格納容器への窒素の封入は耐震Cクラス設備である原子炉格納容器内酸素分析計ラックに接続されているため、大きな地震が発生した場合、既設配管の影響が懸念される。しかし、原子炉圧力容器への窒素封入ラインが耐震Sクラスであることから、原子炉圧力容器へ封入した窒素が原子炉格納容器側に流入し窒素で満たされるため問題はない。これらの既設封入ラインは東北地方太平洋沖地震でも健全性が維持されていたものである。

なお、既設設備の強度、耐震性等については以下の工事計画認可申請書等による。

- ・ 1号機 原子炉圧力容器頂部冷却系
建設時第7回工事計画認可申請書（43公第13412号 昭和44年4月7日認可）
建設時第4回工事計画軽微変更届出書（総官第503号 昭和45年7月2日届出）
工事計画認可申請書（53資庁第10621号 昭和53年9月25日認可）
工事計画認可申請書（平成20・08・26原第10号 平成20年9月10日認可）
- ・ 1号機 ジェットポンプ計装ラック
福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成22・03・25原第9号 平成23年2月7日認可）
- ・ 2号機 原子炉圧力容器水位計装ライン及び主蒸気計装ライン
建設時第14回工事計画認可申請書（46公第11145号 昭和46年8月17日認可）
建設時第3回工事計画軽微変更届出書（総官第685号 昭和47年9月28日届出）
工事計画認可申請書（53資庁第13643号 昭和54年1月5日認可）
- ・ 3号機 原子炉圧力容器水位計装ライン
建設時第11回工事計画認可申請書（47公第8267号 昭和47年9月28日認可）
建設時第26回工事計画軽微変更届出書（総官第459号 昭和49年7月11日届出）

窒素封入ラインの構成

1. 1号機

(1) 原子炉压力容器窒素封入ライン：

既設の原子炉压力容器ヘッドスプレイラインのテストラインに接続しており，原子炉压力容器の T. P. 32, 500 付近の位置より窒素の封入が可能である。

また，既設のジェットポンプ計装ラックのドレンラインに接続しており，原子炉压力容器の T. P. 15, 300 付近，16, 900 付近，24, 200 付近の位置より窒素の封入が可能である。

(2) 原子炉格納容器窒素封入ライン：

既設の原子炉格納容器内酸素分析計ラックに接続しており，原子炉格納容器の T. P. 13, 500 付近の位置より窒素の封入が可能である。

2. 2号機

(1) 原子炉压力容器窒素封入ライン：

既設の原子炉压力容器水位計の計装ラインに接続しており，原子炉压力容器の T. P. 34, 500 付近，T. P. 25, 800 付近の位置より窒素の封入が可能である。

また，既設の主蒸気計装ラインに接続しており，原子炉压力容器の T. P. 29, 100 付近の位置より窒素の封入が可能である。

(2) 原子炉格納容器窒素封入ライン：

既設の可燃性ガス濃度制御系 A 系の配管テストタップに接続しており，原子炉格納容器の T. P. 13, 900 付近の位置より窒素の封入が可能である。

3. 3号機

(1) 原子炉压力容器窒素封入ライン：

既設の原子炉压力容器水位計の計装ラインに接続しており，原子炉压力容器の T. P. 34, 500 付近の位置より窒素の封入が可能である。

(2) 原子炉格納容器窒素封入ライン：

既設の格納容器漏えい率検査用予備ラインに接続しており，原子炉格納容器の T. P. 13, 500 付近の位置より窒素の封入が可能である。

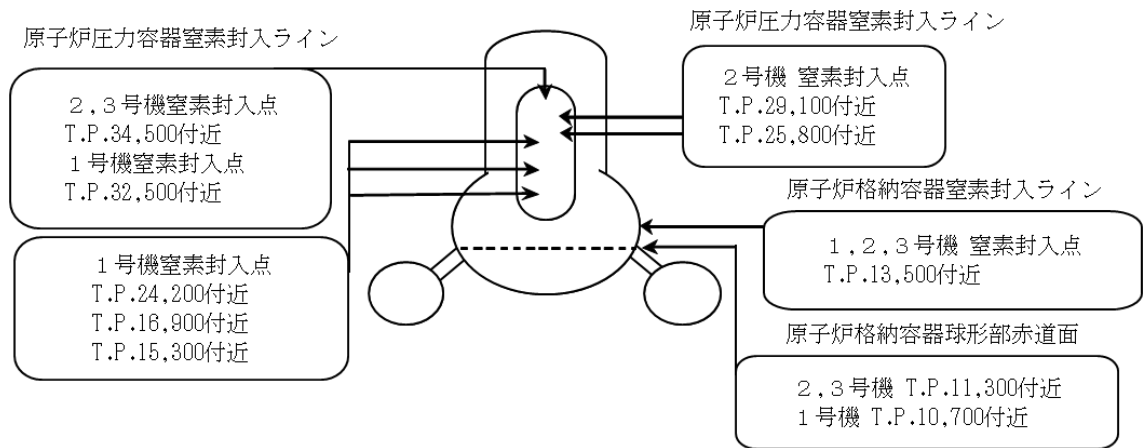


図-1 窒素封入ライン概略図

原子炉圧力容器封入ラインの二重化及び窒素ガス分離装置A， Bの取替等について

1. はじめに

水素爆発を予防するために，原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内に窒素を封入することで，不活性雰囲気を維持する設備である原子炉格納容器内窒素封入設備の圧力容器封入ラインのうち，1号機ヘッドスプレイライン及び2，3号機水位計装ラインについて，新たにホース，流量計ユニット，隔離弁ユニット及び共用ヘッダを設置し，二系統の封入ラインを有する設備（以下，「二重化封入ライン」という。）とする。

また，本工事に併せ，窒素ガス分離装置A及びBの取替，及び窒素ガス分離装置A及びB用専用ディーゼル発電機（以下，「AB専用D/G」という。）を設置する。なお，窒素ガス分離装置A及びBについては，基本設計及び基本仕様を「2.2.1 基本設計」及び「2.2.2 基本仕様」に，構造強度及び耐震性については「2.2.1.7 構造強度及び耐震性」及び「2.2.3 添付資料 添付資料－ 2 構造強度及び耐震性について」に記載し，AB専用D/Gについては，添付資料－ 9に記載する。

2. 基本設計及び基本仕様

二重化封入ラインの基本設計及び基本仕様については，「2.2.1 基本設計」及び「2.2.2 基本仕様」に基づく。

3. 構造強度及び耐震性

二重化封入ラインの構造強度及び耐震性については，「2.2.1.7 構造強度及び耐震性」に基づく。

3.1 流量計ユニット，隔離弁ユニット及び共用ヘッダ

(1) 構造強度

二重化封入ラインの流量計ユニット，隔離弁ユニット及び共用ヘッダを構成する鋼管については，設計・建設規格に基づき，系統最高使用圧力に対して十分な厚さを有していることを確認しており，使用条件に対して十分な構造強度を有していると判断する（表－ 1 参照）。

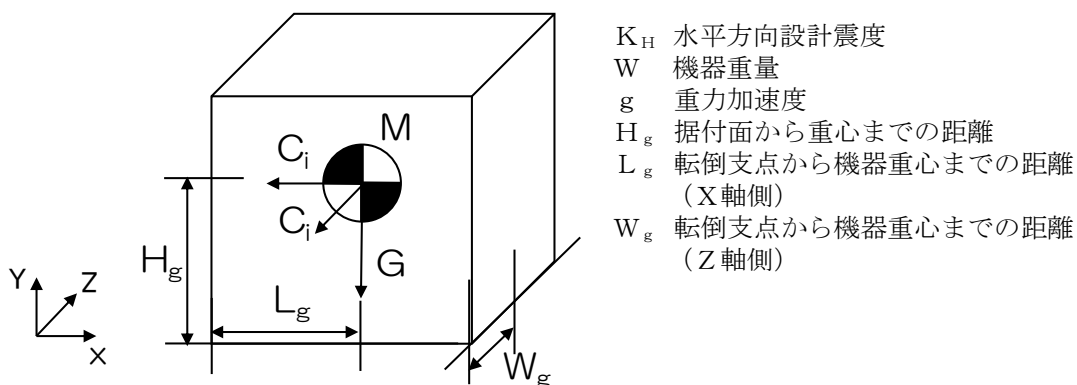
表－ 1 配管強度確認結果

型式	公称肉厚 [mm]	設計・建設規格上の必要最小厚さ[mm]
円型	3.4	0.14

(2) 耐震性

流量計ユニット，隔離弁ユニット及び共用ヘッダについては，建築設備耐震設計・施工指針（2005年版）を参考とし，静的地震力を用いて，耐震設計審査指針上の耐震Cクラス相当の地震力（ $1.2C_i = 0.24$ ）にて設備が転倒しないことの評価を行う。

・設備の転倒評価



地震によるモーメント : $M_1 = W \times g \times K_H \times H_g$

自重によるモーメント（X軸側）: $M_2 = W \times g \times L_g$

自重によるモーメント（Z軸側）: $M_3 = W \times g \times W_g$

表-2 に転倒評価の結果を示す。当該機器は地震力に対して転倒せず，必要な耐震性を有していることを確認した。

表-2 流量計ユニット，隔離弁ユニット及び共用ヘッダ 転倒評価結果
（耐震Cクラス相当の静的震度）

設備名称	地震による モーメント M_1 [N・m]	自重による モーメント （X軸側） M_2 [N・m]	自重による モーメント （Z軸側） M_3 [N・m]	評価
流量計ユニット	38.26	603.52	154.74	転倒しない
隔離弁ユニットA	32.75	606.92	140.11	転倒しない
共用ヘッダ	48.66	810.96	349.75	転倒しない

(3) 環境条件対策

a. 内部の劣化

流量計ユニット，隔離弁ユニット及び共用ヘッダの封入流体は高純度窒素（99%以上）の為，酸化による劣化は発生せず、封入流体による内部の劣化はない。

b. 紫外線対策

流量計ユニット，隔離弁ユニット及び共用ヘッダは鋼材を使用するため，紫外線による影響は考えられない。

3.2 ホース

(1) 構造強度

ホースは設計・建設規格に記載がない材料であるが，一般高圧ガス保安規則に基づき最高使用圧力の1.25倍以上にて耐圧試験を実施して有意な変形が無いこと，及び最高使用圧力以上にて漏えいがないことを確認することにより，必要な構造強度を有していると評価する。

(2) 耐震性

ホースは，フレキシビリティを有しており，地震変位による有意な応力は発生しない。

(3) 環境条件対策

a. 内部の劣化

ホースの封入流体は高純度窒素（99%以上）の為，酸化による劣化は発生せず，封入流体による内部からの劣化はない。

b. 紫外線対策

ホースは紫外線防止効果のある保護カバー内に設置することにより紫外線劣化を防止する。

c. 人的損傷及び外的要因による損傷への対策

ホースは硬質ポリエチレン製の保護カバー内に設置することにより人的損傷及び外的要因による損傷を防止する。

4. 本工事における考慮事項

(1) 被ばく低減対策

事前に作業環境に応じた合理的な作業計画を立て，放射線業務従事者の被ばく線量をできる限り低減する。特に，原子炉建屋内での作業については，設置する物品は建屋外にて組立や作業工程の細分化を実施し，搬入や設置時間を短縮することで被ばく低減を図る。

(2) 瓦礫類発生量

- a. 原子炉圧力容器封入ラインの二重化及び窒素ガス分離装置A及びBの取替に伴い、約200m³の瓦礫類が発生見込みである。
- b. 瓦礫類は、撤去・廃棄時に表面線量率を測定し、表面線量率が1mSv/h以下のものについては、一時保管エリアE1, P2, W, Xもしくは固体廃棄物貯蔵庫第9棟地上1階へ搬入する。原子炉建屋内の瓦礫類（約1m³）については、表面線量率が1mSv/hを超えた場合、一時保管エリアE2, Q及び固体廃棄物貯蔵庫第3～第8棟及び9棟地下1, 2階に搬入する。

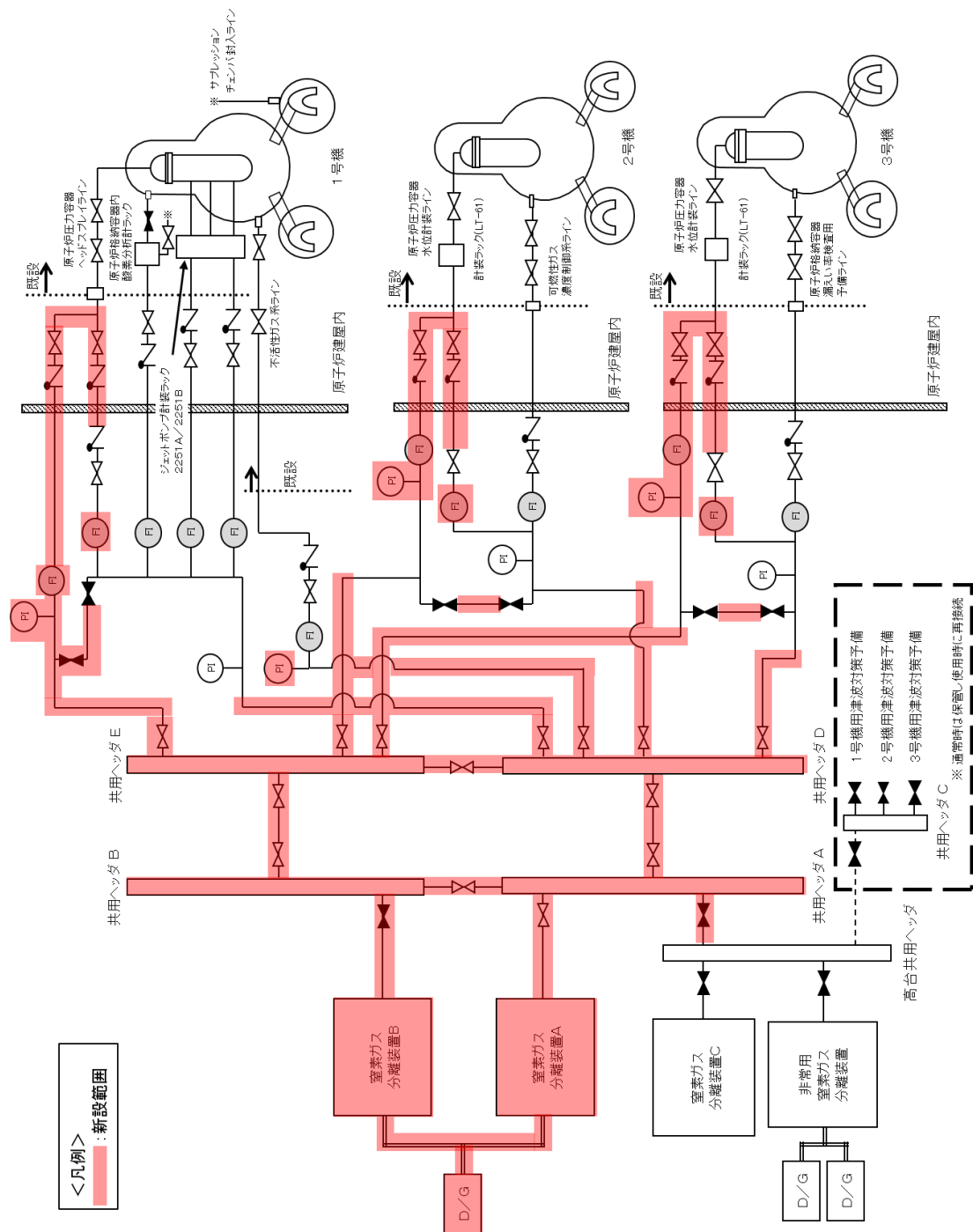


図-1 新設範囲図

別紙

別紙ー1 二重化封入ライン，窒素ガス分離装置A及びB等に係わる申請範囲

二重化封入ライン，窒素ガス分離装置A及びB等に係わる申請範囲

今回（運総発官29第285号）の申請範囲は，福島第一原子力発電所の以下の部分である。

申請範囲	備考
2.2 原子炉格納容器内窒素封入設備 2.2.1 基本設計 2.2.1.3 設計方針	・検査可能性に対する設計上の考慮に関する記載の追加
2.2.1.5 主要な機器 2.2.1.5.1 系統構成	・窒素ガス分離装置A及びBの設置位置変更及び専用D/G追加に伴う記載変更 ・窒素封入設備窒素濃度の遠隔監視化に伴う記載変更
2.2.1.7 構造強度及び耐震性	・窒素ガス分離装置A及びBの仕様変更に伴う記載変更
2.2.2 基本仕様	・窒素ガス分離装置A及びBの仕様変更及び専用D/G追加に伴う記載変更
2.2.2 基本仕様 表2.2-1 主要配管仕様	・ホースの仕様を追加 ・鋼管の仕様を追加
2.2.3 添付資料	・添付資料－8，9及び10の追記
添付資料－1 原子炉格納容器内窒素封入設備 系統概略図	・二重化封入ライン，窒素ガス分離装置A及びB用専用D/G追加の追記
添付資料－2 構造強度及び耐震性について 1. 窒素ガス分離装置の構造強度及び耐震性	・窒素ガス分離装置A及びBの仕様変更に伴う記載変更
添付資料－3 窒素封入ラインの構成	・O. P. 表記からT. P. 表記への記載の変更
添付資料－8 原子炉圧力容器封入ラインの二重化及び窒素ガス分離装置A，Bの取替等について	・新規追加
別紙－1 二重化封入ライン，窒素ガス分離装置A及びB等に係わる申請範囲	・新規追加

添付資料－ 9 窒素ガス分離装置用専用D/ Gについて	・新規追加
添付資料－ 10 原子炉格納容器内窒素封入 設備に係わる確認事項に ついて	・新規追加

2号機原子炉压力容器窒素封入ライン追設について

1. 工事概要

原子炉格納容器内窒素封入設備の内，2号機原子炉压力容器窒素封入点については，単一構成であることから，原子炉建屋内に隔離弁ユニット及び流路を形成する窒素封入ラインを2箇所追設（以下，「追設封入ライン」という。）し，設備の信頼性向上を図る。

また，万一の隔離弁ユニットや封入ラインの損傷による供給停止に備え，各流量調整ユニットから隔離弁ユニット間に予備ホースを設置し，ホースの接続切替による速やかな原子炉压力容器内窒素封入の再開を可能とする。

2. 基本設計及び基本仕様

追設封入ラインの基本設計及び基本仕様については，「2.2.1 基本設計」及び「2.2.2 基本仕様」に基づく。

3. 構造強度及び耐震性

追設封入ラインの構造強度及び耐震性については，「2.2.1.7 構造強度及び耐震性」に基づく。

3.1 隔離弁ユニット

(1) 構造強度

追設封入ラインの隔離弁ユニットを構成する鋼管については，設計・建設規格に基づき，系統最高使用圧力に対して十分な厚さを有していることを確認しており，使用条件に対して十分な構造強度を有していると判断する（表－1参照）。

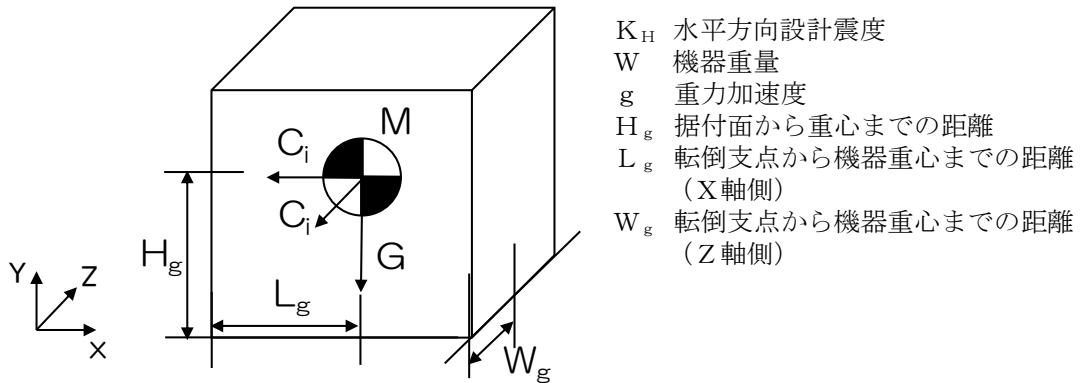
表－1 配管強度確認結果

型式	公称肉厚 [mm]	設計・建設規格上の必要最小厚さ[mm]
円型	3.4	0.14

(2) 耐震性

隔離弁ユニットについては，建築設備耐震設計・施工指針（2005年版）を参考とし，静的地震力を用いて，耐震設計審査指針上の耐震Cクラス相当の地震力（ $1.2C_i = 0.24$ ）にて設備が転倒しないことの評価を行う。

・設備の転倒評価



- K_H 水平方向設計震度
- W 機器重量
- g 重力加速度
- H_g 据付面から重心までの距離
- L_g 転倒支点から機器重心までの距離 (X軸側)
- W_g 転倒支点から機器重心までの距離 (Z軸側)

地震によるモーメント : $M_1 = W \times g \times K_H \times H_g$
 自重によるモーメント (X軸側) : $M_2 = W \times g \times L_g$
 自重によるモーメント (Z軸側) : $M_3 = W \times g \times W_g$

表-2 に転倒評価の結果を示す。当該機器は地震力に対して転倒せず，必要な耐震性を有していることを確認した。

表-2 隔離弁ユニット 転倒評価結果
(耐震Cクラス相当の静的震度)

設備名称	地震による モーメント M_1 [N・m]	自重による モーメント (X軸側) M_2 [N・m]	自重による モーメント (Z軸側) M_3 [N・m]	評価
隔離弁ユニットB	47.67	1001.52	472.61	転倒しない

(3) 環境条件対策

a. 内部の劣化

隔離弁ユニットの封入流体は高純度窒素 (99%以上) の為，酸化による劣化は発生せず，封入流体による内部の劣化はない。

b. 紫外線対策

隔離弁ユニットは鋼材を使用するため，紫外線による影響は考えられない。

3.2 ホース

(1) 構造強度

ホースは設計・建設規格に記載がない材料であるが、一般高圧ガス保安規則に基づき最高使用圧力の1.25倍以上にて耐圧試験を実施して有意な変形が無いこと、及び最高使用圧力以上にて漏えいがないことを確認することにより、必要な構造強度を有していると評価する。

(2) 耐震性

ホースは、フレキシビリティを有しており、地震変位による有意な応力は発生しない。

(3) 環境条件対策

a. 内部の劣化

ホースの封入流体は高純度窒素（99%以上）の為、酸化による劣化は発生せず、封入流体による内部からの劣化はない。

b. 紫外線対策

ホースは紫外線防止効果のある保護カバー内に設置することにより紫外線劣化を防止する。

c. 人的損傷及び外的要因による損傷への対策

ホースは硬質ポリエチレン製の保護カバー内に設置することにより人的損傷及び外的要因による損傷を防止する。

4. 本工事における考慮事項

(1) 被ばく低減対策

事前に作業環境に応じた合理的な作業計画を立て、放射線業務従事者の被ばく線量をできる限り低減する。特に、原子炉建屋内での作業については、設置する物品は建屋外にて組立や作業工程の細分化を実施し、搬入や設置時間を短縮することで被ばく低減を図る。

(2) 瓦礫類発生量

- a. 2号機原子炉圧力容器封入ライン追設に伴い、約3m³の瓦礫類が発生見込みである。
- b. 瓦礫類は、撤去・廃棄時に表面線量率を測定し、1mSv/h以下の表面線量率のものについては、所定の瓦礫類一時保管エリアへ搬入する。なお、表面線量率が1mSv/hを超えた瓦礫類については、固体廃棄物貯蔵庫第8、9棟に保管するものとする。

2.3 使用済燃料プール設備

2.3.1 基本設計

2.3.1.1 設置の目的

2.3.1.1.1 使用済燃料プール設置の目的

使用済燃料プールは原子炉建屋内にあって、使用済燃料及び放射化された機器等の貯蔵を目的に設置する。

2.3.1.1.2 使用済燃料プール冷却系設置の目的

既設の燃料プール冷却浄化系（以下、FPC系）については、その機能が失われており、復旧の見通しが立っていない状態であることから、使用済燃料プール内の燃料から発生する崩壊熱を安定的に除去する必要がある。既設設備と新設設備とを組み合わせ、使用済燃料プール水を冷却する系統である使用済燃料プール冷却系を構成し、使用済燃料プール水の冷却を行う。なお、3、4号機については使用済燃料プール内に燃料がないことから、使用済燃料プール冷却系を構成し冷却を行う必要はない。

2.3.1.2 要求される機能

2.3.1.2.1 使用済燃料プールの要求される機能

- (1) 臨界が防止されていることを適切に確認し、臨界を防止できる機能を有すること。
- (2) 使用済燃料プールからの漏えいを検出できること。
- (3) 基準地震動Ssによる地震力に対して安全機能が確保できること。

2.3.1.2.2 使用済燃料プール冷却系の要求される機能

- (1) 使用済燃料からの崩壊熱を適切に除去できること。
- (2) 使用済燃料プールに水を補給できること。
- (3) 異常時においても適切に対応できる機能を有すること。
- (4) 必要に応じて使用済燃料プール水の浄化ができる機能を有すること。
- (5) 建屋外への漏えいを防止できる機能を有すること。
- (6) 使用済燃料プール水の冷却状態を適切に監視できること。
- (7) 動的機器、駆動電源について多重性を有すること。

2.3.1.3 設計方針

2.3.1.3.1 使用済燃料プールの設計方針

(1) 未臨界性

使用済燃料プールは、燃料集合体を貯蔵容量最大に収容した場合でも通常時はもちろん、想定されるいかなる場合でも、未臨界性を確保できる設計とすると共に、臨界が防止されていることを確認する。

(2) 漏えい監視

使用済燃料プール水の漏えいが検出可能であることを確認する。

(3) 構造強度

使用済燃料プールは、地震荷重等の適切な組み合わせを考慮しても強度上耐え得ることを確認する。

2.3.1.3.2 使用済燃料プール冷却系の設計方針

(1) 冷却機能

使用済燃料プール循環冷却系は、使用済燃料プール内の燃料の崩壊熱を熱交換器により連続的に除去し、使用済燃料プール水の冷却を安定して継続できる設計とする。また、熱交換器で除去した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ放出できる設計とする。

(2) 補給機能

使用済燃料プール循環冷却系は、使用済燃料プールに水を補給できる設計とする。

(3) 非常用注水機能

非常用注水設備は、想定を超える地震や津波等による設備の破損・損傷、あるいは全電源の喪失により使用済燃料プール循環冷却系の冷却機能が喪失した場合であっても使用済燃料が露出しないように使用済燃料プールに注水できる設計とする。

(4) 浄化機能

使用済燃料プール循環冷却系は、使用済燃料プール水の分析ができる設計とし、燃料被覆管あるいは使用済燃料プールライニングの腐食等による外部への放射性物質の漏えい及び使用済燃料プールの保有水の漏えい防止、使用済燃料プール水中の放射能濃度低減、微生物腐食防止の観点から、必要な場合には、使用済燃料プール水の浄化ができる設計とする。

(5) 漏えい防止機能

使用済燃料プール循環冷却系は、漏えいしがたい設計とし、万一、一次系（使用済燃料プール水を熱交換器を介して循環させる系）から漏えいが発生しても建屋外への漏えいを防止できる機能を有する設計とする。

また、漏えいがあった場合に拡大を防止することができるように、漏えいの検出ができ、漏えい箇所を隔離できる設計とする。

(6) 構造強度

使用済燃料プール循環冷却系は、材料の選定、製作及び検査について、適切と認められる

規格及び基準によるものとする。

(7) 監視機能

使用済燃料プール循環冷却系は、使用済燃料プールの保有水量及び水温、並びに循環流量等の冷却状態の確認、使用済燃料プールからの放射性物質放出の抑制の程度及び漏えいの検知に必要な主要パラメータが監視できるとともに、記録が可能な機能を有する設計とする。

(8) 多重性・多様性

使用済燃料プール循環冷却系のうち動的機器及び駆動電源は、多重性を備えた設計とする。また、外部電源が喪失した場合にも冷却機能を確保できる設計とする。

(9) 火災防護

消火設備を設けることで、初期消火を行い、火災により、安全性を損なうことのないようにする。

2.3.1.4 供用期間中に確認する項目

- (1) 使用済燃料プール水温が 1 号機において 60℃以下で、 2 号機において 65℃以下であること。
- (2) 使用済燃料プールへ冷却水を補給できること。
- (3) 使用済燃料プール水がオーバーフロー水位付近にあること。

2.3.1.5 主要な機器

(1) 使用済燃料プール

使用済燃料プールは原子炉建屋内にあって、全炉心及び 1 回取替量以上の燃料及び制御棒の貯蔵が可能であり、さらに放射化された機器の取扱い及び貯蔵ができるスペースをもたせている。使用済燃料プールの壁の厚さ及び水深は遮へいを考慮して、十分厚くとり、内面はステンレス鋼でライニングされた構造となっている。

使用済燃料貯蔵ラックは、適切な燃料間距離をとることにより、使用済燃料プール水温、使用済燃料貯蔵ラック内燃料位置等について、想定されるいかなる場合でも実効増倍率を 0.95 以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止するように設計している。

貯蔵燃料の未臨界性が確保されていることの確認として、使用済燃料プール水温及び水位の監視やモニタリングポストの監視を行う。また、貯蔵燃料の異常な発熱状態においても未臨界性に影響する使用済燃料貯蔵ラック内の燃料位置が確保されていることの確認は、使用済燃料プール水質管理による使用済燃料プール内機器の腐食防止対策やオペフロ作業時におけるガレキ等の異物落下防止対策を講じることにより行う。

使用済燃料プール水の漏えいについては、現場の漏えい検出計又は使用済燃料プール水が

スキマ・サージ・タンクへオーバーフローし、スキマ・サージ・タンク水位が著しい低下傾向を示していないことにより監視する。

(2) 使用済燃料プール冷却系

a. 設備概要

使用済燃料プール冷却系は、既設設備と新設設備を組み合わせ、使用済燃料プール内の燃料から発生する崩壊熱を除去し、使用済燃料プール水を冷却するとともに燃料の冠水を維持することを目的とし使用済燃料プール循環冷却系及び非常用注水設備で構成する。なお、使用済燃料プール循環冷却系はポンプ、熱交換器等、非常用注水設備は電動ポンプ、消防車等で構成する。

b. 使用済燃料プール循環冷却系

使用済燃料プール循環冷却系は、冷却機能及び補給機能を有する使用済燃料プール循環冷却設備、漏えい防止機能を有する漏えい拡大防止設備、監視機能を有する監視設備、浄化機能を有する浄化装置と、これら設備に供給する電源によって構成する。

(i) 使用済燃料プール循環冷却設備

使用済燃料プール循環冷却設備は、使用済燃料プール水を熱交換器を介して循環させる系（以下、一次系）及び冷却水を熱交換器、エアフィンクーラを介して循環させる系（以下、二次系）からなり、使用済燃料プール内の燃料から発生する崩壊熱を一次系により除去し、二次系により大気へ放出することにより使用済燃料プール水の冷却を行う。また、一次系は補給水ラインを持ち、使用済燃料プールに水を補給する。

使用済燃料プール循環冷却設備の冷却能力は、使用済燃料プール水温をコンクリートの温度制限値である 65℃以下に保つこととして設定する。ただし、1号機においては、使用済燃料プール循環冷却設備における最高使用温度である 60℃以下に保つこととして設定する。また、使用済燃料プール循環冷却設備のポンプ等の動的機器は、1系列 100%容量、1系列以上を予備とすることで多重性を有する設計とする。

i) 一次系

(1号機)

既設のFPC系を使用し、FPC系のポンプ、熱交換器、配管、計測・制御機器等で構成され、使用済燃料プールスキマ・サージ・タンクより吸い込んだ使用済燃料プール水をポンプにより循環させ、熱交換器を通した後に使用済燃料プールに戻すことにより、使用済燃料プール内の燃料から発生する崩壊熱を

熱交換器で除去する。また、使用済燃料プールへの補給水ラインを設ける。

(2号機)

新設のポンプ、熱交換器、計測・制御機器及び既設のF P C系の配管（一部新設を含む）等で構成され、使用済燃料プールのスキマ・サージ・タンクより既設のF P C系の配管を通して吸い込んだ使用済燃料プール水をポンプにより循環させ、熱交換器を通した後に既設のF P C系の配管を通して使用済燃料プールに戻すことにより、使用済燃料プール内の燃料から発生する崩壊熱を熱交換器で除去する。また、使用済燃料プールへの補給水ラインを設ける。

ii) 二次系

新設のポンプ、エアフィンクーラ、サージタンク、配管、計測・制御機器等で構成され、一次系の熱交換器で除去した使用済燃料プール内の燃料から発生する崩壊熱を、エアフィンクーラにより大気に放出する。これら二次系設備は1、2号機共用設備とする。

(ii) 漏えい拡大防止設備

使用済燃料プール循環冷却設備（2号機）は、新設の機器・配管を使用していることから、使用済燃料プール循環冷却設備の一次系系統水の系外及び建屋外への漏えいを最小限に留めるために、新設設備の損傷等による漏えいに対し、系統の自動停止のインターロックを設け、系統の出入口弁を自動閉とし、ポンプを自動停止できる設計とする。また、使用済燃料プール循環冷却設備一次系の設備はすべて建屋内に設置し（1、2号機）、設備の破損等による建屋外への漏えい経路には堰を設けることにより、一次系系統水の建屋外への漏えいを防止する。

(iii) 監視設備

使用済燃料プール循環冷却系は、使用済燃料プールの保有水量、冷却状態、漏えい等を監視できるとともに記録可能な監視設備を設ける。使用済燃料プールの保有水量については、スキマ・サージ・タンクへオーバーフローしていることをスキマ・サージ・タンク水位により監視する。スキマ・サージ・タンクの水位は、一次系ポンプ吸込側圧力計又はスキマ・サージ・タンク水位計により監視し、一次系ポンプ吸込側圧力計及びスキマ・サージ・タンク水位計は、それぞれ免震重要棟内にある監視室のモニタで監視する。

使用済燃料プール水の冷却状態については使用済燃料プール循環冷却設備一次系流量、一次系圧力及び熱交換器入口及び出口温度を免震重要棟内にある監視室のモニタで監視できるとともに、記録が可能な機能を有する設計とする。

また、使用済燃料プールから大気への放射性物質の移行の程度は、試験により確認された水温と大気への移行率の関係に基づく温度確認により把握できることから、使用済燃料プール水温を免震重要棟集中監視室のモニタで監視する。

使用済燃料プール循環冷却設備一次系からの漏えいについては、使用済燃料プールと同様、スキマ・サージ・タンク水位で監視する。2号機においては、一次系差流量を免震重要棟内にある監視室のモニタで監視する。

また、一次系から二次系への漏えいについては、放射線モニタや一次系差流量により免震重要棟集中監視室のモニタで監視する。

漏えいを検知した場合や流量もしくは圧力の低下が発生した際は、免震重要棟内にある監視室内に警報が発報する。また、系統に異常が確認された際は、免震重要棟集中監視室の緊急停止ボタンにより手動停止を可能とする。

(iv) 電源

使用済燃料プール循環冷却系の電源は異なる送電系統で2回線の外部電源から受電できる構成とする。

外部電源喪失の場合でも、所内共通ディーゼル発電機又は専用のディーゼル発電機から電源を供給することで運転が可能な構成とする。

(v) 浄化装置

使用済燃料プール循環冷却系は、使用済燃料プール循環冷却設備一次系から使用済燃料プール水の水質測定をするためのサンプリングが可能であり、燃料被覆管あるいは使用済燃料プールライニングの腐食等による外部への放射性物質の漏えい及び使用済燃料プール保有水の漏えい防止、使用済燃料プール水中の放射能濃度低減、微生物腐食防止の観点から必要な場合には、使用済燃料プールへの薬液の注入や使用済燃料プール水の浄化ができるよう配管等を設け、モバイル式処理装置（放射能除去装置、塩分除去装置）を配備する。モバイル式処理装置は、移動式の設備であり、1～4号機の使用済燃料プール水質に応じた浄化作業ができ、使用時のみ設置する。なお、モバイル式処理装置（放射能除去装置）については、1号機のみを使用とする。

c. 非常用注水設備

非常用注水設備は、発電所に配備している電動ポンプ、消防車、消防ホース等からなり、非常用注水機能を有する。非常用注水設備による注水は、電動ポンプや消防車等により、ろ過水タンク、原水地下タンク、または海水を水源とし、既設のFPC系配管等にホース等を接続することにより行う。

2.3.1.6 自然災害対策等

(1) 津波

津波等により、万が一、使用済燃料プール循環冷却系の複数の系統や機器の機能が同時に喪失する場合は、使用済燃料プールの冷却を再開できるよう、消防車等を配備する。

(2) 火災

使用済燃料プール循環冷却系の現場制御室の制御盤等からの火災が考えられることから、初期消火の対応ができるよう、近傍に消火器を設置する。

2.3.1.7 構造強度及び耐震性

2.3.1.7.1 使用済燃料プールの構造強度及び耐震性

使用済燃料プールは鉄筋コンクリート構造であり、内側に鋼製ライナを設置して漏えい防止機能を確保する。使用済燃料プールは、原子炉建屋の3階から4階にかけて設置されており、原子炉建屋の壁や床と一体構造となっている。耐震性に関する検討については、現状の原子炉建屋の損傷状況を反映した解析モデルを作成し、基準地震動 S_s を入力地震動とした時刻歴応答解析などにより、評価を行う。

2.3.1.7.2 使用済燃料プール冷却系の構造強度及び耐震性

(1) 構造強度

使用済燃料プール冷却系のうち使用済燃料プール循環冷却系は、技術基準上、燃料プール冷却浄化系及び原子炉補機冷却系に相当するクラス3機器と位置付けられる。この適用規格は、「JSME S NC-1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格（以下、設計・建設規格という）」で規定されるものであるが、設計・建設規格は、鋼材を基本とした要求事項を設定したものであり、耐圧ホース等の非金属材料についての基準がない。従って、鋼材を使用している設備については、設計・建設規格のクラス3機器相当での評価を行い、非金属材料については、当該設備に加わる機械的荷重により損傷に至らないことをもって評価を行う。この際、当該の設備が JIS や独自の製品規格等を有している場合や、試験等を実施した場合はその結果などを活用し、評価を行う。また、溶接部については、耐圧試験、系統機能試験等を行い、有意な変形や漏えい等のないことをもって評価を行なう。

なお、使用済燃料プール冷却系のうち非常用注水設備は燃料プール水補給設備に相当するクラス2機器と位置付けられるが、消防車、消防ホース等は常設機器ではなく使用時にのみ設置するものであることから構造強度が求められるものではないが、1、2号機のホースの接続口については既設の F P C 系配管であり、クラス3機器として設計されている。これについてはクラス2に対してグレードが劣るが、当該部は東北地方太平洋沖地震、その後の津波でも健全性が維持されていた。

(2) 耐震性

使用済燃料プール冷却系のうち使用済燃料プール循環冷却系は耐震設計審査指針上の B クラスの設備と位置づけられることから、その主要設備については、静的震度（1.8Ci）に基づく構造強度評価及び共振の恐れがある場合は動的解析を行い、評価基準値を満足することを原則とする。

耐震性に関する評価にあたっては、「JEAG4601 原子力発電所耐震設計技術指針」に準拠することを基本とするが、必要に応じてその他の適切と認められる指針や試験結果等を用いた現実的な評価を行う。

なお、使用済燃料プール冷却系のうち非常用注水設備は燃料プール水補給設備に相当するものであり耐震設計審査指針上は S クラスと位置づけられるが、消防車、消防ホース等は常設機器ではなく使用時にのみ設置するものであることから耐震性は求められるものではない。一方、1、2号機のホースの接続口については既設の F P C 系配管であり、耐震 B クラスとして設計されている。これについては S クラスに対してグレードが劣るが、当該部は東北地方太平洋沖地震、その後の津波でも健全性が維持されていた。

2.3.1.8 機器の故障への対応

2.3.1.8.1 使用済燃料プール循環冷却系の機器の単一故障

(1) 一次系又は二次系ポンプ故障

一次系又は二次系ポンプが故障した場合は、現場に移動し、待機号機の起動を行い、使用済燃料プールの循環冷却を再開する。

(2) 電源喪失

使用済燃料プール循環冷却系の電源が外部電源喪失や所内電源喪失により喪失した場合、電源の切替に長時間を要しない場合（目安時間：約 1 日）は、電源の切替操作により使用済燃料プールの循環冷却を再開する。電源切替に長時間を要する場合（目安時間：約 2 日以上）は、非常用注水設備による使用済燃料プールへの注水を行うことにより、使用済燃料プール水の冷却を行う。

電源喪失に伴う非常用注水設備の電源喪失時は、予め免震重要棟付近に待機している電源車等を用いて非常用注水設備の電源を復旧し、使用済燃料プールへの注水を行う。

(3) 一次系循環ラインの損傷

使用済燃料プール循環冷却系の一次系循環ラインが損傷した場合は、循環ライン内の一次系系統水が系外へ漏えいすることが考えられることから、系外へ漏えいした一次系系統水を建屋内に設置した堰により滞留させた後、漏えい水を建屋地下（2号機は廃棄物処理建屋地下）に移送する。

移送後、一次系循環ラインの復旧に長時間を要しない場合は、復旧後、使用済燃料プー

ルの循環冷却を再開する。復旧に長時間を要する場合は、非常用注水設備による使用済燃料プールへの注水を行うことにより、使用済燃料プール水の冷却を行う。

2.3.1.8.2 使用済燃料プール循環冷却系の複数の系統・機器の同時機能喪失

地震、津波等により、万が一、使用済燃料プール循環冷却系の複数の系統や機器の機能が同時に喪失した場合には、現場状況に応じて、予め免震重要棟西側（T.P. 約 35m）に待機している消防車等の配備を行い、使用済燃料プール水の冷却を再開する。使用済燃料プール循環冷却の機能が停止してから、燃料の露出を確実に防止でき且つ水遮へいが有効とされる使用済燃料の有効燃料頂部の上部 2 m に至るまでは最短でも 2 号機における約 98 日であることから、使用済燃料プール水の冷却を確保することは可能である。

2.3.1.8.3 異常時の評価

使用済燃料プール循環冷却系の機能が喪失した事故時や非常用注水設備が機能喪失したシビアアクシデント相当を想定した場合においても、使用済燃料の冠水は確保され、使用済燃料から発生する崩壊熱を確実に除去することが可能である。

2.3.2 基本仕様

2.3.2.1 1号機使用済燃料プール冷却系の主要仕様

(1) F P C ポンプ (既設品)

台 数	2
容 量	91.92m ³ /h (1台あたり)
揚 程	91.5m
最高使用圧力	1.03MPa
最高使用温度	65.5℃
負荷容量	45kW (1台あたり)

(2) F P C 熱交換器 (既設品)

型 式	横形U字管式
基 数	1 (B系利用)
伝熱面積 (交換熱量)	25.6m ² (1基あたり) (0.32MW/基)
最高使用圧力	一次側 1.38MPa, 二次側 0.7MPa
最高使用温度	一次側 60℃, 二次側 60℃

(3) 二次系ポンプ (完成品)

台 数	3
容 量	80m ³ /h (1台あたり)
揚 程	20m
最高使用圧力	0.5MPa
最高使用温度	70℃
負荷容量	7.5kW (1台あたり)

※ 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備と共用

(4) エアフィンクーラ (完成品)

型 式	密閉型
基 数	3
交換熱量	0.435MW (1基あたり)
最高使用圧力	0.5MPa
最高使用温度	60℃
負荷容量	22.2kW (1基あたり)

※ 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備と共用

(5) サージタンク (完成品)

型 式	密閉型
基 数	2
容 量	1 m ³ (1 基あたり)
最高使用圧力	0.15MPa
最高使用温度	95℃
胴内径	1000mm
胴板厚さ	6mm
上部鏡板厚さ	6mm
下部鏡板厚さ	6mm
高さ	1900mm
胴板材料	SS400
上部鏡板材料	SS400
下部鏡板材料	SS400

※ 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備と共用

(6) 温度計

型 式	熱電対
計測範囲	0℃～300℃
個 数	1

(7) 消防車

基 数	1
-----	---

※地震・津波等により、非常用注水設備の使用が困難な場合、コンクリートポンプ車1台を使用する場合は消防車1台、高所送水車1台を使用する場合は消防車2台の構成となる。

規格放水圧力	0.7MPa 以上
放水性能	60m ³ /h 以上
高圧放水圧力	1.0MPa 以上
放水性能	36m ³ /h 以上

燃料タンク容量, 消費量 約 63 l (参考値), 約 37 l/h (参考値)

※ 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備および使用済燃料共用プール設備と共用

(8) 電動ポンプ (完成品)

台 数	1
容 量	72m ³ /h

揚 程 85m
負荷容量 37kW

※ 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備と共用

(9) 使用済燃料プール循環冷却設備専用ディーゼル発電機 (完成品) (一次系)

台 数 1
容 量 270kVA 以上
力 率 約 0.8 (遅れ)
電 圧 約 200V 以上
周 波 数 50Hz
燃料タンク容量, 消費量 約 490 l (参考値), 約 45.7 l/h (参考値)

(10) 使用済燃料プール循環冷却設備専用ディーゼル発電機 (完成品) (二次系)

台 数 1
容 量 200kVA 以上
力 率 約 0.8 (遅れ)
電 圧 約 200V 以上
周 波 数 50Hz
燃料タンク容量, 消費量 約 380 l (参考値), 約 33.1 l/h (参考値)

※ 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備と共用

(11) モバイル式処理装置 (放射能除去装置) (完成品 : 供用中)

系 列 数 1
処 理 量 約 20m³/h

(12) モバイル式処理装置 (放射能除去装置) 吸着塔 (完成品)

塔 数 1

(13) モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (RO 膜装置)) (完成品 : 供用中)

(1~4号機共通)

系 列 数 1
処 理 量 約 4.2m³/h

(14) モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (イオン交換装置)) (完成品 : 供用中)

(1~4号機共通)

系 列 数 1
処 理 量 約 10m³/h

表2. 3-1 主要配管仕様 (1/2)

名 称	仕 様	
一次系主要配管 (既設)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	150A/Sch. 40 200A/Sch. 40 STPG410S/SUS304TP 1.38MPa/1.03MPa 60℃
二次系主要配管	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 80 65A/Sch. 40 80A/Sch. 40 100A/Sch. 40 150A/Sch. 40 STPG370/STPT370 0.5MPa/0.15MPa 60℃
二次系フレキシブルチューブ	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	150A 相当 SUS304 0.5MPa 60℃
二次系ポリエチレン管	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	100A, 150A 相当 ポリエチレン 0.5MPa 40℃
一次系主要配管 (既設) からモバイル式処理装置 入口, 出口まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 80 65A/Sch. 40 100A/Sch. 40 150A/Sch. 40 SUS316LTP 1.0MPa 66℃
一次系主要配管 (既設) からモバイル式処理装置 入口, 出口まで (フレキシブルチューブ)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	65A, 150A 相当 SUS316L 1.0MPa 66℃
一次系主要配管 (既設) からモバイル式処理装置 入口, 出口まで (耐圧ホース)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 (二重管) ポリ塩化ビニル 0.98MPa 50℃

表2. 3-1 主要配管仕様 (2/2)

名 称	仕 様	
モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (RO 膜装置)) 濃縮水タンク出口から1号機原子炉建屋地下排水口まで (耐圧ホース)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 (二重管) ポリ塩化ビニル 0.98MPa 50℃
モバイル式処理装置 (放射能除去装置) 内配管	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 40 STPG370 0.98MPa 40℃
	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 40 SUS316L 0.98MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 (二重管) ポリ塩化ビニル 0.98MPa 50℃
モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (RO 膜装置)) 内配管 (1~4号機共通)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 10 SUS304TP 1.0MPa 66℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	40A, 50A 相当 ポリ塩化ビニル 1.0MPa 66℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	40A 相当 耐油性合成ゴム 1.0MPa 66℃
モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (イオン交換装置)) 内配管 (1~4号機共通)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 10 SUS316TP 1.0MPa 66℃

2.3.2.2 2号機使用済燃料プール冷却系の主要仕様

(1) 一次系ポンプ (完成品)

台数	2
容量	100m ³ /h (1台あたり)
揚程	60m
最高使用圧力	1.0MPa
最高使用温度	100℃
負荷容量	30kW (1台あたり)

(2) 熱交換器 (完成品)

型式	プレート式
基数	2
伝熱面積 (交換熱量)	32.86m ² (1基あたり) (1.17MW/基)
最高使用圧力	一次側 1.0MPa, 二次側 0.5MPa
最高使用温度	一次側 100℃, 二次側 100℃

(3) 二次系ポンプ (完成品)

台数	3
容量	80m ³ /h (1台あたり)
揚程	20m
最高使用圧力	0.5MPa
最高使用温度	70℃
負荷容量	7.5kW (1台あたり)

※ 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備と共用

(4) エアフィンクーラ (完成品)

型式	密閉型
基数	3
交換熱量	0.435MW (1基あたり)
最高使用圧力	0.5MPa
最高使用温度	60℃
負荷容量	22.2kW (1基あたり)

※ 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備と共用

(5) サージタンク (完成品)

型 式	密閉型
基 数	2
容 量	1 m ³ (1 基あたり)
最高使用圧力	0.15MPa
最高使用温度	95℃
胴内径	1000mm
胴板厚さ	6mm
上部鏡板厚さ	6mm
下部鏡板厚さ	6mm
高さ	1900mm
胴板材料	SS400
上部鏡板材料	SS400
下部鏡板材料	SS400

※ 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備と共用

(6) 温度計

型 式	熱電対
計測範囲	0℃～100℃
個 数	1

(7) 消防車

基 数	1
規格放水圧力	0.7MPa 以上
放水性能	60m ³ /h 以上
高压放水圧力	1.0MPa 以上
放水性能	36m ³ /h 以上
燃料タンク容量, 消費量	約 63 l (参考値), 約 37 l/h (参考値)

※ 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備および使用済燃料共用プール設備と共用

(8) 電動ポンプ (完成品)

台 数	1
容 量	72m ³ /h
揚 程	85m
負荷容量	37kW

※ 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備と共用

(9) 使用済燃料プール循環冷却設備専用ディーゼル発電機（完成品）（一次系）

台 数	1
容 量	200kVA 以上
力 率	約 0.8（遅れ）
電 圧	約 200V 以上
周 波 数	50Hz
燃料タンク容量, 消費量	約 380 l（参考値）, 約 33.1 l/h（参考値）

(10) 使用済燃料プール循環冷却設備専用ディーゼル発電機（完成品）（二次系）

台 数	1
容 量	200kVA 以上
力 率	約 0.8（遅れ）
電 圧	約 200V 以上
周 波 数	50Hz
燃料タンク容量, 消費量	約 380 l（参考値）, 約 33.1 l/h（参考値）

※ 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備と共用

2.3.3 添付資料

- 添付資料－1 使用済燃料プール概要図
- 添付資料－2 使用済燃料プール冷却系系統概略図
- 添付資料－3 漏えい拡大防止設備概要図
- 添付資料－4 セシウム溶液の大気中へのセシウム移行率確認試験
- 添付資料－5 使用済燃料プール保有水から大気への放射性物質の移行程度の評価
- 添付資料－6 使用済燃料プール水の塩化物イオン濃度の目標値について
- 添付資料－7 使用済燃料プールの構造強度及び耐震性に関する説明書
- 添付資料－8 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却系及び3, 4号機使用済燃料プール循環系の新設設備の構造強度及び耐震性に係る説明書
- 添付資料－9 使用済燃料プール冷却系機能喪失評価
- 添付資料－10 使用済燃料プール（SFP）水温及び水位変化
- 添付資料－11 有効燃料頂部＋2 mにおける線量評価
- 添付資料－12 使用済燃料プール浄化装置について
- 添付資料－13 1, 2号機使用済燃料プール循環冷却系二次系設備の共用化について
- 添付資料－14 3, 4号機使用済燃料プール循環系について

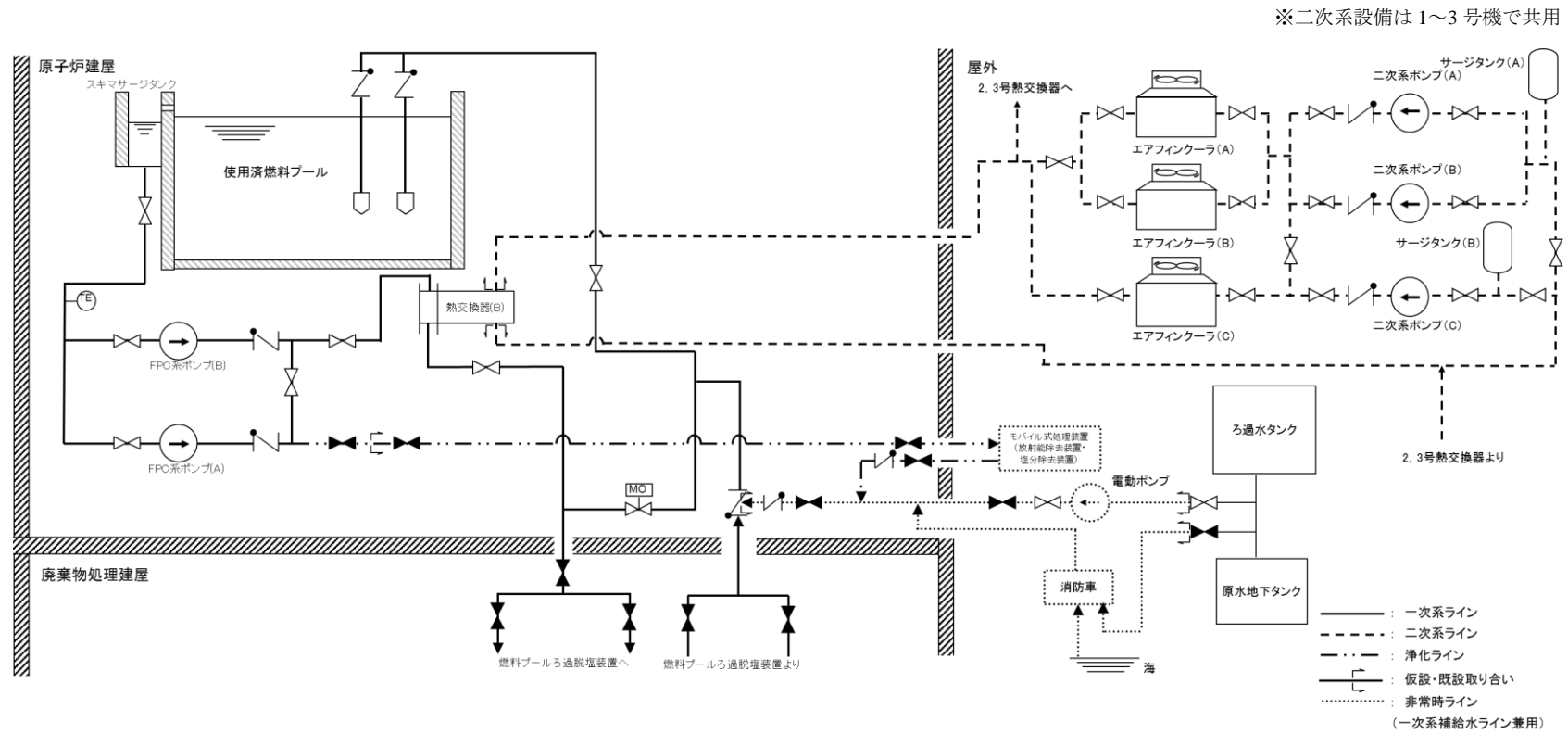


図1 1号機使用済燃料プール冷却系系統概略図

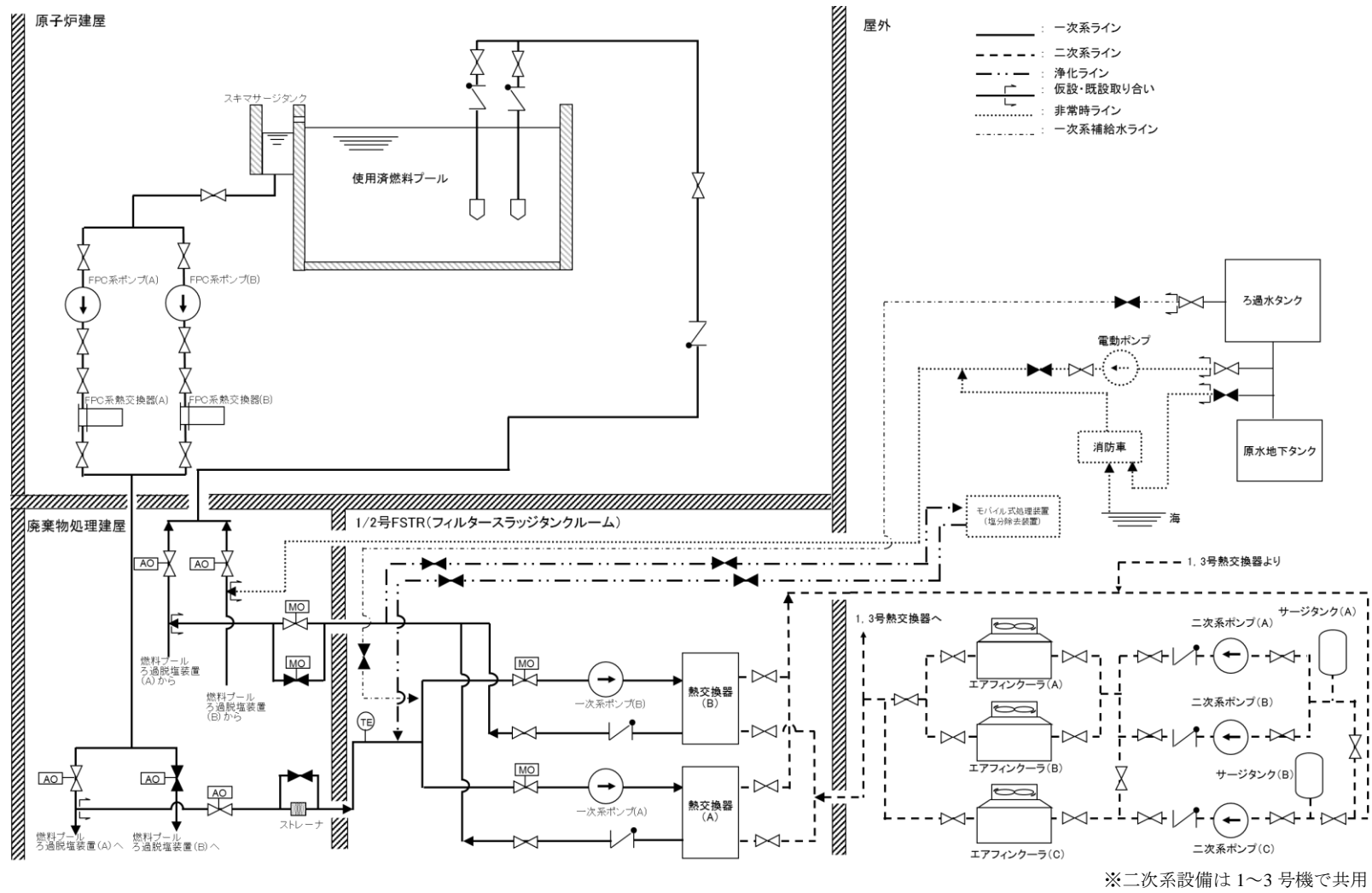


図 2 2号機使用済燃料プール冷却系系統概略図

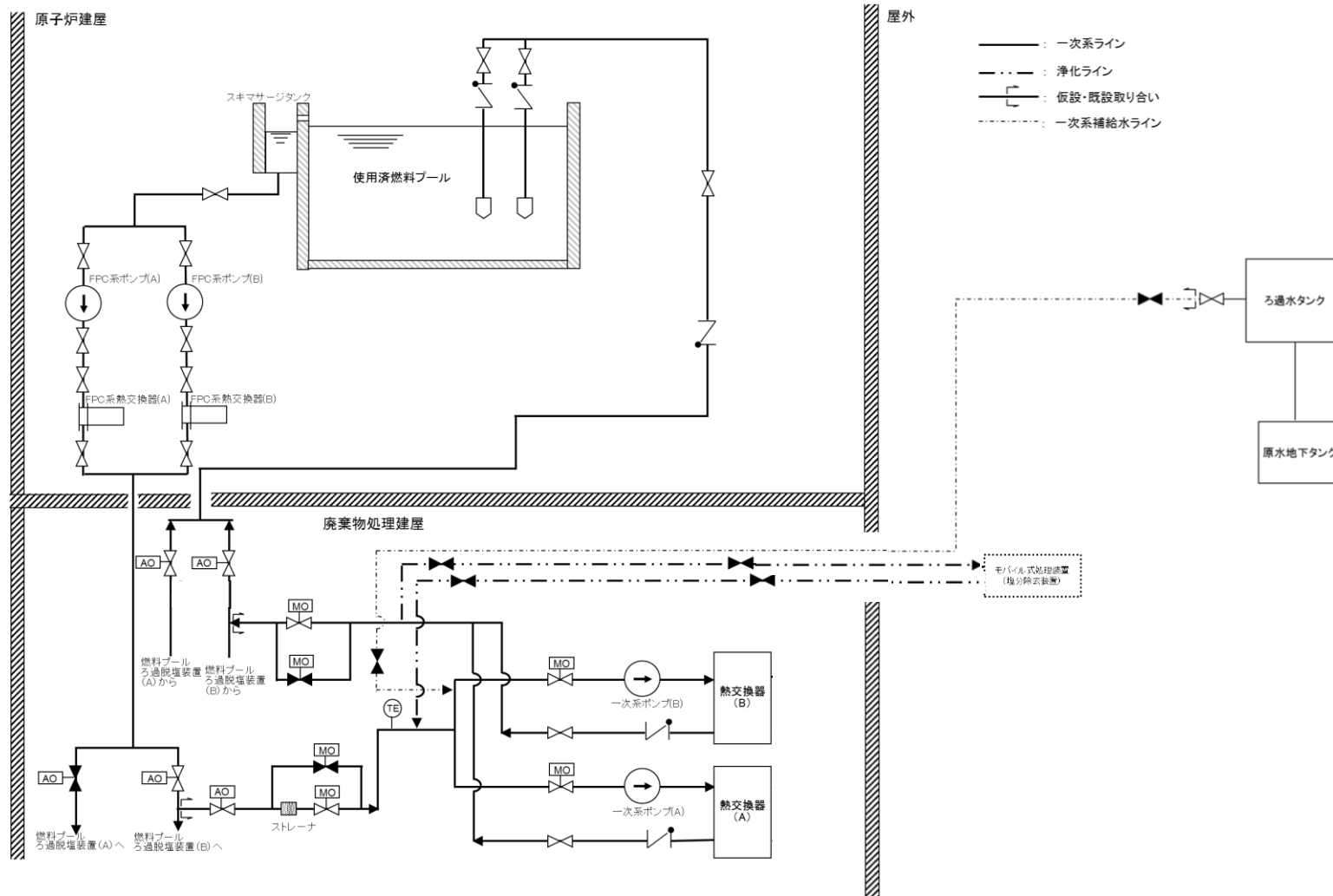


図3 3号機使用済燃料プール循環系系統概略図

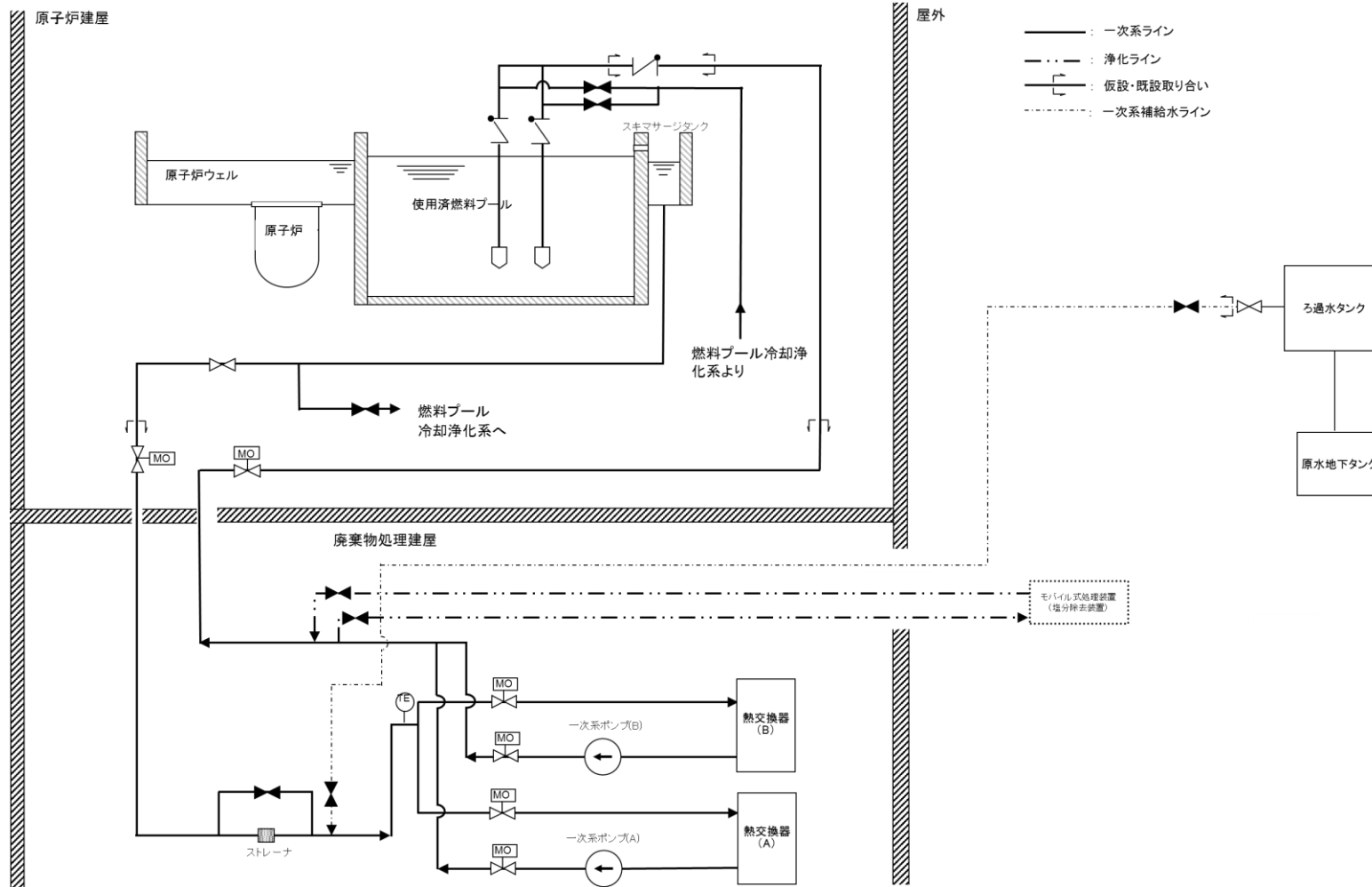


図4 4号機使用済燃料プール循環系系統概略図

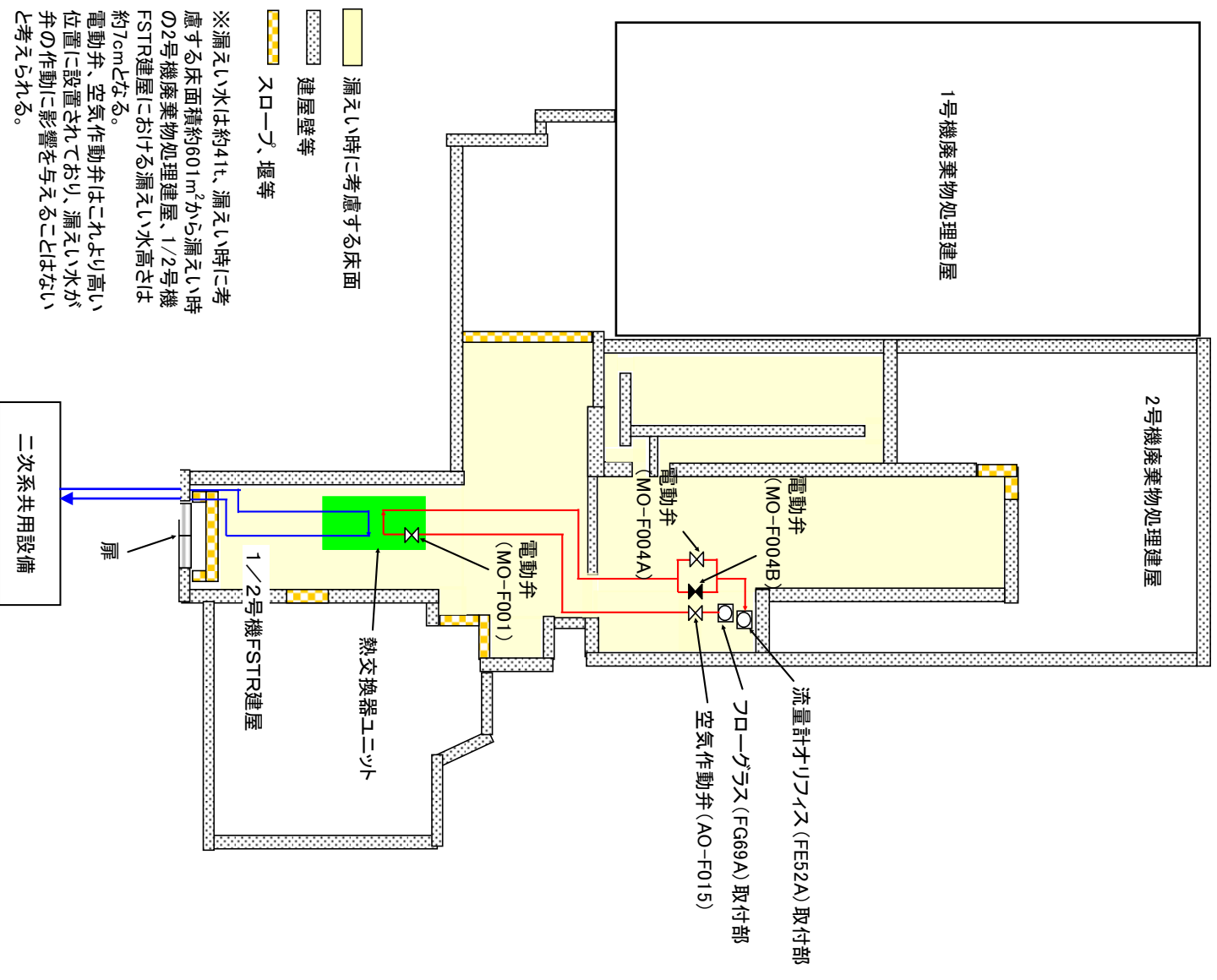
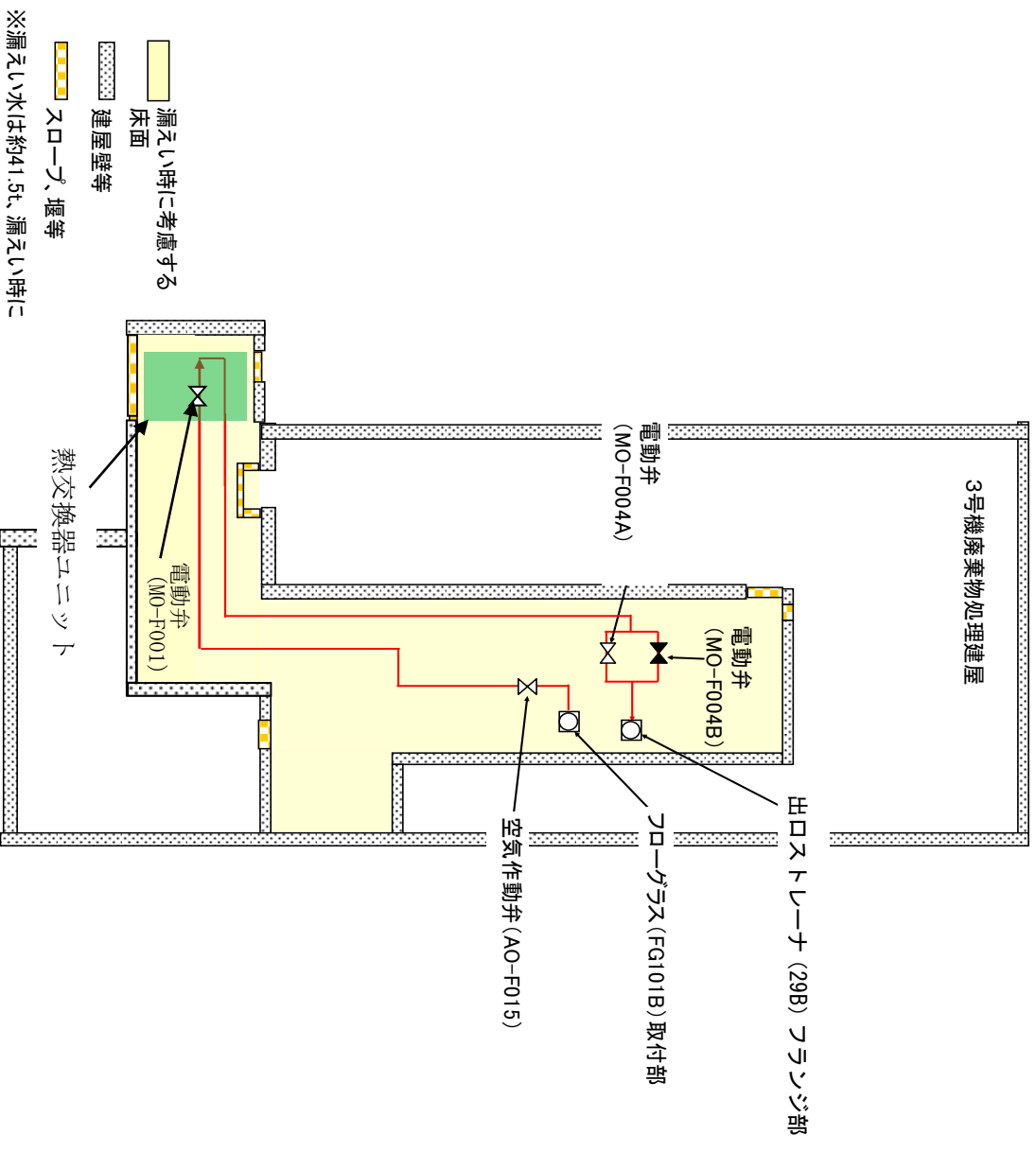


図 1 2号機使用済燃料プール冷却系
 漏えい拡大防止設備概要図 (2号機 廃棄物処理建屋 1FL)



※漏水い水は約41.5t、漏水い時に考慮する床面積約418m²から漏水い時の3号機廃棄物処理建屋における漏水い水高さは約10cmとなる。電動弁、空気作動弁はこれより高い位置に設置されており、漏水い水が弁の作動に影響を与えることはないと考えられる。

図 2 3号機使用済燃料プール循環系
漏水い拡大防止設備概要図 (3号機 廃棄物処理建屋 1FL)

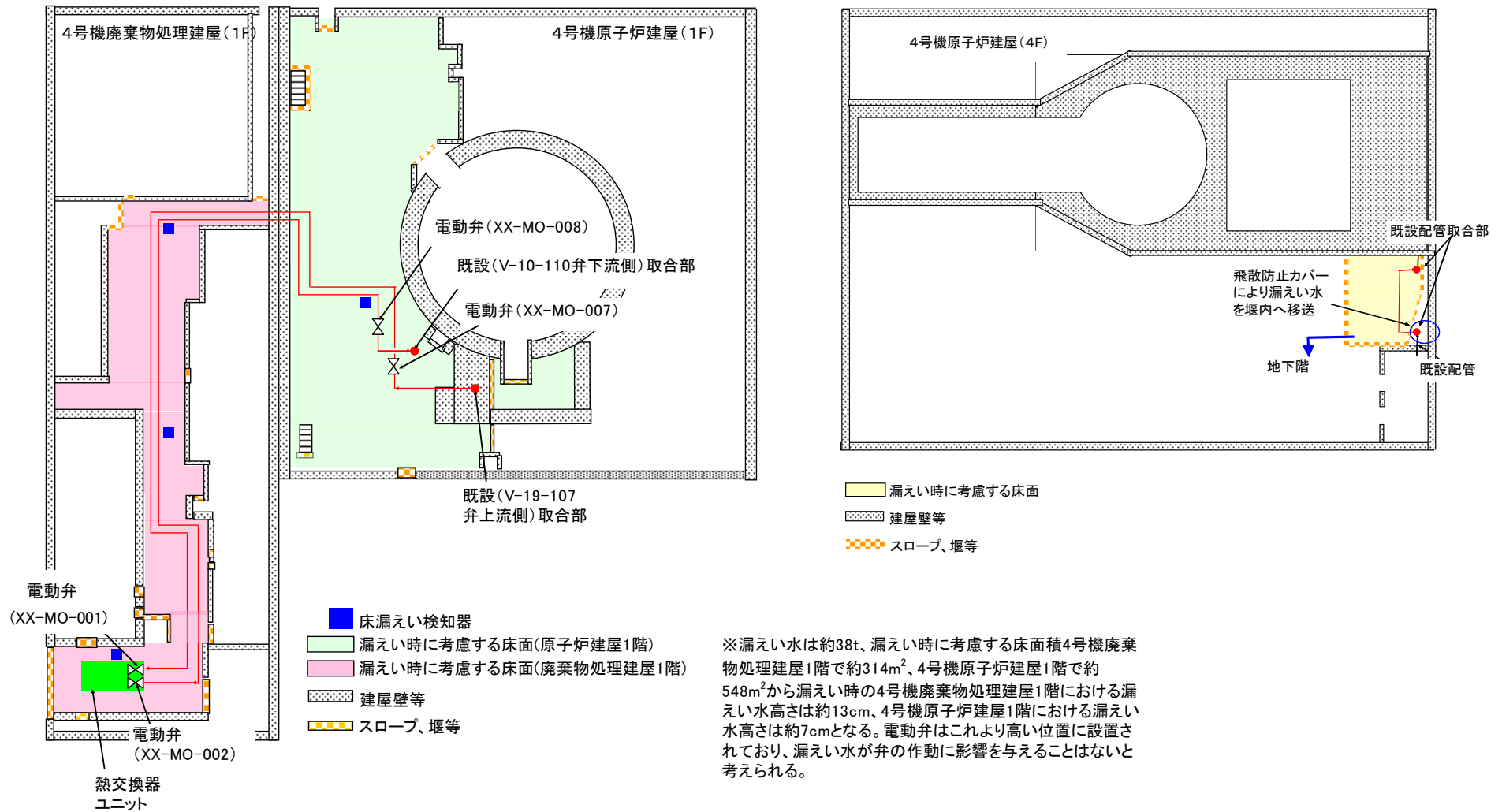


図3 4号機使用済燃料プール循環系
漏えい拡大防止設備概要図 (4号機 廃棄物処理建屋 1FL, 原子炉建屋 1FL, 4FL)

1, 2号機使用済燃料プール循環冷却系及び3, 4号機使用済燃料プール循環系の
新設設備の構造強度及び耐震性に係る説明書

1. ポンプ

1.1 1号機FPCポンプ

(1) 耐震性

1号機FPCポンプについては、建屋の床面にアンカボルトにより固定することで、転倒防止策を講じている。これを踏まえ、耐震性の評価として、アンカボルトの強度が確保されることの評価を行った。

なお、評価においては水平方向震度を耐震 B クラス相当の評価である 0.37G とし、耐震設計審査指針上の耐震 B クラス相当の評価を行った。

a. ボルトの強度評価

「原子力発電所耐震設計技術規程(JEAC4601-2008)」の横型ポンプの強度評価方法に準じて、ポンプ基礎ボルトの評価を行った。

評価結果を以下に示す。算出応力は全て許容応力以下となっている。

応力評価結果

部位	材料	応力種類	算出応力[MPa]	許容応力[MPa]
基礎ボルト	S S 3 3 0	引張	6	123
		せん断	6	95

1.2 2号機一次系ポンプ

(1) 構造強度

2号機一次系ポンプについては、系統最高使用圧力 1.0MPa に対し、工場にて 1.5MPa の水圧試験を実施し、漏えい等の異常がないことを確認している。また、系統機能試験時に 0.9MPa で漏えい確認を実施し、漏えい等の異常がないことを確認している。以上のことから、2号機一次系ポンプについては、通常運転時の内圧に十分耐えうる構造強度を有していると判断する。

(2) 耐震性

2号機一次系ポンプについては、熱交換器、弁等と共にトレーラに搭載し、トレーラ含めてユニット化（熱交換器ユニット）することで、耐震性を向上させるとともに、ボルト等で固定することで転倒防止策を講じている。また、熱交換器ユニットについては、建屋の床面にアンカボルトにより固定することで、転倒防止策を講じている。これを踏まえ、耐震性の評価として、ボルトの強度が確保されること、熱交換器ユニットが転倒しないこと及びアンカボルトの強度が確保されることの評価を行った。

なお、評価においては水平方向震度を耐震 B クラス相当の評価である 0.36G とし、耐震設計審査指針上の耐震 B クラス相当の評価を行った。

a. ボルトの強度評価

「原子力発電所耐震設計技術規程(JEAC4601-2008)」の横型ポンプの強度評価方法に準じて、ポンプ基礎ボルトの評価を行った。基礎ボルトの許容応力については、供用状態 C_sにおける許容応力を適用し、ボルトの評価温度は 100℃とみなして、許容応力を求めた。

評価結果を以下に示す。算出応力は全て許容応力以下となっている。

応力評価結果

部位	材料	応力種類	算出応力[MPa]	許容応力[MPa]
基礎ボルト	SS400	引張	作用しない	145
		せん断	3	112

b. 熱交換器ユニットの転倒評価

熱交換器ユニットの転倒評価及びアンカボルトの強度評価は、後述の「3.2 2号機熱交換器ユニット（1）耐震性」において、熱交換器ユニットは転倒しない及び固定しているアンカボルトの強度が確保されている評価となっている。

1.3 3号機一次系ポンプ

(1) 構造強度

3号機一次系ポンプについては、系統最高使用圧力 1.0MPa に対し、工場にて 1.5MPa の水圧試験を実施し、漏えい等の異常がないことを確認している。また、系統機能試験時に 0.9MPa で漏えい確認を実施し、漏えい等の異常がないことを確認している。

以上のことから、3号機一次系ポンプについては、通常運転時の内圧に十分耐えうる構造強度を有していると判断する。

(2) 耐震性

3号機一次系ポンプについては、熱交換器、弁等と共にトレーラに搭載し、トレーラ含めてユニット化（熱交換器ユニット）することで、耐震性を向上させるとともに、ボルト等で固定することで転倒防止策を講じている。また、熱交換器ユニットについては、建屋の床面にアンカボルトにより固定することで転倒防止策を講じている。これを踏まえ、耐震性の評価として、ボルトの強度が確保されること、熱交換器ユニットが転倒しないこと及びアンカボルトの強度が確保されることの評価を行った。

なお、評価においては水平方向震度を耐震 B クラス相当の評価である 0.36G とし、耐震設計審査指針上の耐震 B クラス相当の評価を行った。

a. ボルトの強度評価

「原子力発電所耐震設計技術規程(JEAC4601-2008)」の横型ポンプの強度評価方法に準じて、ポンプ基礎ボルトの評価を行った。基礎ボルトの許容応力については、供用状態 C_sにおける許容応力を適用し、ボルトの評価温度は 100℃とみなして、許容応力を求めた。

評価結果を以下に示す。算出応力は全て許容応力以下となっている。

応力評価結果

部位	材料	応力種類	算出応力[MPa]	許容応力[MPa]
基礎ボルト	S S 4 0 0	引張	作用しない	145
		せん断	3	112

b. 熱交換器ユニットの転倒評価

熱交換器ユニットの転倒評価及びアンカボルトの強度評価は、後述の「3.4 3号機熱交換器ユニット（1）耐震性」において、熱交換器ユニットは転倒しない及び固定しているアンカボルトの強度が確保されている評価となっている。

1.4 4号機一次系ポンプ

(1) 構造強度

4号機一次系ポンプについては、系統最高使用圧力 1.0MPa に対し、工場にて 2.15MPa の水圧試験を実施し、漏えい等の異常がないことを確認している。また、系統機能試験時に 0.95MPa で漏えい確認を実施し、漏えい等の異常がないことを確認している。以上のことから、4号機一次系ポンプについては、通常運転時の内圧に十分耐えうる構造強度を有していると判断する。

(2) 耐震性

4号機一次系ポンプについては、熱交換器、弁等と共に架台に組み込み、架台含めてユニット化（熱交換器ユニット）することで、耐震性を向上させるとともに、ボルト等に固定することで転倒防止策を講じている。また、熱交換器ユニットについては、建屋の床面にアンカボルトにより固定することで転倒防止策を講じている。これを踏まえ、耐震性の評価として、ボルトの強度が確保されること、熱交換器ユニットが転倒しないこと及びアンカボルトの強度が確保されることの評価を行った。

なお、評価においては水平方向震度を耐震 B クラス相当の評価である 0.36G とし、耐震設計審査指針上の耐震 B クラス相当の評価を行った。

a. ボルトの強度評価

「原子力発電所耐震設計技術規程(JEAC4601-2008)」の横型ポンプの強度評価方法に準じて、ポンプ基礎ボルトの評価を行った。基礎ボルトの許容応力については、供用状態 C_sにおける許容応力を適用し、ボルトの評価温度は 100℃とみなして、許容応力を求めた。

評価結果を以下に示す。算出応力は全て許容応力以下となっている。

応力評価結果

部位	材料	応力種類	算出応力[MPa]	許容応力[MPa]
基礎ボルト	SS400相当	引張	作用しない	145
		せん断	5	112

b. 熱交換器ユニットの転倒評価

熱交換器ユニットの転倒評価及びアンカボルトの強度評価は、後述の「3.6 4号機熱交換器ユニット（1）耐震性」において、熱交換器ユニットは転倒しない及び固定しているアンカボルトの強度が確保されている評価となっている。

1.5 1, 2号機二次系共用ポンプ

(1) 構造強度

1, 2号機二次系共用ポンプについては、系統最高使用圧力 0.5MPa に対し、工場にて 0.75MPa の水圧試験を実施し、漏えい等の異常がないことを確認している。

以上のことから、1, 2号機二次系共用ポンプについては、通常運転時の内圧に十分耐えうる構造強度を有していると判断する。

(2) 耐震性

1, 2号機二次系共用ポンプについては、屋外に鋼製架台を設置し、架台にボルトで固定することで転倒防止策を講じている。これを踏まえ、耐震性の評価としてボルトの強度が確保されることの評価を行った。

なお、評価においては水平方向震度を耐震Bクラス相当の評価である0.36G とし、耐震設計審査指針上の耐震Bクラス相当の評価を行った。

a. ボルトの強度評価

「原子力発電所耐震設計技術規程(JEAC4601-2008)」の横型ポンプの強度評価方法に準じて、ポンプ基礎ボルトの評価を行った。基礎ボルトの許容応力については、供用状態 C_sにおける許容応力を適用し、ボルトの評価温度は 50°Cとみなして、許容応力を求めた。

評価結果を以下に示す。算出応力は全て許容応力以下となっている。

応力評価結果

部位	材料	応力種類	算出応力[MPa]	許容応力[MPa]
基礎ボルト	SS400	引張	作用しない	180
		せん断	3	139

2. タンク

2.1 1, 2号機二次系共用サージタンク

(1) 構造強度

1, 2号機二次系共用サージタンクについては, タンク最高使用圧力 0.15MPa に対し, 工場にて 0.23MPa の水圧試験を実施し, 漏えい等の異常がないことを確認している。

以上のことから, 1, 2号機二次系共用サージタンクについては, 通常運転時の内圧に十分耐えうる構造強度を有していると判断する。

(2) 耐震性

1, 2号機二次系共用サージタンクについては, 屋外に鋼製架台を設置し, 架台にボルトで固定することで転倒防止策を講じている。また, 1, 2号機二次系共用サージタンクについては, 胴板部及びスカート部に地震による応力が作用する。これを踏まえ, 耐震性の評価としてボルト, 胴板部及びスカート部の強度が確保されることの評価を行った。

なお, 評価においては水平方向震度を耐震Bクラス相当の評価である0.36G とし, 耐震設計審査指針上の耐震Bクラス相当の評価を行った。

a. ボルトの強度評価

「原子力発電所耐震設計技術規程(JEAC4601-2008)」のスカート支持たて置円筒形容器の強度評価方法に準じて, サージタンク基礎ボルトの評価を行った。基礎ボルトの許容応力については, 供用状態 C_sにおける許容応力を適用し, ボルトの評価温度は 50℃ とみなして, 許容応力を求めた。

評価結果を以下に示す。算出応力は全て許容応力以下となっている。

応力評価結果

部位	材料	応力種類	算出応力[MPa]	許容応力[MPa]
基礎ボルト	SS400	引張	1	173
		せん断	4	133

b. 胴板部及びスカート部の強度評価

「原子力発電所耐震設計技術規程(JEAC4601-2008)」のスカート支持たて置円筒形容器の強度評価方法に準じて、胴板部及びスカート部の評価を行った。胴板部及びスカート部の許容応力については、供用状態 C_sにおける許容応力を適用し、評価温度は胴板部 95℃、スカート部 50℃とみなして、許容応力を求めた。

評価結果を以下に示す。算出値は全て許容値以下となっている。

評価結果

部位	材料	評価種類	算出値	許容値
胴板	SS400	一次一般膜応力	13[MPa]	223[MPa]
スカート	SS400	組合せ応力	5[MPa]	241[MPa]
		座屈	0.02	1

3. 熱交換器

3.1 2号機熱交換器

(1) 構造強度

2号機プレート式熱交換器については、系統最高使用圧力 1.0MPa（一次側）、0.5MPa（二次側）に対し、工場にてそれぞれ 1.10MPa（一次側）、0.55MPa（二次側）の水圧試験を実施し、漏えい等の以上がないことを確認している。また、また、系統機能試験時に 0.9MPa（一次側）、0.35MPa（二次側）で漏えい確認を実施し、漏えい等の異常がないことを確認している。以上のことから、2号機プレート式熱交換器については、通常運転時の内圧に十分耐えうる構造強度を有していると判断する。

(2) 耐震性

2号機プレート式熱交換器については、一次系ポンプ、配管、弁等と共にトレーラに搭載し、トレーラ含めてユニット化（熱交換器ユニット）することで、耐震性を向上させるとともに、ボルト等で固定することで転倒防止を講じている。また、熱交換器ユニットについては、床面での転倒及び滑り防止のため、建屋の床面にアンカボルトにより固定することで転倒防止対策を講じている。これを踏まえ、耐震性の評価として、ボルトの強度が確保されること、熱交換器ユニットが転倒しないこと及びアンカボルトの強度が確保されることの評価を行った。

なお、評価においては水平方向震度を耐震 B クラス相当の評価である 0.36G に余裕を持たせた 0.66G、耐震 B クラス相当の評価では求められていないがメーカ基準として設定した垂直方向震度 0.33G とし、耐震設計審査指針上の耐震 B クラス相当の評価を行った。

また、許容応力については、「建築設備耐震設計・施工指針（2005 年版）」の短期許容応力度（ボルト材質 SS400）を適用した。

a. ボルトの強度評価

許容応力との比較を以下に示す。発生する引張応力、せん断応力は、基礎ボルト許容応力を下回っており十分な強度を有している。

応力評価結果

部位	材料	応力種類	算出応力[MPa]	許容応力[MPa]
基礎ボルト	SS400	引張	47	176
		せん断	11	101

b. 熱交換器ユニットの転倒評価及びアンカボルトの強度評価

「3.2 2号機熱交換器ユニット（1）耐震性」において、水平方向震度 0.36G で熱交換器ユニットは転倒しない及び熱交換器ユニットを固定しているアンカボルトの強度が確保される評価となっている。

3.2 2号機熱交換器ユニット

(1) 耐震性

2号機熱交換器ユニットは、熱交換器、一次系ポンプ、配管及び弁等をトレーラ上に組み込んだものであり、トレーラ含めて重心が低い構造となっている。熱交換器ユニットは、床面での転倒及び滑り防止のため、建屋の床面にアンカボルトにより固定することで転倒防止策を講じている。また、ユニット内に組み込まれる各機器はフレームにボルト等で強固に固定される構造とし、ユニット内における転倒防止策を講じている。これを踏まえ、耐震性の評価として、「建築設備耐震設計・施工指針（2005年版）」を準用し、熱交換器ユニットにたいして転倒に伴う引張力が発生しない水平力を算出するとともに、アンカボルトの評価を行った。

なお、アンカボルトの許容荷重はカタログ値を適用した。

a. 転倒評価

熱交換器ユニット固定部に、転倒に伴う引張力が発生しない水平力を算出した結果、転倒しない水平力は、水平震度 0.71Gの地震時であり、耐震 B クラス相当の水平方向震度 0.36G に対して余裕があることを確認した。

b. アンカボルト評価

a. 転倒評価にて算出した水平力によるアンカボルトの評価結果を以下に示す。アンカボルトに発生する荷重は、許容荷重を下回っており十分な強度を有している。

評価結果

部位	材料	荷重	算出荷重[N]	許容荷重[N]
アンカボルト	S U S 3 0 4	引張	作用しない	41000
		せん断	30114	58000

遮へい板は、熱交換器ユニットの側壁に設置しており、熱交換器ユニットの最大機器荷重に含み評価している。

3.3 3号機熱交換器

(1) 構造強度

3号機プレート式熱交換器については、系統最高使用圧力 1.0MPa（一次側）、0.5MPa（二次側）に対し、工場にてそれぞれ 1.10MPa（一次側）、0.55MPa（二次側）の水圧試験を実施し、漏えい等の以上がないことを確認している。また、また、系統機能試験時に 0.9MPa（一次側）、0.353~0.355MPa（二次側）で漏えい確認を実施し、漏えい等の異常がないことを確認している。以上のことから、3号機プレート式熱交換器については、通常運転時の内圧に十分耐えうる構造強度を有していると判断する。

(2) 耐震性

3号機プレート式熱交換器については、一次系ポンプ、配管、弁等と共にトレーラに搭載し、トレーラ含めてユニット化（熱交換器ユニット）することで、耐震性を向上させるとともに、ボルト等で固定することで転倒防止を講じている。また、熱交換器ユニットについては、床面での転倒及び滑り防止のため、建屋の床面にアンカボルトにより固定することで転倒防止対策を講じている。これを踏まえ、耐震性の評価として、ボルトの強度が確保されること、熱交換器ユニットが転倒しないこと及びアンカボルトの強度が確保されることの評価を行った。

なお、評価においては水平方向震度を耐震 B クラス相当の評価である 0.36G に余裕を持たせた 0.66G、耐震 B クラス相当の評価では求められていないがメーカー基準として設定した垂直方向震度 0.33G とし、耐震設計審査指針上の耐震 B クラス相当の評価を行った。

また、許容応力については、「建築設備耐震設計・施工指針（2005 年版）」の短期許容応力度（ボルト材質 SS400）を適用した。

a. ボルトの強度評価

許容応力との比較を以下に示す。発生する引張応力、せん断応力は、基礎ボルト許容応力を下回っており十分な強度を有している。

応力評価結果

部位	材料	応力種類	算出応力[MPa]	許容応力[MPa]
基礎ボルト	SS400	引張	47	176
		せん断	11	101

b. 熱交換器ユニットの転倒評価及びアンカボルトの強度評価

後述の「3.4 3号機熱交換器ユニット(1)耐震性」において、水平方向震度 0.36G で熱交換器ユニットは転倒しない及び熱交換器ユニットを固定しているアンカボルトの強度が確保される評価となっている。

3.4 3号機熱交換器ユニット

(1) 耐震性

3号機熱交換器ユニットは、熱交換器、一次系ポンプ、配管及び弁等をトレーラ上に組み込んだものであり、トレーラ含めて重心が低い構造となっている。熱交換器ユニットは、床面での転倒及び滑り防止のため、建屋の床面にアンカボルトにより固定することで転倒防止策を講じている。また、ユニット内に組み込まれる各機器はフレームにボルト等で強固に固定される構造とし、ユニット内における転倒防止策を講じている。これを踏まえ、耐震性の評価として、「建築設備耐震設計・施工指針（2005年版）」を準用し、熱交換器ユニットにたいして転倒に伴う引張力が発生しない水平力を算出するとともに、アンカボルトの評価を行った。

なお、アンカボルトの許容荷重はカタログ値を適用した。

a. 転倒評価

熱交換器ユニット固定部に、転倒に伴う引張力が発生しない水平力を算出した結果、転倒しない水平力は、水平震度 1.0G の地震時であり、耐震 B クラス相当の水平方向震度 0.36G に対して余裕があることを確認した。

b. アンカボルト評価

a. 転倒評価にて算出した水平力によるアンカボルトの評価結果を以下に示す。アンカボルトに発生する荷重は、許容荷重を下回っており十分な強度を有している。

評価結果

部位	材料	荷重	算出荷重 [N]	許容荷重[N]
アンカボルト	S U S 3 0 4	引張	作用しない	41000
		せん断	23782	58000

遮へい板は、熱交換器ユニットの側壁に設置しており、熱交換器ユニットの最大機器荷重に含み評価している。

3.5 4号機熱交換器

(1) 構造強度

4号機プレート式熱交換器については、系統最高使用圧力 1.0MPa（一次側）、1.0MPa（二次側）に対し、工場にてそれぞれ 1.5MPa（一次側）、1.5MPa（二次側）の水圧試験を実施し、漏えい等の異常がないことを確認している。また、系統機能試験時に 0.95MPa（一次側）、0.62MPa（二次側）で漏えい確認を実施し、漏えい等の異常がないことを確認している。以上のことから、4号機プレート式熱交換器については、通常運転時の内圧に十分耐えうる構造強度を有していると判断する。

(2) 耐震性

4号機プレート式熱交換器については、一次系ポンプや配管、弁等と共に架台に組み込み、架台含めてユニット化（熱交換器ユニット）することで耐震性を向上させるとともに、ボルト等で固定することで転倒防止策を講じている。また、熱交換器ユニットについては、床面での転倒及び滑り防止のため、建屋の床面にアンカボルトにより固定することで、転倒防止策を講じている。これを踏まえ、耐震性の評価として、ボルトの強度が確保されること、熱交換器ユニットが転倒しないこと及びアンカボルトの強度が確保されることの評価を行った。

なお、評価においては水平方向震度を耐震 B クラス相当の評価である 0.36G に余裕を持たせた 0.66G、耐震 B クラス相当の評価では求められていないがメーカ基準として設定した垂直方向震度 0.33G とし、耐震設計審査指針上の耐震 B クラス相当の評価を行った。

また、許容応力については、「建築設備耐震設計・施工指針（2005 年版）」の短期許容応力度（ボルト材質 SS400）を適用した。

a. ボルトの強度評価

許容応力との比較を以下に示す。発生する引張応力、せん断応力は、基礎ボルト許容応力を下回っており十分な強度を有している。

応力評価結果

部位	材料	応力種類	算出応力[MPa]	許容応力[MPa]
基礎ボルト	SS400	引張	55	176
		せん断	13	101

b. 熱交換器ユニットの転倒評価及びアンカボルトの強度評価

後述の「3.6 4号機熱交換器ユニット(1)耐震性」において、水平方向震度 0.36G で熱交換器ユニットは転倒しない及び熱交換器ユニットを固定しているアンカボルトの強度が確保される評価となっている。

3.6 4号機熱交換器ユニット

(1) 耐震性

4号機熱交換器ユニットは、熱交換器、一次系ポンプ、配管及び弁等を架台に組み込んだものであり、架台含めて重心が低い構造となっている。熱交換器ユニットは、床面での転倒及び滑り防止のため、建屋の床面にアンカボルトにより固定することで、転倒防止策を講じている。また、ユニット内に組み込まれる各機器はフレームにボルト等で強固に固定される構造とし、ユニット内における転倒防止策を講じている。

これを踏まえ、耐震性の評価として地震の水平荷重による転倒モーメントよりも自重による安定モーメントが大きいことを確認し、アンカボルトの評価を行った。

なお、評価においては水平方向震度を耐震 B クラス相当の評価である 0.36G とし、アンカボルトの許容荷重はカタログ値を適用した。

a. 転倒評価

水平震度 0.36G に対し熱交換器ユニットが十分な強度を有し、転倒しないことを確認した。

b. アンカボルト評価

アンカボルトの評価結果を以下に示す。水平震度 0.36G によりアンカボルトに発生する荷重は、許容荷重を下回っており、十分な強度を有している。

評価結果

部位	材料	荷重種類	算出荷重[N]	許容荷重[N]
アンカボルト	S S 4 0 0 相当	引張	作用しない	381000
		せん断	28224	286000

4. 配管

4.1 1号機配管

(1) 構造強度

1号機二次系鋼管については、「設計・建設規格（2007年追補版）」に基づき、系統最高使用圧力に対して十分な厚さを有していることを確認しており、使用済燃料プール循環冷却系における使用条件に対し、十分な構造強度を有していると評価している（下表参照）。また、系統機能試験時に0.68～0.7MPaで漏えい確認を実施し、漏えい等の異常がないことを確認していることから、必要な構造強度を有しているものと判断する。

$$t = \frac{PD_0}{2S\eta + 0.8P} \quad (4.1)$$

t：管の計算上必要な厚さ[mm]

P：最高使用圧力[MPa]

D₀：管の外径[mm]

S：最高使用温度における「設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表5」に規定する材料の許容引張応力[MPa]

η：長手継手の効率で、「設計・建設規格 PVC-3130」に定めるところによる。

1号機二次系鋼管の構造強度評価結果

名称	公称肉厚[mm]	必要最小厚さ [*] [mm]
1号機二次系ライン	5.5	2.4
	7.1	3.8
	5.5	2.4
	7.1	3.8

※1号機二次系鋼管は系統最高使用圧力1.0MPaとして評価を行い製作された後、運送発官27第226号により、系統最高使用圧力0.5MPaに変更されている。本評価では製作時の評価条件を考慮し、保守的に最高使用圧力1.0MPaでの必要最小厚さを示す。

(2) 耐震性

二次系設備のうち、新設配管の耐震性についての評価結果を示す。

a. 評価条件

配管は、基本的に、配管軸直角2方向拘束サポートを用いた、両端単純支持の配管系（両端単純支持はり構造）とする。また、配管は水平方向主体のルートを想定し、管軸方向については、サポート設置フロアの水平方向震度を鉄と鉄の静止摩擦係数0.52^注よりも小さいものとし、地震により管軸方向は動かないものと仮定する。

水平方向震度は、耐震 B クラス相当の評価である 0.36G とする。

b. 評価方法

水平方向震度が静止摩擦係数よりも小さく、地震により管軸方向は動かないと考えられることから、水平方向震度による管軸直角方向の配管応力評価を考える。

管軸直角方向の地震による応力は、下図に示す自重による応力の震度倍で表現でき(4.2)式で表すことができる。

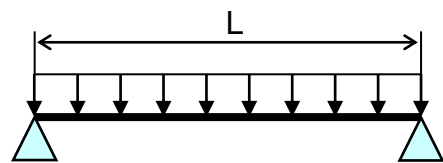
$$\bullet S_w = \frac{wL^2}{8Z}$$

S_w : 自重による応力 [MPa]

L : サポート支持間隔 [mm]

Z : 断面係数 [mm³]

w : 等分布荷重 [N/mm]



両端単純支持はりの等分布荷重より求まる自重による応力

$$\bullet S_s = \alpha S_w \tag{4.2}$$

S_w : 自重による応力 [MPa]

S_s : 地震による応力 [MPa]

α : 水平方向震度

注) 日本機械学会編 機械工学便覧 α . 基礎編 表 4-1, α 2-27

また、崩壊制限に「JEAG4601 (1984 年版)」のクラス 2 配管の供用状態 D_s の場合の一次応力制限を用いるとすると、地震評価としては(4.3)式で表すことができる。

$$\bullet S = S_p + S_w + S_s = S_p + S_w + \alpha S_w = S_p + (1 + \alpha) S_w \leq 0.9 S_u \tag{4.3}$$

S_p : 内圧による応力 [MPa]

S_w : 自重による応力 [MPa]

S_s : 地震による応力 [MPa]

S : 内圧, 自重, 地震による応力 [MPa]

α : 水平方向震度

従って、上記(4.3)式を満足するように、配管サポート配置を設定することにより、配管は十分な強度を有していると考えられることができる。

c. 評価結果

両端単純支持はりで自重による応力 $S_w=40[\text{MPa}]$ の配管サポート配置を仮定する。

配管設置フロアの水平方向震度を前述の $0.36G$ ，内圧による応力 $S_p=10[\text{MPa}]$ ，自重による応力 $S_w=40[\text{MPa}]$ ，許容応力を $\text{STPT370}[100^\circ\text{C}]$ の $0.9S_u=315[\text{MPa}]$ とし，(4.3) に代入すると以下となる。

$$\bullet S=S_p+(1+\alpha)S_w = 10+(1+0.36)\times 40= 64.4[\text{MPa}] \leq 0.9S_u = 315[\text{MPa}] \quad (4.4)$$

また，継手がある場合には，応力係数も存在する。例えば応力係数を 3 とし，(4.4) 式の自重による応力 S_w に 3 を乗じ， $S_w=120[\text{MPa}]$ とすると以下となる。

$$\bullet S=S_p+(1+\alpha)S_w\times 3= 10+(1+0.36)\times 120= 173.2[\text{MPa}] \leq 0.9S_u = 315[\text{MPa}] \quad (4.5)$$

以上のことから，両端単純支持はりで自重による応力 S_w を $40[\text{MPa}]$ 程度の配管サポート配置とした場合，発生応力は許容応力に対して十分な裕度を有する結果となった。

4.2 2号機配管

(1) 構造強度

2号機一次系/二次系鋼管については、「設計・建設規格(2007年追補版)」に基づき、系統最高使用圧力に対して十分な厚さを有していることを確認しており、使用済燃料プール循環冷却系における使用条件に対し、十分な構造強度を有していると評価している(下表参照)。また、系統機能試験時に0.9MPa(一次系)、0.35MPa(二次系)で漏えい確認を実施し、漏えい等の異常がないことを確認していることから、必要な構造強度を有しているものと判断する。

2号機一次系/二次系鋼管の構造強度評価結果

名称	公称肉厚[mm]	必要最小厚さ[mm]
2号機 一次系ライン	6.0	3.4
	7.1	3.8
	8.2	3.8
2号機二次系ライン	7.1	3.8
	8.2	3.8

(2) 耐震性

一次系設備のうち、既設取合～熱交換器ユニット間の新設配管についての耐震性の評価結果を示す。

a. 解析条件

・解析モデル：

既設 FG69A～熱交換器ユニット：KFPC-901

熱交換器ユニット～既設 FE52A：KFPC-902

- ・水平地震力：耐震 B クラス相当の評価である 0.36G とした場合の新設配管の発生応力を確認する。

b. 評価結果

以下に配管の応力評価結果を示す。

応力評価結果

	一次応力[MPa]	許容応力[MPa]
既設 FG69A ～熱交換器ユニット	77	189
熱交換器ユニット ～既設 FE52A	46	189

4.3 3号機配管

(1) 構造強度

3号機一次系鋼管については、「設計・建設規格（2007年追補版）」に基づき、系統最高使用圧力に対して十分な厚さを有していることを確認しており、使用済燃料プール循環系における使用条件に対し、十分な構造強度を有していると評価している（下表参照）。また、系統機能試験時に0.9MPa（一次系）で漏えい確認を実施し、漏えい等の異常がないことを確認していることから、必要な構造強度を有しているものと判断する。

3号機一次系鋼管の構造強度評価結果

名称	公称肉厚[mm]	必要最小厚さ[mm]
3号機 一次系ライン	6.0	3.4
	7.1	3.8
	8.2	3.8

(2) 耐震性

一次系設備のうち、既設取合～熱交換器ユニット間の新設配管についての耐震性の評価結果を示す。

a. 解析条件

・解析モデル：

既設 FG101B～熱交換器ユニット：KFPC-901

熱交換器ユニット～既設ストレーナ 29B：KFPC-902

- ・水平地震力：耐震 B クラス相当の評価である 0.36G とした場合の新設配管の発生応力を確認する。

b. 評価結果

以下に配管の応力評価結果を示す。

応力評価結果

	一次応力[MPa]	許容応力[MPa]
既設 FG101B ～熱交換器ユニット	83	173
熱交換器ユニット ～既設ストレーナ 29B	53	173

4.4 4号機配管

(1) 構造強度

4号機一次系鋼管については、「設計・建設規格（2007年追補版）」に基づき、系統最高使用圧力に対して十分な厚さを有していることを確認しており、使用済燃料プール循環系における使用条件に対し、十分な構造強度を有していると評価している（下表参照）。また、系統機能試験時に0.95MPa（一次系）で漏えい確認を実施し、漏えい等の異常がないことを確認していることから、必要な構造強度を有しているものと判断する。

4号機一次系鋼管の構造強度評価結果

名称	公称肉厚[mm]	必要最小厚さ[mm]
4号機 一次系ライン	6.0	3.4
	7.1	3.8
	6.0	3.4
	7.1	3.8
	6.0	0.47

(2) 耐震性

使用済燃料プール循環システムの新設設備のうち、配管の耐震性についての評価結果を示す。

a. 評価条件

配管は、基本的に、配管軸直角2方向拘束サポートを用いた、両端単純支持の配管系（両端単純支持はり構造）とする。また、配管は水平方向主体のルートを想定し、管軸方向については、サポート設置フロアの水平方向震度を鉄と鉄の静止摩擦係数0.52^{注)}よりも小さいものとし、地震により管軸方向は動かないものと仮定する。

水平方向震度は、耐震Bクラス相当の評価である0.36Gとする。

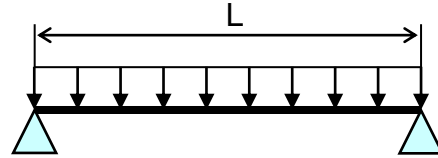
b. 評価方法

水平方向震度が静止摩擦係数よりも小さく、地震により管軸方向は動かないと考えられることから、水平方向震度による管軸直角方向の配管応力評価を考える。

管軸直角方向の地震による応力は、下図に示す自重による応力の震度倍で表現でき(4.6)式で表すことができる。

$$\bullet S_w = \frac{wL^2}{8Z}$$

S_w : 自重による応力 [MPa]
 L : サポート支持間隔 [mm]
 Z : 断面係数 [mm³]
 w : 等分布荷重 [N/mm]



両端単純支持はりの等分布荷重より求まる自重による応力

$$\bullet S_s = \alpha S_w \quad (4.6)$$

S_w : 自重による応力 [MPa] S_s : 地震による応力 [MPa]
 α : 水平方向震度

注) 日本機械学会編 機械工学便覧 α . 基礎編 表 4-1, α 2-27

また、崩壊制限に「JEAG4601 (1984年版)」のクラス 2 配管の供用状態 D_s の場合の一次応力制限を用いるとすると、地震評価としては(4.7)式で表すことができる。

$$\bullet S = S_p + S_w + S_s = S_p + S_w + \alpha S_w = S_p + (1 + \alpha) S_w \leq 0.9 S_u \quad (4.7)$$

S_p : 内圧による応力 [MPa] S_w : 自重による応力 [MPa]
 S_s : 地震による応力 [MPa] S : 内圧, 自重, 地震による応力 [MPa]
 α : 水平方向震度

従って、上記(4.7)式を満足するように、配管サポート配置を設定することにより、配管の崩壊は抑制できる。

c. 評価結果

両端単純支持はりで自重による応力 $S_w=40$ [MPa]の配管サポート配置を仮定する。

配管設置フロアの水平方向震度を前述の 0.36G, 内圧による応力 $S_p=10$ [MPa], 自重による応力 $S_w=40$ [MPa], 許容応力を STPT370[100°C]の $0.9S_u=315$ [MPa]とし、(4.7)に代入すると以下となる。

$$\bullet S = S_p + (1 + \alpha) S_w = 10 + (1 + 0.36) \times 40 = 64.4 \text{ [MPa]} \leq 0.9 S_u = 315 \text{ [MPa]} \quad (4.8)$$

また、継手がある場合には、応力係数も存在する。例えば応力係数を3とし、(4.8)式の自重による応力 S_w に3を乗じ、 $S_w=120[\text{MPa}]$ とすると以下となる。

$$\bullet S=S_p+(1+\alpha)S_w\times 3=10+(1+0.36)\times 120=173.2[\text{MPa}] \leq 0.9S_u = 315[\text{MPa}] \quad (4.9)$$

以上のことから、両端単純支持はりで自重による応力 S_w を $40[\text{MPa}]$ 程度の配管サポート配置とした場合、発生応力は許容応力に対して十分な裕度を有する結果となった。

4.5 1, 4号機フレキシブルチューブ

(1) 構造強度

1, 4号機フレキシブルチューブは、設計・建設規格に記載がない機器であるが、系統最高使用圧力 0.5MPa^{注)} (1号機 二次系) 及び系統最高使用圧力 1.0MPa (4号機 一次系) に対し、工場にて 1.25MPa (1号機 二次系, 4号機 一次系) の水圧試験を実施し、漏えい等の異常がないことを確認している。

また、系統機能試験時に下表の圧力で漏えい確認を実施し、漏えい等の異常がないことを確認していることから、必要な構造強度を有しているものと判断する。

各号機における系統機能試験圧力

号機	一次系 系統機能試験圧力[MPa]	二次系 系統機能試験圧力[MPa]
1号機		0.68~0.7
4号機	0.95	

注) 1号機二次系フレキシブルチューブは系統最高使用圧力 1.0MPa として評価を行い製作された後、運総発官 27 第 226 号により、系統最高使用圧力 0.5 MPa に変更されている。

(2) 耐震性

1, 4号機フレキシブルチューブは、フレキシビリティを有しており、地震変位による有意な応力は発生しないと考えられる。

4.6 1, 2号機二次系共用配管

(1) 構造強度

1, 2号機二次系共用配管については、「設計・建設規格(2007年追補版)」に基づき、系統最高使用圧力に対して十分な厚さを有していることを確認しており、使用済燃料プール循環冷却系における使用条件に対し、十分な構造強度を有していると評価している(下表参照)ことから、必要な構造強度を有しているものと判断する。

$$t = \frac{PD_0}{2S\eta + 0.8P} \quad (4.10)$$

t: 管の計算上必要な厚さ[mm]

P: 最高使用圧力[MPa]

D₀: 管の外径[mm]

S: 最高使用温度における「設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表5」に規定する材料の許容引張応力[MPa]

η: 長手継手の効率で、「設計・建設規格 PVD-3110」に定めるところによる。

1, 2号機二次系共用配管の構造強度評価結果

名称	公称肉厚[mm]	必要最小厚さ[mm]
1, 2号機共用 二次系ライン	5.5	2.4
	5.2	2.7
	5.5	3.0
	6.0	3.4
	7.1	3.8

(2) 耐震性

1, 2号機二次系共用配管の耐震性について、定ピッチスパン法を用いて評価を行った結果を示す。

a. 評価条件

配管は、基本的に、配管軸直角2方向拘束サポートを用いた、両端単純支持の配管系(両端単純支持はり構造)とする。また、配管は水平方向主体のルートを想定し、管軸方向については、サポート設置フロアの水平方向震度を鉄と鉄の静止摩擦係数0.52^{注)}よりも小さいものとし、地震により管軸方向は動かないものと仮定する。

水平方向震度は、耐震Bクラス相当の評価である0.36Gとする。

b. 評価方法

水平方向震度が静止摩擦係数よりも小さく、地震により管軸方向は動かないと考えられることから、水平方向震度による管軸直角方向の配管応力評価を考える。

管軸直角方向の地震による応力は、下図に示す自重による応力の震度倍で表現でき(4.11)式で表すことができる。

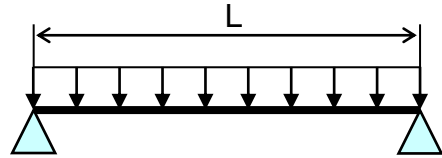
$$\cdot S_w = \frac{wL^2}{8Z}$$

S_w : 自重による応力 [MPa]

L : サポート支持間隔 [mm]

Z : 断面係数 [mm³]

w : 等分布荷重 [N/mm]



両端単純支持はりの等分布荷重より求まる自重による応力

$$\cdot S_s = \alpha S_w \quad (4.11)$$

S_w : 自重による応力 [MPa]

S_s : 地震による応力 [MPa]

α : 水平方向震度

注) 日本機械学会編 機械工学便覧 α . 基礎編 表 4-1, α 2-27

また、崩壊制限に「JEAC4601 (2008年版)」のクラス3配管の供用状態 C_s の場合の一次応力制限を用いるとすると、地震評価としては(4.12)式で表すことができる。

$$\cdot S = S_p + S_w + S_s = S_p + S_w + \alpha S_w = S_p + (1 + \alpha) S_w \leq 1.0 S_y \quad (4.12)$$

S_p : 内圧による応力 [MPa]

S_w : 自重による応力 [MPa]

S_s : 地震による応力 [MPa]

S : 内圧、自重、地震による応力 [MPa]

α : 水平方向震度

従って、上記(4.12)式を満足するように、配管サポート配置を設定することにより、配管は十分な強度を有していると考えられることができる。

c. 評価結果

両端単純支持はりで自重による応力 $S_w=30[\text{MPa}]$ の配管サポート配置を仮定する。

配管設置フロアの水平方向震度を前述の $0.36G$ ，内圧による応力 $S_p=7[\text{MPa}]$ ，自重による応力 $S_w=30[\text{MPa}]$ ，許容応力を $\text{STPG370}[60^\circ\text{C}]$ の $1.0S_y=191[\text{MPa}]$ とし，(4.12) に代入すると以下となる。

$$\bullet S=S_p+(1+\alpha)S_w = 7+(1+0.36)\times 30= 48[\text{MPa}] \leq 1.0S_y = 191[\text{MPa}] \quad (4.13)$$

また，継手がある場合には，応力係数も存在する。例えば応力係数を 3 とし，(4.13) 式の自重による応力 S_w に 3 を乗じ， $S_w\times 3=90[\text{MPa}]$ とすると以下となる。

$$\bullet S=S_p+(1+\alpha)S_w\times 3= 7+(1+0.36)\times 90= 130[\text{MPa}] \leq 1.0S_y = 191[\text{MPa}] \quad (4.14)$$

以上のことから，両端単純支持はりで自重による応力 S_w を $30[\text{MPa}]$ 程度の配管サポート配置とした場合，発生応力は許容応力に対して十分な裕度を有する結果となった。

4.7 1, 2号機二次系共用ポリエチレン管

(1) 構造強度

ポリエチレン管については非金属材料であるため、「JSME S NC-1 発電用原子力設備規格設計・建設規格」による規定はない。使用済燃料プール循環冷却系にて使用するポリエチレン管は、ISO TR9080 及び ISO 12162 により PE100 として規定・分類され、性能については、日本水道協会規格 (JWWA K 144) に規定されている。

使用済燃料プール循環冷却系の使用圧力及び温度はこれらの規格に定める使用条件を満足していることから、ポリエチレン管は十分な構造強度を有していると判断する。

以上のことから、ポリエチレン管は使用済燃料プール循環冷却系における使用条件に対し、十分な構造強度を有していると判断する。

(2) 耐震性

ポリエチレン管の耐震設計については、土中に埋設された状態における耐震計算が日本水道協会規格等で規定されているのみであり、福島第一原子力発電所のように地上に設置したポリエチレン管の耐震計算に関する規定はない。しかしながら、ポリエチレン管は、フレキシビリティを有しており、地震変位による有意な応力は発生しないと考える。

5. エアフィンクーラ

5.1 1, 2号機共用エアフィンクーラ

(1) 構造強度

1, 2号機共用エアフィンクーラについては、系統最高使用圧力 0.5MPa に対し、工場にて 0.63MPa の気圧試験を実施し、漏えい等の異常がないことを確認している。

以上のことから、1, 2号機共用エアフィンクーラについては、通常運転時の内圧に十分耐えうる構造強度を有していると判断する。

(2) 耐震性

1, 2号機共用エアフィンクーラについては、屋外に敷鉄板を設置し、敷鉄板にボルトで固定することで転倒防止策を講じている。これを踏まえ、耐震性の評価としてボルトの強度が確保されることの評価を行った。

なお、評価においては水平方向震度を耐震Bクラス相当の評価である0.36G とし、耐震設計審査指針上の耐震Bクラス相当の評価を行った。

a. 引張力

機器に発生する引張力 F_b は以下の計算式で算出することができる。

$$F_b = \frac{F_H \cdot h_G - (W - F_V) \cdot \ell_G}{\ell}$$

ここに、 F_H : 設計水平地震力 ($K_H \cdot W$) [N]

K_H : 設計用水平震度

W : 機器重量 [N]

h_G : 据付面より機器重心までの高さ [mm]

F_V : 設計用鉛直地震力 ($K_V \cdot W$) [N]

K_V : 設計用鉛直震度

ℓ_G : 検討する方向から見た評価点から機器重心までの距離 [mm]

ℓ : 検討する方向から見た評価点スパン [mm]

b. ボルトの強度評価

基礎ボルトの許容応力については、「原子力発電所耐震設計技術規程(JEAC4601-2008)」の供用状態 C_s における許容応力を準用し、ボルトの評価温度は 50°C とみなして、許容応力を求めた。

評価結果を以下に示す。算出応力は全て許容応力以下となっている。

応力評価結果

部位	材料	応力種類	算出応力[MPa]	許容応力[MPa]
基礎ボルト	SS400	引張	作用しない	173
		せん断	5	133

6. 二次系共用の各設備の設置場所における地盤支持力

二次系共用の各設備の設置場所における地盤については、地盤支持力の評価を行い（下表参照）、地震時において、各設備の鉛直荷重に対して十分な支持力を有していることを確認した。

地盤支持力の許容値は、「社団法人 日本道路協会 道路橋仕方書・同解説IV下部構造編」に準拠し、下記の算定式に基づく極限支持力から安全率2を除して算定する。

(極限支持力の算定式)

$$Q_u = A_u \left(\alpha k c N_c S_c + k q N_q S_q + \frac{1}{2} \gamma_1 \beta B_e N_r S_r \right)$$

- Q_u : 極限支持力
- A_e : 有効載荷面積
- α, β : 基礎の形状係数
- k : 根入れ効果に対する割増し係数
- c : 地盤の粘着力
- N_c, N_q, N_r : 荷重の傾斜を考慮した支持力係数
- S_c, S_q, S_r : 支持力係数の寸法効果に関する補正係数
- q : 上載荷重 ($q = \gamma_2 D_f$)
- γ_1, γ_2 : 支持地盤及び根入れ地盤の単位重量
- D_f : 基礎の有効根入れ深さ
- B_e : 荷重の偏心を考慮した基礎の有効載荷幅 ($B_e = B - 2e_B$)
- B : 基礎幅
- e_B : 荷重の偏心量

(各設備の鉛直荷重)

$$W = m \times g$$

- W : 鉛直荷重
- m : 機器等の質量
- g : 重力加速度

設備の設置場所における地盤支持力の評価結果

評価対象機器	水平震度	鉛直荷重 [kN]	許容支持力 [kN]
1, 2号機二次系共用ポンプ※	0.3	232	11762
1, 2号機二次系共用サージタンク※	0.3	232	11762
1, 2号機二次系共用エアフィンクーラ	0.3	515	40070

※1, 2号機二次系共用ポンプ及び1, 2号機二次系共用サージタンクは同一の鋼製架台上に設置されているため、評価結果は同じ値となる。

使用済燃料プール冷却系機能喪失評価

(1) 原因

使用済燃料プール冷却中に、ポンプ故障や地震・津波等の原因により使用済燃料プール冷却系が機能喪失し、使用済燃料プールの冷却が停止し、使用済燃料プール水の温度が上昇すると共に使用済燃料プール水位が低下する。

(2) 対策及び保護機能

- a. 一次系又は二次系ポンプが故障した場合は、現場に移動し、待機号機の起動を行い、使用済燃料プールの循環冷却を再開する。
(冷却再開の所要時間(目安):約1時間程度)※
- b. 使用済燃料プール循環冷却系の電源喪失時において、外部電源および所内電源の切替に長時間を要する場合(目安時間:約2日以上)は、非常用注水設備による使用済燃料プールへの注水を行うことにより、使用済燃料プールの冷却を行う。
(冷却再開の所要時間(目安):約3時間程度)※
- c. 使用済燃料プール循環冷却系の一次系循環ラインが損傷した場合は、循環ライン内の一次系系統水が系外へ漏えいすることが考えられることから、系外へ漏えいした一次系系統水を建屋内に設置した堰により滞留させた後、漏えい水を建屋地下(2～3号機は原子炉建屋地下、4号機は廃棄物処理建屋地下又は原子炉建屋地下)に移送する。移送後、一次系循環ラインの復旧に長時間を要する場合は、非常用注水設備による使用済燃料プールへの注水を行うことにより、使用済燃料プールの冷却を行う。
(冷却再開の所要時間(目安):約6時間程度)※
- d. 地震・津波等により使用済燃料プール循環冷却系の複数の系統や機器の機能が同時に喪失した場合には、現場状況に応じて、予め免震重要棟西側(T.P.約35m)に待機している消防車等の配備を行い、使用済燃料プールの冷却を再開する。
(冷却再開の所要時間(目安):約3時間程度)※
- e. 地震・津波等により、非常用注水設備による使用済燃料プールの冷却が困難な場合は、ろ過水タンク西側(T.P.約39m)に待機しているコンクリートポンプ車により使用済燃料プールの冷却を行う。
(冷却再開の所要時間(目安):約6時間程度)※

※:所要時間(目安)とは復旧作業の着手から完了までの時間(目安)である。

(3) 評価条件及び評価結果

a. 評価条件

- (a) 保守的に使用済燃料から発生する崩壊熱は全て使用済燃料プール水の温度上昇に寄与するものとし、外部への放熱は考慮しないものとする。

(b) 使用済燃料から発生する崩壊熱は、次に示す値とする。

1号機：0.07MW 2号機：0.19MW 3号機：0.16MW

(平成28年3月1日時点のORIGEN評価値)

なお、平成28年3月1日時点及び1～3年後の各号機における使用済燃料プールから発生する崩壊熱は以下のとおりである。

号機	使用済燃料崩壊熱 [MW] ※			
	平成28年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点(1年後)	平成30年3月1日 時点(2年後)	平成31年3月1日 時点(3年後)
1号	0.07	0.07	0.06	0.06
2号	0.19	0.17	0.17	0.16
3号	0.16	0.15	0.14	0.14

※各燃料について、プラント停止時（平成23年3月11日時点）の各燃料の燃焼度（運転データ）を入力し、計算コードORIGENを用いて計算

(c) 保守的に使用済燃料プール水の初期温度は65℃とする。

b. 評価結果

使用済燃料プール冷却系が機能喪失している間、使用済燃料プール水位が水遮へいが有効とされる有効燃料頂部+2mに至るまでの期間は以下の通りとなる。

1号機：約203日、 2号機：約98日

(4) 判断基準への適合性の検討

本事象に対する判断基準は、「使用済燃料から発生する崩壊熱を確実に除去できること」である。

使用済燃料プール循環冷却系の機能喪失後、使用済燃料プール水位が有効燃料頂部+2mに至るまでには、最短で2号機において約98日程度の時間的余裕がある。このことから、他に緊急度の高い復旧作業がある場合は、そちらを優先して実施することになるが、使用済燃料プールの冷却再開に関する復旧作業は事前の準備が整い次第、速やかに実施することで使用済燃料プールの冷却を再開する。なお、有効燃料頂部+2mでの使用済燃料プール近くのオペフロや原子炉建屋周辺における線量率は十分低いと評価しており、使用済燃料プールの冷却再開に関する復旧作業は十分可能と考えられる。

以上により、使用済燃料プール冷却系の機能が喪失した場合でも、燃料の冠水は確保され、使用済燃料から発生する崩壊熱が確実に除去されることから、判断基準は満足される。

(5) 非常用注水設備の代替注水手段

地震・津波等により、非常用注水設備の使用が困難な場合、コンクリートポンプ車、又は高所送水車等を用いて使用済燃料プールを冷却する。

コンクリートポンプ車の使用が困難な2号機においては、消防ホースを使用済燃料プールまで敷設し、消防車による直接注水を行うことで、使用済燃料プールを冷却する。

コンクリートポンプ車、又は高所送水車

台数 1

コンクリートポンプ車

アーム長さ 62m 以上

容量 160m³/h 以上

燃料タンク容量、消費量 約 500 l (参考値), 約 20 l /h (参考値)

高所送水車

アーム長さ 40m 以上

消防車

※ 1～2号機使用済燃料プール循環冷却設備および使用済燃料共用プール設備と共用

使用済燃料プール（SFP）水温及び水位変化

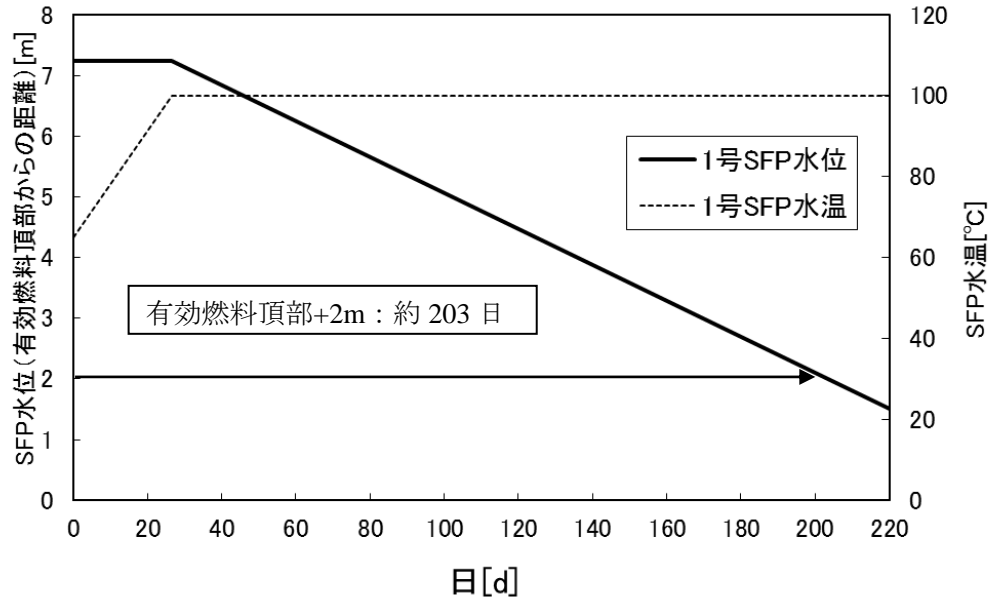


図1 1号機使用済燃料プール（SFP）水温及び水位変化

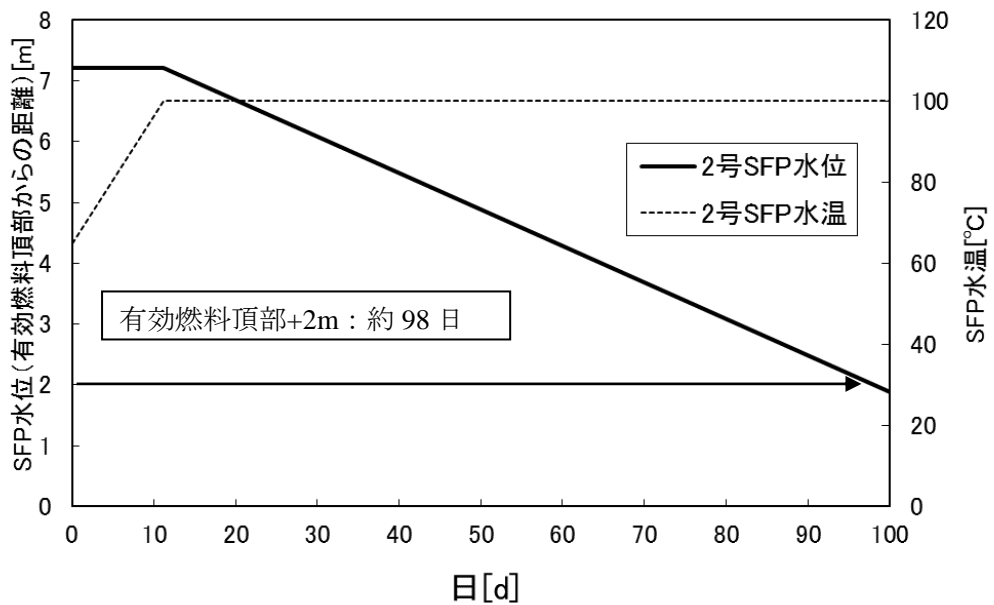


図2 2号機使用済燃料プール（SFP）水温及び水位変化

以上

使用済燃料プール浄化装置について

1. はじめに

1～4号機使用済燃料プールの水質を実施計画にて定める基準値内に管理するため、使用済燃料プール浄化装置（以下、「浄化装置」という。）を配備し、必要に応じて使用済燃料プール水の浄化を実施する。

浄化装置は、使用済燃料プール循環冷却設備一次系から採水し再び一次系へ水を戻す配管（浄化ライン）と、移動式の処理装置（モバイル式処理装置）から構成され、浄化の際はこれらを組み合わせて使用する。

浄化装置は、震災以降緊急対応的に設置した機器であり、2～4号機使用済燃料プールに対しては平成25年8月14日（実施計画の初回認可日）以前から使用した実績がある。

2. 基本方針

2.1 設置の目的

1～4号機使用済燃料プールの水質を管理するために、必要に応じて使用済燃料プール水の浄化ができること。

2.2 設計方針

2.2.1 浄化ライン

浄化ラインは、使用済燃料プール循環冷却設備一次系からの使用済燃料プール水の採水と、モバイル式処理装置により浄化した水を再び一次系へ戻すことが可能で、なおかつ、モバイル式処理装置との接続ができる設計とする。

(1) 材料

使用済燃料プール水の性状を考慮し、適切な材料を用いた設計とする。

(2) 放射性物質の漏えい及び管理されない放出の防止

浄化ラインは、液体状の放射性物質の漏えいの防止及び所外への管理されない放出を防止するため、次の各項を考慮した設計とする。

- a. 漏えいの発生を防止するため、設置環境や内部流体の性状等に応じた適切な材料を使用する。
- b. モバイル式処理装置と接続する配管には耐圧ホースを使用するが、継手部については固縛等により継手が外れない処置を実施し、漏えいの発生を防止する。また、耐圧ホースは二重管構造とすることで、漏えいの拡大を防止する。

(3) 誤操作の防止に対する考慮

浄化ラインには誤操作を防止するために、操作バルブには銘板を設けるとともに、運転手順書を整備し運転にあたる。

(4) 検査可能性に対する設計上の考慮

適切な方法により検査ができるよう、漏えい検査・通水検査等ができる設計とする。

2.2.2 モバイル式処理装置（放射能除去装置）

モバイル式処理装置（放射能除去装置）（以下、「放射能除去装置」という。）は、装置内に設置した吸着塔に使用済燃料プール水を通水することにより使用済燃料プール水中の放射能濃度を低減することができ、なおかつ、必要に応じて移動ができる設計とする。

(1) 運用方針

放射能除去装置は、1号機使用済燃料プール水中の放射能濃度低減のため、使用時のみ設置し、使用後は装置を移設する。

(2) 処理能力

使用済燃料プール水中の放射性物質の濃度を低減する能力を有する。

(3) 規格・基準等

放射能除去装置の機器等は、設計・材料の選定・製作及び検査において、原則として適切と認められる規格及び基準によるものとする。

なお、吸着塔容器及び配管（鋼管）接続部の溶接は、日本産業規格に準拠して実施する。

(4) 放射性物質の漏えい及び管理されない放出の防止

放射能除去装置の機器等は、液体状の放射性物質の漏えいの防止及び所外への管理されない放出を防止するため、次の各項を考慮した設計とする。

- a. 漏えいの発生を防止するため、設置環境や内部流体の性状等に応じた適切な材料を使用する。
- b. 液体状の放射性物質の漏えい防止として、屋外には二重管構造の耐圧ホースを使用し、継手部については固縛すること等により、継手が外れない処置を実施する。

- c. 万一の漏えいを考慮し、放射能除去装置（車両）内に堰を設置するとともに、堰内に設置した漏えい検知器により漏えいの有無を監視する。また、漏えいを検知した場合には放射能除去装置の出入口自動隔離弁を閉じ、装置の運転を停止する。
- d. 漏えい検知の警報は免震重要棟に表示させることで、異常を確実に運転員に伝え、適切な措置をとれるようにする。

(5) 放射線遮へいに対する考慮

放射能除去装置は、放射線業務従事者等の線量を低減する観点から、放射線を適切に遮へいする設計とする。

(6) 崩壊熱除去に対する考慮

放射能除去装置は、放射性物質の崩壊熱による温度上昇を考慮し、必要に応じて崩壊熱を除去できる設計とする。

(7) 可燃性ガスの滞留防止に対する考慮

放射能除去装置は、水の放射線分解により発生する可燃性ガスを適切に排出できる設計とする。

(8) 誤操作の防止に対する考慮

放射能除去装置の操作スイッチを CS 式 (Control Switch;制御スイッチ)、COS 式(Change over Switch;切替スイッチ)とし、タッチパネル特有の問題（ボタン間隔が狭い、反応が鈍い）を回避する。また、運転操作手順書を整備し、教育を実施すると共に、装置の停止に係わる重要なスイッチには、注意表示をする。

(9) 検査可能性に対する設計上の考慮

適切な方法として検査ができるよう、漏えい検査・通水検査等ができる設計とする。

(10) 電気故障の拡大防止に対する考慮

放射能除去装置は、電氣的な故障が発生した場合には、その拡大及び伝播を防止するため異常箇所を自動的に切り離す保護装置を備える。

(11) 放射線防護に係わる被ばく防止措置

作業における被ばく低減ができるよう、以下の設計とする。

- ・吸着塔交換作業時の被ばく低減を図るため、吸着塔内の内部水をろ過水に置

換可能とする。

- ・ 弁操作時の被ばく低減を図るため、遠隔操作ハンドルを設けると共に、弁近傍を遮へいする。

(12) 監視機能

放射能除去装置の動作確認に必要な計器類の指示値を車両内の制御盤に表示させる。また、この制御盤の画像を免震重要棟に送信することで、免震重要棟からの監視が可能となるようにする。なお、免震重要棟には監視盤を設置し、装置の異常時には警報を発報し、異常を確実に運転員に伝え、適切な措置をとれるようにする。

2.2.3 モバイル式処理装置（塩分除去装置）

モバイル式処理装置（塩分除去装置）（以下、「塩分除去装置※」という。）は、装置内のRO膜またはイオン交換樹脂に使用済燃料プール水を通水することにより使用済燃料プール水中の塩化物イオン濃度を低減することができ、なおかつ、必要に応じて移動ができる設計とする。

なお、塩分除去装置は、RO膜装置及びイオン交換装置の2種類を配備し、2～4号機の使用済燃料プール水の塩分除去に使用している装置を用いる。

※ 特記無き場合は、RO膜装置とイオン交換装置の両方のことを指す。

(1) 運用方針

1～4号機の使用済燃料プール水中の塩化物イオン濃度低減のため、これまで2～4号機の使用済燃料プール水の塩分除去に使用している装置を使用時のみ設置する。

なお、塩分除去装置は、各号機原子炉建屋山側エリア（屋外、T.P.約8.5m）に設置する。

(2) 処理能力

使用済燃料プール水中の塩化物イオンの濃度を低減する能力を有する。

(3) 材料

塩分除去装置は、使用済燃料プール水の性状を考慮し、適切な材料を用いた設計とする。

(4) 放射性物質の漏えい及び管理されない放出の防止

塩分除去装置の機器等は、液体状の放射性物質の漏えいの防止及び所外への管

理されない放出を防止するため、次の各項を考慮した設計とする。

- a. 漏えいの発生を防止するため、設置環境や内部流体の性状等に応じた適切な材料を使用する。
- b. 万一の漏えいを考慮し、塩分除去装置（車両）内に堰を設置するとともに、漏えい検知器により漏えいの有無を監視する。また、漏えいを検知した場合には塩分除去装置の出入口自動隔離弁を閉じ、装置の運転を停止する。
- c. 漏えい検知の警報は免震重要棟に表示させることで、異常を確実に運転員に伝え、適切な措置をとれるようにする。

（５）放射線遮へいに対する考慮

塩分除去装置は、放射線業務従事者等の線量を低減する観点から、放射線を適切に遮へいする設計とする。

（６）誤操作の防止に対する考慮

塩分除去装置には誤操作を防止するために、操作バルブには銘板を設けるとともに、運転操作手順書を整備し運転にあたる。また、操作スイッチをCS式（Control Switch;制御スイッチ）、COS式（Change over Switch;切替スイッチ）とし、タッチパネル特有の問題（ボタン間隔が狭い、反応が鈍い）を回避すると共に、装置の停止に係わる重要なスイッチには、注意表示をする。

（７）検査可能性に対する設計上の考慮

適切な方法により検査ができるよう、漏えい検査・通水検査等ができる設計とする。

（８）電気故障の拡大防止に対する考慮

塩分除去装置は、電気的な故障が発生した場合には、その拡大及び伝播を防止するため異常箇所を自動的に切り離す保護装置を備える。

（９）監視機能

塩分除去装置の動作確認に必要な計器類の指示値を車両内の制御盤に表示させる。また、この制御盤の画像を免震重要棟に送信することで、免震重要棟からの監視が可能となるようにする。なお、免震重要棟には監視盤を設置し、装置の異常時には警報を発報し、異常を確実に運転員に伝え、適切な措置をとれるようにする。

2.3 供用期間

2.3.1 浄化ライン

浄化ラインは、1～4号機の使用済燃料プール水の浄化時のみ使用する。

なお、浄化ラインは、1～4号機の使用済燃料プールからの燃料取出が完了するまで随時使用する可能性があることから、機器の重要度に応じて有効な保全*を計画・実施する。

2.3.2 放射能除去装置

放射能除去装置は、1号機の使用済燃料プール水中の放射性物質濃度が、塩分除去装置の運用に支障がない程度に低下するまで使用する。

なお、放射能除去装置は、2～4号機では浄化実施後に再び使用済燃料プール水の放射能濃度が上昇した実績はなく、1号機使用済燃料プール水の浄化についても一度で完了する見込みであるが、放射能除去装置を使用する場合に備え、機器の重要度に応じて有効な保全*を計画・実施する。

2.3.3 塩分除去装置

塩分除去装置は、1～4号機の使用済燃料プール水中の塩化物イオン濃度等が上昇し、実施計画に定める基準値を超える恐れが生じた場合に使用する。

なお、塩分除去装置は、1～4号機の使用済燃料プールからの燃料取出が完了するまで随時使用する可能性があることから、機器の重要度に応じて有効な保全*を計画・実施する。

※有効な保全とは、設備又は機器の重要度、使用頻度、使用環境、過去の点検結果等から総合的に判断し、保全方式（時間基準保全、状態基準保全又は事後保全）及び保全方法（点検内容、点検周期、点検時期等）を定めた保全計画（長期点検計画）に基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施することをいう。

2.4 供用期間中に確認する項目

必要に応じて使用済燃料プール水の浄化ができるよう、浄化装置が使用可能であること。

2.5 装置概要

2.5.1 浄化ライン

浄化ラインは、使用済燃料プール循環冷却設備一次系から使用済燃料プール水を採水するラインと、モバイル式処理装置により浄化した水を再び一次系へ戻すラインで構成され、設置箇所に応じて、鋼管、フレキシブルチューブ、耐圧ホースのいずれかを用いる。

2.5.2 放射能除去装置

放射能除去装置は、吸着塔を装荷する吸着塔ユニット（車載）及び流量調整等の機能を有する弁ユニット（車載）から構成する（図－3）。吸着塔ユニットは、1塔の吸着塔により、使用済燃料プール水に含まれる放射性核種を除去し、吸着塔出入口差圧、吸着性能、吸着塔表面線量により吸着塔を交換する場合がある。（表－1）。

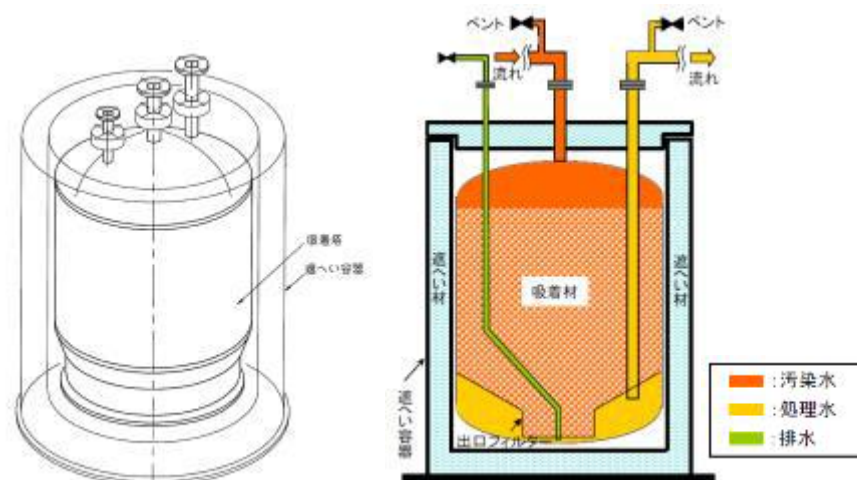
放射能除去装置で使用する吸着塔は、二重の円筒形容器で、内側は内部にゼオライト等を充填したステンレス製の容器、外側は炭素鋼製の遮へい容器からなる構造とする。また、遮へい容器は二重筒構造とし、内部の鉛等により、吸着塔表面で1mSv/h以下となるよう十分な遮へい能力を有するものとする。

なお、1号機使用済燃料プール水に含まれる放射エネルギーは、約 3×10^{13} Bqである（ ^{137}Cs 及び ^{134}Cs の合計値、平成26年10月現在）。

表－1 放射能除去装置の吸着材について

除去核種	表面線量率 (mSv/h)	吸着量※ (Bq/塔)	温度評価		備考
			最高温度 (°C)	耐熱温度 (°C)	
Cs	<1.0	約 1.3×10^{15}	約215	600	

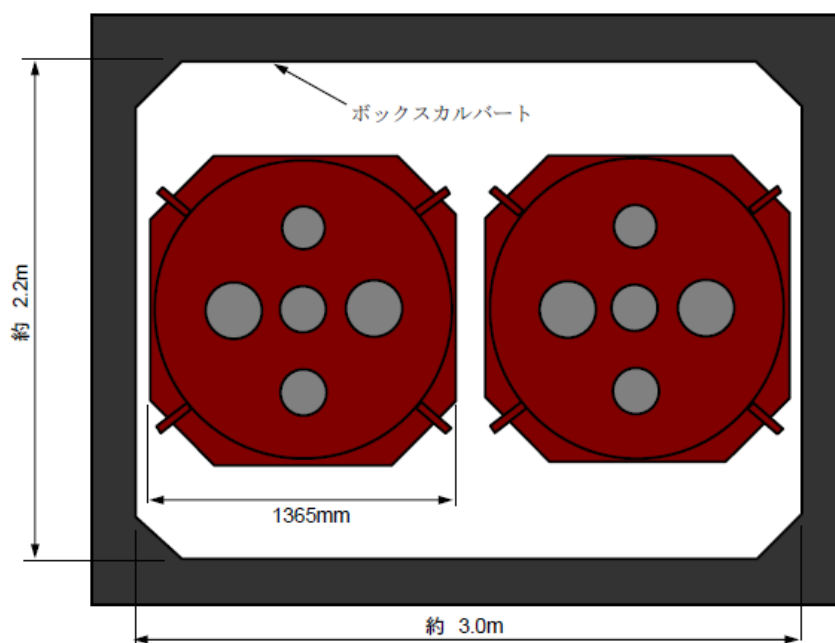
(※) ^{137}Cs 及び ^{134}Cs の合計値



図－1 放射能除去装置の吸着塔外形図及び概略図

表－2 放射能除去装置 吸着塔の主要仕様

吸着塔部位	項目	仕様
吸着材容器	外径（公称）	1,020mm
	厚さ（公称）	10mm
	材質	SUS316L
遮へい材 （容器内容物）	厚さ（公称）	130mm
	材質	Pb（鉛）
遮へい容器	内筒・外筒厚さ（側面） （公称）	6mm
	材質	SS400



図－2 吸着塔の保管状況

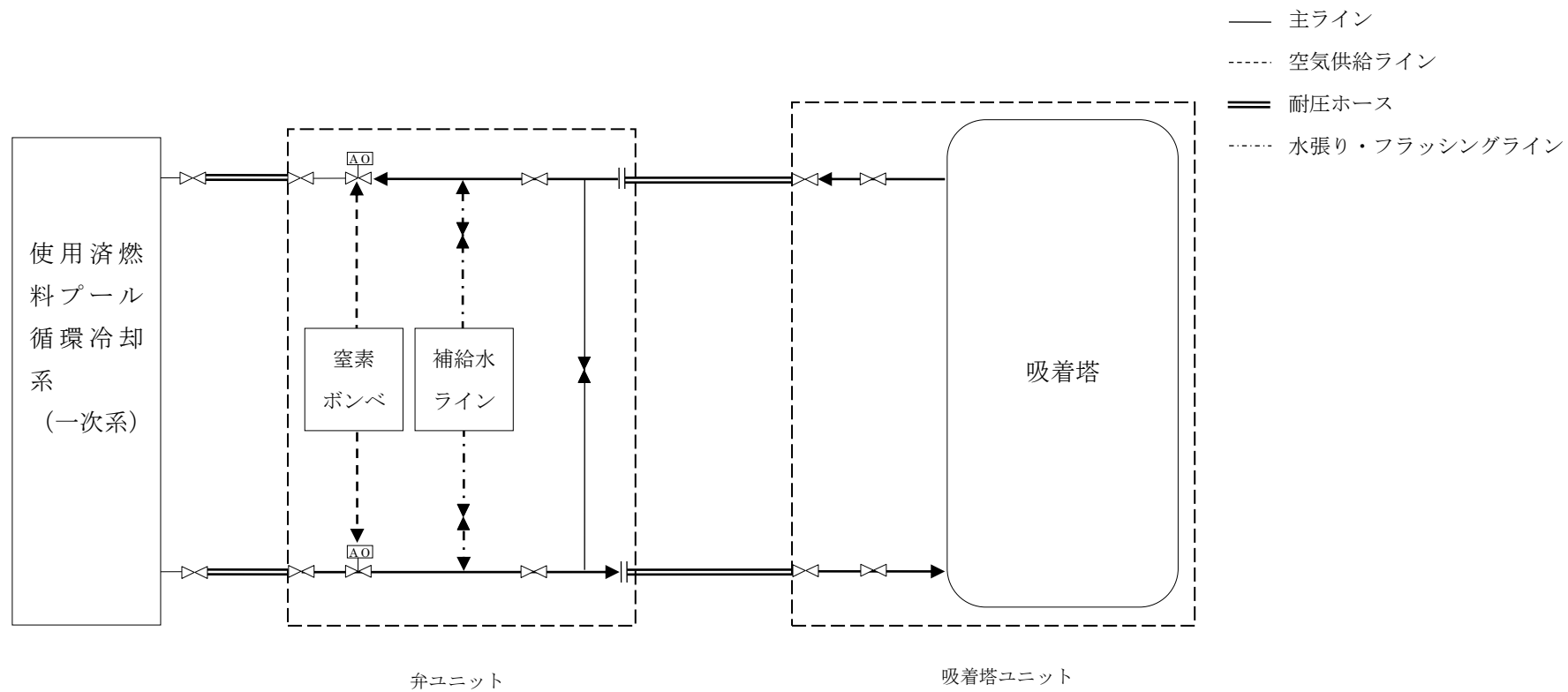


図-3 放射能除去装置系統概略図

2.5.3 塩分除去装置

2.5.3.1 塩分除去装置 (RO 膜装置) (図-4)

塩分除去装置 (RO 膜装置) (以下、「RO 膜装置」という。)は、逆浸透膜 (RO 膜) 装置とそれに付随する前置フィルタ、バッファタンク、ろ過ポンプ、チェックフィルタ、処理水移送ポンプ、処理水受けタンク、濃縮水タンク、濃縮水移送ポンプ及びホース・配管・弁・計器等で構成し、これらを 1 台の車両 (トラック) に積載する。

(1) 逆浸透膜 (RO 膜) 装置

逆浸透膜装置は、高圧ポンプ及び RO モジュールで構成され、使用済燃料プール水を処理水と濃縮水に分離する。処理水は、使用済燃料プール循環冷却系の一次系配管へ移送し、濃縮水は濃縮水タンクに排出する。

(2) 前置フィルタ

使用済燃料プール水に含まれる固形分を除去することによって、下流側の機器への影響を低減する。

(3) バッファタンク

使用済燃料プール循環冷却系から一次系の水を受け入れるタンクである。また、塩分濃度を高くするために、濃縮水を受け入れ循環ラインを構築し濃縮度を上げる。

(4) ろ過ポンプ

バッファタンクからの使用済燃料プール水をチェックフィルタを経由して逆浸透膜装置へ移送する。

(5) チェックフィルタ

チェックフィルタは、残存する固形分を除去し、下流側の逆浸透膜装置を保護する。

(6) 処理水移送ポンプ、処理水受けタンク

処理水を受け入れ、処理水移送ポンプを介して使用済燃料プール循環冷却系の一次系配管へ移送する。

(7) 濃縮水タンク、濃縮水移送ポンプ、濃縮水移送ライン

濃縮水を受け入れ、濃縮水移送ポンプ及び濃縮水移送ラインを介して濃縮水を各号機の建屋地下へ排出する。

2.5.3.2 塩分除去装置（イオン交換装置）（図－5）

塩分除去装置（イオン交換装置）（以下、「イオン交換装置」という。）は、樹脂塔、前置フィルタ、移送ポンプ、コンプレッサ及びホース・配管・弁・計器等で構成し、これらを1台の車両（トラック）に積載する。

（1）樹脂塔

使用済燃料プール水を通水し、プール水中の塩化物イオンをイオン交換樹脂にて捕捉する。

（2）前置フィルタ

使用済燃料プール水中のクラッド成分を除去し、下流側の樹脂を保護する。

（3）移送ポンプ

樹脂塔出口の処理水を使用済燃料プール循環冷却系の一次系配管へ移送する。

（4）コンプレッサ

装置の出入口に設けた隔離弁（空気作動弁）の駆動用空気を供給する。

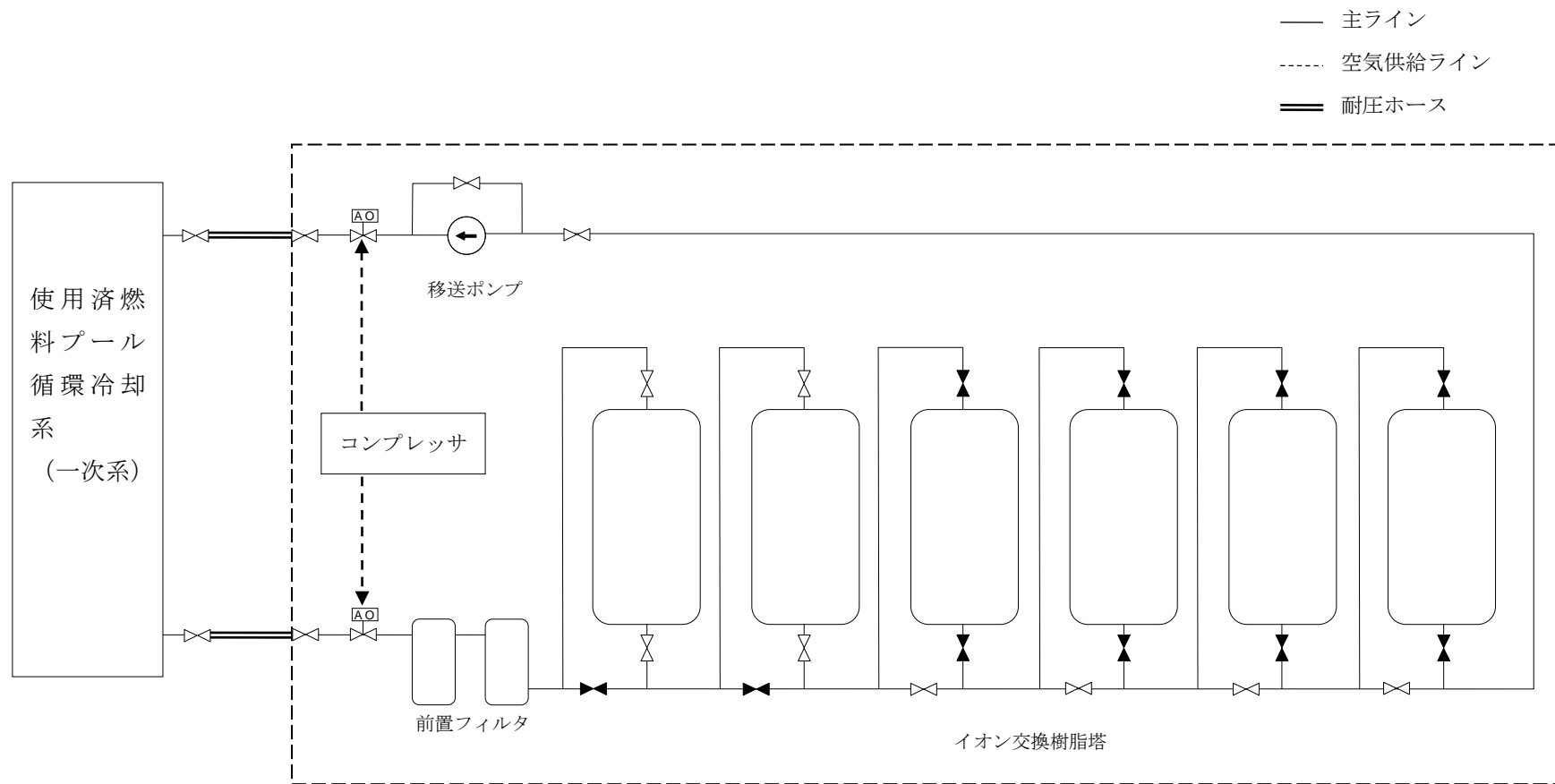


図-5 モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (イオン交換装置)) 系統概略図

2.6 廃棄物の管理

a. 放射能除去装置の運転により発生する使用済み吸着塔

使用済みの吸着塔は、使用済セシウム吸着塔仮保管施設等において内部の水抜きを行い、使用済セシウム吸着塔仮保管施設及び使用済セシウム吸着塔一時保管施設のボックスカルバート内で貯蔵する。なお、ボックスカルバートは、コンクリート製（中空）で、吸着塔は各ボックスカルバート内に2塔ずつ貯蔵することができる。

b. 塩分除去装置の運転により発生する廃棄物

- ・RO 膜装置の廃フィルタ類、イオン交換装置の廃樹脂については、容器に収納した上で固体廃棄物貯蔵庫にて保管する。なお、過去に発生した仮置中の廃棄物についても順次、固体廃棄物貯蔵庫へ移動する。
- ・塩分除去は必要に応じて実施することから廃棄物の年間発生量を見積もることはできないものの、過去の実績から発生量を推定すると、1回あたりの塩分除去（プール水の初期塩分濃度を70ppmとし、10ppmまで低減させる場合）において、RO膜装置の廃フィルタ類が約0.2m³（RO膜（0.03m³）6本）*、イオン交換装置の廃樹脂が約15m³（ドラム缶（0.25m³）約60本）と少量であり、塩分除去は1～4号機合計で1回／年程度（過去2年間の実績）であることから、固体廃棄物の貯蔵計画（貯蔵容量）に対して十分余裕がある。
※保管の際は、保管容器（6m³）に収納する。
- ・RO膜装置で発生する液体廃棄物（濃縮水）は、各号機の建屋地下へ排出する。RO膜装置で1回あたりの塩分除去で発生する濃縮水は、過去の実績から発生量を推定すると、1回あたりの塩分除去（条件は上記と同じ）において、700m³程度であり、液体廃棄物の貯蔵計画（貯蔵容量）に対して十分余裕がある。

2.7 自然災害対策等

2.7.1 津波

浄化装置については、仮設防潮堤により、アウターライズ津波による浸水を防止する。また、アウターライズ津波を上回る津波の襲来に備え、大津波警報が出た際は、モバイル式処理装置（放射能除去装置、塩分除去装置）の電源を停止し、隔離弁を閉止することで、使用済燃料プール水の流出を防止する。

なお、万一、浄化ラインが損傷したとしても、使用済燃料プールへの戻りラインに逆止弁が付いていることから、サイフォン現象により配管を通じて使用済燃料プールから水が流出することは無い。

2.7.2 火災

火災発生を防止するため、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。また、初期消火の対応ができるよう、モバイル式処理装置（放射能除去装置、塩分除去装置）及び耐圧ホース近傍に消火器を設置する。なお、火災発生は、巡視点検、監視カメラにより確認できる。また、モバイル式処理装置は独立した車両上のコンテナ内または遮蔽付きスキッド内にあり、装置周辺から可能な限り可燃物を排除するため燃焼・延焼し難い。

2.7.3 豪雨

- ・放射能除去装置（吸着塔ユニット及び弁ユニット）は、鋼製の箱内に収納されると共に防水シートで養生され雨水の浸入を防止する構造とする。万一大雨警報等の予報、特別警報により、大量の雨水が浸入し、処理の停止に至る等の可能性がある場合は、装置を停止することで、装置の計画外停止に備える。
- ・塩分除去装置は、鋼製の荷台（コンテナ）内に収納され、雨水の浸入を防止する構造とする。

2.7.4 強風（台風・竜巻）

- ・放射能除去装置（吸着塔ユニット及び弁ユニット）は、鋼製の箱内に収納されており、強風に耐えうる構造としている。なお、吸着塔の蓋はボルト締結等により固定している。万一暴風警報等の予報、特別警報（台風・竜巻）により、計器類・監視カメラが故障する等、運転継続に支障を来す可能性がある場合には、使用済燃料プール水の漏えい防止を図るため、装置を停止する。
- ・塩分除去装置は、鋼製の荷台（コンテナ）内に収納され、強風に耐えうる構造とする。

3. 構造強度及び耐震性

3.1 構造強度評価の基本方針

3.1.1 浄化ライン

新設する1号機浄化ラインのうち鋼管については、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」において、燃料貯蔵設備に相当するクラス3機器と位置づけられており、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2007年追補版）（JSME S NC1-2007）」（以下、「設計・建設規格」という。）のクラス3機器相当での評価を行う。2～4号機浄化ラインのうち鋼管については、日本産業規格（JIS）等に準拠して設計しており、漏えい試験等を行い、有意な変形や漏えい等のないことをもって評価を行う。その他の設備については、漏えい試験等を行い、有意な変形や漏えい等のないことをもって評価を行う。

3.1.2 放射能除去装置

放射能除去装置を構成する機器は、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」において、廃棄物処理設備に相当するクラス 3 機器と位置付けられる。この適用規格は、「JSME S NC-1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（以下、「設計・建設規格」という。）で規定されるものであるが、設計・建設規格は、鋼材を基本とした要求事項を設定したものであり、ポリエチレン管等の非金属材についての基準はない。

従って、鋼材を使用している設備については、設計・建設規格のクラス 3 機器相当での評価を行い、非金属材料（ポリエチレン管等）については、漏えい試験等を行い、有意な変形や漏えい等のないことをもって評価を行う。

3.1.3 塩分除去装置

塩分除去装置を構成する機器は、日本産業規格（JIS）等に準拠して設計しており、使用済燃料プール循環冷却系の使用条件に対し、十分な構造強度を有している。なお、漏えい試験等を行い、有意な変形や漏えい等のないことをもって評価を行う。

3.2 耐震性評価の基本方針

3.2.1 浄化ライン

新設する 1 号機浄化ラインのうち鋼管は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の B クラス相当の設備と位置づけ、「JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程」に準拠して耐震性評価を行う。2～4 号機浄化ラインのうち鋼管は、配管長が短く地震変位による有意な応力は発生しないが、簡易的な手法を用いて地震による応力を試算する。支持部材がない等の理由により耐震性に関する評価ができないものについては、可撓性を有する材料の使用等により耐震性を確保する。

3.2.2 放射能除去装置

放射能除去装置を構成する機器のうち放射性物質を内包するものは、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の B クラス相当の設備と位置付けられる。耐震性を評価するにあたっては、「JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程」等に準拠して構造強度評価を行うことを基本とするが、評価手法、評価基準については実態にあわせたものを採用する。B クラス施設に要求される水平震度に対して耐震性を確保できない場合は、その影響について評価を行う。支持部材がない等の理由によって、耐震性に関する評価ができない設備を設置する場合においては、可撓性を有する材料を使用するなどし、耐震性を確保する。

また、各機器は必要な耐震性を確保するために、原則として以下の方針に基づき設計する。

- ・ 倒れ難い構造（機器等の重心を低くする、基礎幅や支柱幅を大きくとる）

- ・動き難い構造, 外れ難い構造 (機器をアンカ, 溶接等で固定する)
- ・変位による破壊を防止する構造 (定ピッチスパン法による配管サポート間隔の設定, 配管等に可撓性のある材料を使用)

3.2.3 塩分除去装置

塩分除去装置は, 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」のBクラス相当の設備と位置づけ, 「JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程」に準拠して評価しており, その結果, 塩分除去装置は水平震度に対して転倒しない。支持部材がない等の理由により耐震性に関する評価ができないものについては, 可撓性を有する材料の使用等により耐震性を確保する。

3.3 評価結果

3.3.1 浄化ライン

(1) 構造強度

a. 配管 (1～4号機鋼管)

1号機鋼管については, 「設計・建設規格」に基づき, 系統最高使用圧力に対して十分な厚さを有していることを確認しており, 使用済燃料プール循環冷却系における使用条件に対し, 十分な構造強度を有していると評価している (表-3)。また, 漏えい試験等を行い, 有意な変形や漏えい, 運転状態に異常がないことにより, 必要な構造強度を有していることを確認する。

2～4号機鋼管については, 運転時に漏えい確認を実施し, 漏えい等がないことを確認している。

$$t = \frac{PD_0}{2S\eta + 0.8P}$$

t : 管の計算上必要な厚さ
 D₀ : 管の外径
 P : 最高使用圧力[MPa]
 S : 最高使用温度における
 材料の許容引張応力[MPa]
 η : 長手継手の効率

表-3 構造強度評価結果（1号機鋼管）

評価機器	口径	Sch.	材質	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)	必要肉厚 (mm)	肉厚 (mm)
配管①	50A	80	SUS316LTP	1.00	66	0.28	5.5
配管②	65A	40	SUS316LTP	1.00	66	0.36	5.2
配管③	100A	40	SUS316LTP	1.00	66	0.53	6.0
配管④	150A	40	SUS316LTP	1.00	66	0.77	7.1

b. 配管（1号機フレキシブルチューブ）

「設計・建設規格」に記載がない機器であるが、1号機フレキシブルチューブについては系統最高使用圧力 1.0MPa に対し、工場にて 1.25MPa の気圧試験を実施し、漏えい等がないことを確認している。また、系統機能試験時に漏えい試験を実施し、漏えい等がないことを確認する。

c. 配管（1～4号機耐圧ホース）

「設計・建設規格」に記載がない機器であるが、系統の温度・圧力を考慮して仕様を選定し、通水等により漏えい等がないことを確認し信頼性を確保する。

(2) 耐震性

a. 配管（1号機鋼管）

(i) 評価条件

配管は、基本的に、配管軸直角2方向拘束サポートを用いた両端単純支持の配管系（両端単純支持はり構造）とする。また、配管は水平方向主体のルートを想定し、管軸方向については、サポート設置フロアの水平方向震度を鉄と鉄の静止摩擦係数 0.52^{注)} よりも小さいものとし、地震により管軸方向は動かないものと仮定する。

水平方向震度は、耐震Bクラス相当の評価である 0.36G とする。

注) 日本機械学会編 機械工学便覧 α. 基礎編 表4-1, α2-27

(ii) 評価方法

水平方向震度が静止摩擦係数よりも小さく、地震により管軸方向は動かないと考えられることから、水平方向震度による管軸直角方向の配管応力評価を考える。

管軸直角方向の地震による応力は、下図に示す自重による応力の震度倍で表現でき(1)式で表すことができる。

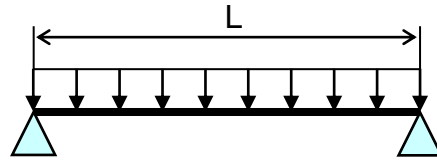
$$\bullet \quad S_w = \frac{wL^2}{8Z}$$

S_w : 自重による応力 [MPa]

L : サポート支持間隔 [mm]

Z : 断面係数 [mm³]

w : 等分布荷重 [N/mm]



(両端単純支持はりの等分布荷重より求まる自重による応力)

$$\bullet \quad S_s = \alpha S_w \quad (1)$$

S_w : 自重による応力 [MPa]

S_s : 地震による応力 [MPa]

α : 水平方向震度

また、崩壊制限に「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 (JEAG 4601・補-1984)」のクラス 3 配管の供用状態 D_s の場合の一次応力制限を用いるとすると、地震評価としては(2)式で表すことができる。

$$\bullet \quad S = S_p + S_w + S_s = S_p + S_w + \alpha S_w = S_p + (1 + \alpha) S_w \leq 0.9 S_u \quad (2)$$

S_p : 内圧による応力 [MPa]

S_w : 自重による応力 [MPa]

S_s : 地震による応力 [MPa]

S : 内圧, 自重, 地震による応力 [MPa]

α : 水平方向震度

従って、上記(2)式を満足するように、配管サポート配置を設定することにより、配管の崩壊は抑制できる。

(iii) 評価結果

両端単純支持はりで自重による応力 $S_w=40$ [MPa] の配管サポート配置を仮定する。

配管設置フロアの水平方向震度を前述の 0.36G, 内圧による応力 $S_p=10$ [MPa], 自重による応力 $S_w=40$ [MPa], 許容応力を SUS316LTP [66°C] の $0.9 S_u=413$ [MPa] とし、(2)式に代入すると以下となる。

$$\bullet \quad S = S_p + (1 + \alpha) S_w = 10 + (1 + 0.36) \times 40 = 64.4 \text{ [MPa]} \leq 0.9 S_u = 413 \text{ [MPa]} \quad (3)$$

また、継手がある場合には、応力係数も存在する。例えば応力係数を 3 とし、(3)式の自重による応力 S_w に 3 を乗じ、 $S_w=120$ [MPa] とすると以下となる。

$$\bullet S=S_p+(1+\alpha)S_w\times 3=10+(1+0.36)\times 120=173.2\text{[MPa]}\leq 0.9S_u=413\text{[MPa]}\quad (4)$$

以上のことから、両端単純支持はりで自重による応力 S_w を 40[MPa]程度の配管サポート配置とした場合、発生応力は許容応力に対して十分な裕度を有する結果となった。

b. 配管（2～4号機鋼管）

鋼管は、一次系からの分岐の短い部分に使用されており、その前後はフレキシビリティを有した耐圧ホースと接続されていることから、地震による有意な応力は発生しないが、簡易的な手法を用いて地震による応力を試算した（別紙（7）参照）。

c. 配管（1号機フレキシブルチューブ）

フレキシブルチューブは、フレキシビリティを有しており、地震変位による有意な応力は発生しない。

d. 配管（1～4号機耐圧ホース）

耐圧ホースは、フレキシビリティを有しており、地震変位による有意な応力は発生しない。

3.3.2 放射能除去装置※詳細は別冊5「汚染水処理設備等に係る補足説明」参照

(1) 構造強度

a. 放射能除去装置

設計・建設規格におけるクラス 3 機器の要求を満足するものではないが、漏えい試験等を行い、有意な変形や漏えい、運転状態に異常がないことを確認する。

また、吸着塔の円筒形容器については、設計・建設規格に準拠し、板厚評価を実施した。評価の結果、内圧に耐えられることを確認した（表-4）。

$$t = \frac{PD_i}{2S\eta - 1.2P}$$

- t : 胴の計算上必要な厚さ
 Di : 胴の内径
 P : 最高使用圧力[MPa]
 S : 最高使用温度における
 材料の許容引張応力[MPa]
 η : 長手継手の効率 (0.70)

ただし、t の値は炭素鋼、低合金鋼の場合は t=3[mm]以上、その他の金属の場合は t=1.5[mm]以上とする。

表-4 放射能除去装置構造強度結果

機器名称	評価部位	必要肉厚[mm]	実厚[mm]
放射能除去装置 吸着塔	板厚	6.4	10.0
		6.7	10.0

b. 配管

(i) 配管 (鋼製)

設計・建設規格におけるクラス 3 機器の要求を満足するものではないが、漏えい試験等を行い、有意な変形や漏えい、運転状態に異常がないことにより、必要な構造強度を有していることを確認する。

また、配管の主要仕様から設計・建設規格に基づき板厚評価を実施した。評価の結果、最高使用圧力に耐えられることを確認した (表-5)。

$$t = \frac{PD_o}{2S\eta + 0.8P}$$

- t : 管の計算上必要な厚さ
 Do : 管の外径
 P : 最高使用圧力[MPa]
 S : 最高使用温度における
 材料の許容引張応力[MPa]
 η : 長手継手の効率 (1.00)

表－5 配管構造強度評価結果

評価機器	口径	Sch.	材質	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)	必要肉厚 (mm)	肉厚 (mm)
配管①	50A	40	STPG370	0.98	40	0.32	3.9
配管②	50A	40	SUS316L	0.98	40	0.27	3.9

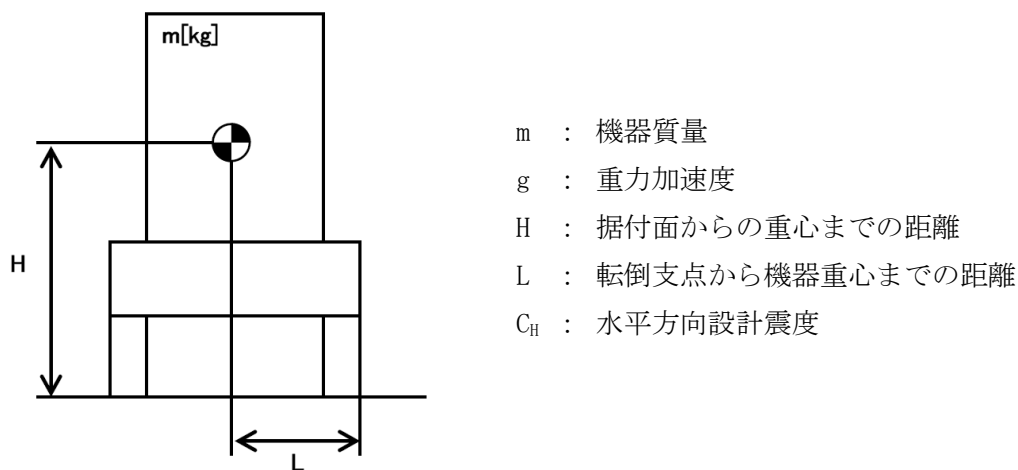
(ii) 配管 (耐圧ホース)

設計・建設規格に記載がない機器であるが、系統の温度・圧力を考慮して仕様を選定し、通水等により漏えい等がないことを確認し信頼性を確保する。

(2) 耐震性

a. 放射能除去装置 (吸着塔, トレーラー) の転倒評価

放射能除去装置, 及びそれを搭載しているトレーラーについて, 地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し, それらを比較することで転倒評価を行った。評価の結果, 地震による転倒モーメントは自重による安定モーメントより小さいことから, 転倒しないことを確認した (表－6)。



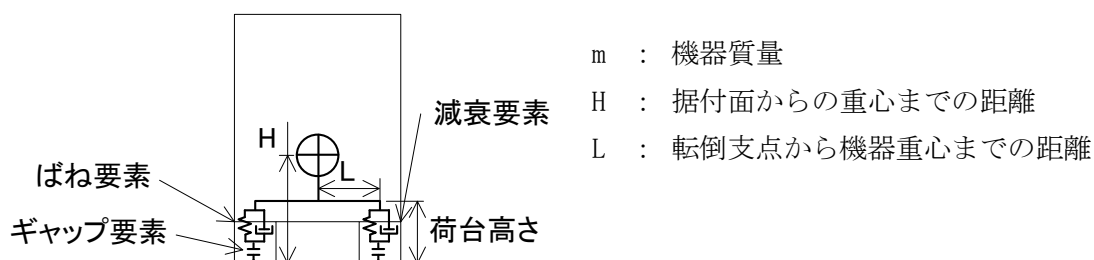
地震による転倒モーメント : $M_1 [N \cdot m] = m \times g \times C_H \times H$

自重による安定モーメント : $M_2 [N \cdot m] = m \times g \times L$

表－6 放射能除去装置耐震評価結果

機器名称	評価部位	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位
放射能除去装置 (吸着塔, トレーラー)	本体	転倒	0.36	251	624	kN・m

なお、放射能除去装置の時刻歴解析による耐震性確認について、過去に電源車（放射能除去装置と同様に車両上に機器を設置）で実施した評価と比較した。電源車の解析モデルは、コンテナと車両を一体し、評価は、ばね要素、減衰要素およびギャップ要素を地表面と荷台高さとの間に配置している。実車両を模擬し、本車両転倒解析モデルを構築する場合、転倒評価に用いる重心位置最大応答角は、重心位置と荷台を結ぶ剛体要素の角度差より求まることから、荷台高さを回転中心とした。



m : 機器質量
H : 据付面からの重心までの距離
L : 転倒支点から機器重心までの距離

電源車の耐震評価結果と放射能除去装置形状比較は以下のとおり。

表-7 電源車の耐震評価結果

機器名称	評価部位	評価項目	水平震度	重心位置 最大応答 回転角 (deg)	最大安定 傾斜角 (deg)	裕度
電源車	本体	転倒	1.00	11.0	30	2.72

・電源車の転倒に対する裕度は充分にある

表-8 放射能除去装置（吸着塔，トレーラー）と電源車の形状比較

機器名称	H (m)	L (m)	H/L
放射能除去装置	1.630	1.465	1.113
電源車	1.181	0.923	1.280

m : 機器質量
H : 据付面からの重心までの距離
L : 転倒支点から機器重心までの距離

・放射能除去装置と電源車の形状は、放射能除去装置の方が安定している。

また、電源車の耐震性評価においては支配的な基準地震動を選定しており、その水平方向の最大応答加速度（重心位置）は約800galである。これに対して、福島第一原子力発電所の水平方向の最大応答加速度（T.P. 8.5m^{*}）は約500galと小さい。

以上のことから、過去に実施した電源車の転倒評価には十分な裕度があること、形状は

放射能除去装置の方が安定していること、水平方向の加速度は電源車評価時に比べ小さいことから、放射能除去装置の耐震性は十分に確保されているものと考えられる。

※添付資料12に記載の標高は、震災後の地盤沈下量（-709mm）とO.P.からT.P.への読替値（-727mm）を用いて、下式に基づき換算している。

<換算式>T.P.=旧O.P.-1,436mm

3.3.3 塩分除去装置

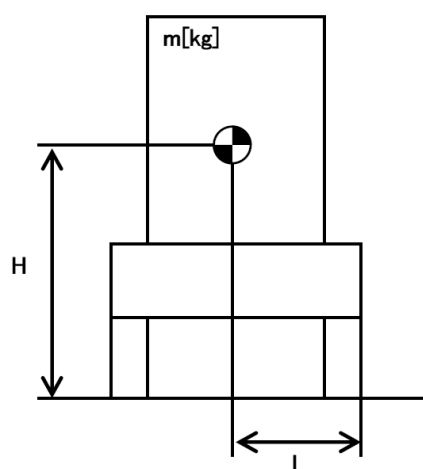
(1) 構造強度

漏えい試験等を行い、有意な変形や漏えい、運転状態に異常がないことを確認した。

従って、必要な構造強度を有すると評価した。

(2) 耐震性

塩分除去装置及びそれを搭載している車両について、地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し、それらを比較することで転倒評価を行った。



- m : 機器質量
- g : 重力加速度
- H : 据付面からの重心までの距離
- L : 転倒支点から機器重心までの距離
- C_H : 水平方向設計震度

地震による転倒モーメント： $M_1 [N \cdot m] = m \times g \times C_H \times H$

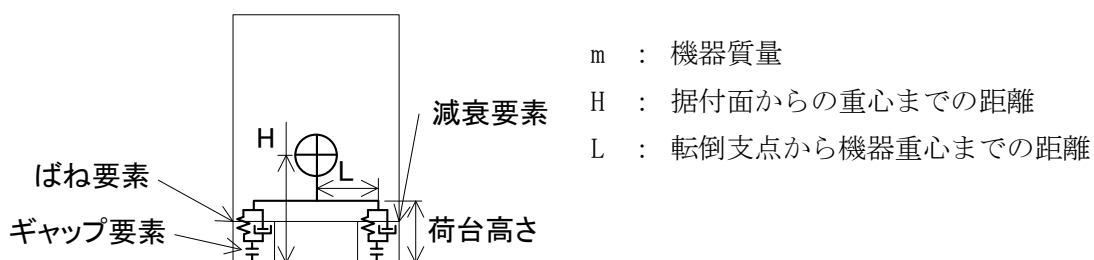
自重による安定モーメント： $M_2 [N \cdot m] = m \times g \times L$

表-9 塩分除去装置耐震評価結果

機器名称	評価部位	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位
RO膜装置	本体	転倒	0.36	62	199	kN・m
イオン交換装置	本体	転倒	0.36	35	124	kN・m

なお、塩分除去装置の時刻歴解析による耐震性確認について、過去に電源車（塩分除去装置と同様に車両上に機器を設置）で実施した評価と比較した。

電源車の解析モデルは、コンテナと車両を一体し、評価は、ばね要素、減衰要素およびギャップ要素を地表面と荷台高さとの間に配置している。実車両を模擬し、本車両転倒解析モデルを構築する場合、転倒評価に用いる重心位置最大応答角は、重心位置と荷台を結ぶ剛体要素の角度差より求まることから、荷台高さを回転中心とした。



電源車の耐震評価結果と塩分除去装置形状比較は以下のとおり。

表－１０ 電源車の耐震評価結果

機器名称	評価部位	評価項目	水平震度	重心位置 最大応答 回転角 (deg)	最大安定 傾斜角 (deg)	裕度
電源車	本体	転倒	1.00	11.0	30	2.72

- ・電源車の転倒に対する裕度は充分にある

表－１１ 塩分除去装置と電源車の形状比較

機器名称	H (m)	L (m)	H/L
RO膜装置	1.025	1.185	0.865
イオン交換装置	0.906	1.175	0.772
電源車	1.181	0.923	1.280

m : 機器質量
 H : 据付面からの重心までの距離
 L : 転倒支点から機器重心までの距離

- ・塩分除去装置と電源車の形状は、塩分除去装置の方が安定している。

また、電源車の耐震性評価においては支配的な基準地震動を選定しており、その水平方向の最大応答加速度（重心位置）は約 800gal である。これに対して、福島第一原子力発電所の水平方向の最大応答加速度（T.P.8.5m*）は約 500gal と小

さい。

以上のことから、過去に実施した電源車の転倒評価には十分な裕度があること、形状は塩分除去装置の方が安定していること、水平方向の加速度は電源車評価時に比べ小さいことから、塩分除去装置の耐震性は十分に確保されている。

※本標高は、震災後の地盤沈下量（-709mm）と O.P. から T.P. への換算値（-727mm）を用いて、
下式に基づき換算している。

<換算式>T.P. =旧 O.P. -1, 436

4. 浄化装置の具体的な安全確保策

浄化装置は、使用済燃料プール水を扱うため、漏えい防止対策、放射線遮へい、環境条件対策について具体的に安全確保策を以下の通り定め、実施する。

4.1 放射性物質漏えい防止等に対する考慮

(1) 漏えい発生防止

- a. 漏えいの発生を防止するため、機器等には適切な材料を使用するとともに、モバイル式処理装置（放射能除去装置、塩分除去装置）との接続部は、耐圧ホース（二重管構造）とする。ここで、耐圧ホースの継手部については、固縛すること等により、継手が外れない処置を実施する。
- b. 放射能除去装置吸着塔の容器は、腐食による漏えい発生を防止するために、耐腐食性、耐応力腐食割れ性を有する SUS316L 材の使用を基本とする。
- c. モバイル式処理装置（放射能除去装置、塩分除去装置）を移設する場合には設備との取り合い箇所における閉止処置（隔離弁の閉止、フランジ開口部の養生等）を実施し、系統のバウンダリとして適切に管理する。また、必要に応じて装置のフラッシングや内部の水抜きを実施する。なお、フラッシング及び水抜きにより発生する排水は各号機の建屋地下へ排出する。
- d. モバイル式処理装置（放射能除去装置）をトレンチ側から移設する場合には、装置内の残水の放射性物質濃度を 1 号機使用済燃料プール水以下に抑え、移設後に系統水濃度を上昇させないようにする。

(2) 漏えい検知・漏えい拡大防止

- a. 耐圧ホースについては、二重管構造とし、継手部については、固縛すること等により、継手が外れない処置を実施する。
- b. 万一の漏えいを考慮し、車両内に堰を設置するとともに、堰内に設置した漏えい検知器により漏えいの有無を監視する。また、漏えいを検知した場合にはモバイル式処理装置（放射能除去装置、塩分除去装置）の出入口自動隔離弁を閉じ、装置の運転を停止する。
- c. 漏えい検知の警報は免震重要棟に表示させることで、異常を確実に運転員に伝え、適切な措置をとれるようにする。
- d. 浄化ライン（鋼管、フレキシブルチューブ）からの漏えいについては、スキマ・サージ・タンクの水位により監視が可能であり、万一、漏えいが発生した際には、建屋内のファンネル等を通じて建屋地下へ排出される。
- e. 装置運転中は、巡視点検等により漏えい等の有無を確認する。
- f. モバイル式処理装置（放射能除去装置、塩分除去装置）は、運転開始までに漏えい確認等を実施し、施工不良、装置の初期欠陥等による大規模な漏えいの発生を防

止することから、運転開始以降に想定される漏えい事象としては、配管フランジ部等からの僅かなにじみが考えられる。なお、装置内部に内包する使用済燃料プール水が漏えいした場合でも堰内に収まることから、堰外へ漏えいすることはない。

g. 放射能除去装置内部に内包する使用済燃料プール水と堰容量

- ・吸着塔ユニットが内包する使用済燃料プール水：約 0.7m³，吸着塔ユニット堰容積：約 1.0m³
- ・弁ユニットが内包する使用済燃料プール水：約 0.1m³，弁ユニット堰容積：約 0.7m³

表－12 放射能除去装置 漏えい拡大防止 堰仕様（設計値）

対象設備		縦幅(m)	横幅(m)	高さ(m)	容積(m ³)	備考
放射能除去装置	吸着塔ユニット	3.25	2.04	0.19	0.996	※
	弁ユニット	3.82	1.24	0.14	0.663	

※ 吸着塔ユニット容積から吸着塔体積を差し引いた容積

h. 塩分除去装置の堰は、装置の隔離弁の内側に設置された機器及び配管内の保有水が漏えいした場合、堰内の最大容器容量の全量を受け入れられるものとする（表－13）。

表－13 塩分除去装置 漏えい拡大防止 堰仕様（設計値）

対象設備		堰容積(m ³)	保有水量(m ³) (最大)
RO膜装置	バッファタンク，処理水受けタンク用	3.6	3.0
	濃縮水タンク用	9.0	8.0
イオン交換装置		1.6	0.9

(3) 放射線遮へい・被ばく低減に対する考慮

- a. 運転中のモバイル式処理装置の周りには柵や注意喚起の表示を設置し、不用意に人が近づかないようにする。また、運転中の浄化ラインの周りには近接防止の表示を設置し、不用意に人が近づかないようにする。
- b. 放射線業務従事者が接近する必要がある箇所は、鋼製の容器や鉛毛マット等で遮へいする。
- c. 運転パラメータを監視し、フィルタ類を早めに交換することにより、作業時の被ばく低減を図る。

(4) 崩壊熱除去

- a. 放射能除去装置吸着塔吸着材に吸着した放射性物質の崩壊熱は、処理水を通水することにより除熱する。なお、通水がない状態でも崩壊熱による温度上昇は1時間当たり1℃未満である。

なお、吸着塔内部の温度は、最も高温となる水を抜いた状態であっても、ベント弁を開放して貯蔵することで、放熱と排熱が釣り合うため、吸着材及び構造材料に影響しない範囲で収束する。

(5) 可燃性ガスの滞留防止

a. 放射能除去装置

- (i) 放射能除去装置の吸着塔内で水の放射線分解により発生する可能性のある可燃性ガスは、通水時は処理水とともに排出される。通水停止以降も再度その吸着塔により処理を行う場合には、可燃性ガスが滞留する可能性があるため、吸着塔のベント弁を手動で開操作して通気により排出する。なお、水の放射線分解により発生する可燃性ガスはわずかであり、ベント弁を開操作するまでに時間的余裕があることから、手動で実施する。

- (ii) 放射能除去装置にて発生する使用済みの吸着塔は、可燃性ガスの発生抑制のため、使用済セシウム吸着塔仮保管施設等において内部の水抜きを実施する。

なお、吸着塔の内部水は、滞留水を貯留している高温焼却炉建屋の地下階等に排出する。

なお、放射能除去装置の吸着塔を収納する鋼製の箱は通気性を有しており、可燃性ガスが内部に滞留することはない。また、吸着塔の保管時は、水抜きを実施することで可燃性ガスの発生を抑制するとともに、ベント弁を開操作するため可燃性ガスが内部に滞留することはない。なお、保守的な評価として、ベント弁を閉じた状態での吸着塔内部における可燃性ガスの濃度を計算した場合においても、濃度が可燃限界以下であることを確認した（別紙（3）参照）。

b. 浄化ライン、塩分除去装置

塩分除去装置の運転中に水の放射線分解により発生する可能性のある可燃性ガスは、通水時は処理水とともに排出される。運転後は系統内の水抜きを実施することから、有意な量の可燃性ガスが発生することはない。また、塩分除去装置の廃棄物の保管時は、水抜きを実施することで可燃性ガスの発生を抑制する。なお、保守的な評価として、使用済燃料プール水中の放射性物質を全て捕捉したと仮定して廃棄物容器内部における可燃性ガスの濃度を計算した場合においても、濃度が可燃限界以下であることを確認した（別紙（3）参照）。

(6) 吸着塔交換作業時の考慮

- a. 吸着塔の交換時には、使用済み吸着塔はトレーラーに車載された状態で輸送され、使用済みセシウム吸着塔仮保管施設等にクレーンにて搬入される。吸着塔は鋼製であり、衝撃の緩和効果が期待できる遮へい容器と一体で搬入・貯蔵されるため、万一の落下時等にも損傷し難い構造となっているが、落下等の発生防止の観点で、クレーン操作は経験を積んだ操作者が行うこととする。
- b. 使用済み吸着塔は、運搬時に落下することを防止するため、レバブロック等によりトレーラーに固定する。

なお、運搬にあたっては、先導車等と共に低速で走行することで安全性を確保する。

(7) 敷地境界における実効線量

モバイル式処理装置（放射能除去装置）の吸着塔が敷地境界における実効線量に対して与える影響は、約 0.0001mSv/年未満*であり、線量評価上有意な値ではない。

※吸着塔表面線量を運用上の最大値（1mSv/h）とし、本設備に最も近い評価済みの放射性廃棄物一時保管エリア 0 と表面線量率および表面積を比較することにより、最短距離となる敷地境界評価点及び敷地境界で最大となる評価点への影響を確認した結果。なお、本設備は常時設置するものではないが、常時設置したと仮定。

4.2 環境条件対策

(1) 腐食

塩化物イオンによるステンレス鋼の局部腐食については、使用済燃料プール水の水温は年間を通して 40℃以下で、なおかつ塩化物イオン濃度は 100ppm 以下で管理しており、添付資料-6 図 1 に示す“腐食発生可能性なし”の領域にあることから、腐食が発生する可能性は極めて低い。また、放射能除去装置吸着塔及び一部の鋼管については、SUS304 よりも耐腐食、耐応力腐食割れに優れる SUS316 材、SUS316L 材を用いている。

なお、ステンレス鋼以外に一部炭素鋼を使用しているが、炭素鋼の腐食は一般的にステンレス鋼のような局部腐食ではなく全面腐食が想定され、全面腐食の進展速度は局部腐食と比較して小さく、なおかつ浄化装置の運転期間も短期間であることから、影響は極めて低い。

(2) 熱による劣化

使用済燃料プール水の温度は、ほぼ常温のため、金属材料の劣化の懸念はない。

(3) 凍結

使用済燃料プール水を浄化している過程では、水が流れているため凍結の恐れはな

い。浄化を停止した場合、屋外に敷設されている耐圧ホース等は、凍結による破損が懸念されることから、装置停止中は必要に応じてホース内の水抜きを実施する。また、塩分除去装置内に投光器設置及び配管保温を取付けることにより、凍結防止を図る。

(4) 耐放射線性

耐圧ホースの構造部材であるポリ塩化ビニルの放射線照射による影響は、 $10^5 \sim 10^6 \text{Gy}$ の集積線量において、破断時の伸びの減少等が確認されている。耐圧ホースの照射線量率を 1Gy/h と仮定すると、集積線量が 10^5Gy に到達する時間は 10^5 時間 (11.4 年) と評価される。そのため、耐圧ホースは数年程度の使用では放射線照射の影響により大きく劣化することはない。

(5) 長期停止中の措置

モバイル式処理装置 (放射能除去装置、塩分除去装置) を長期停止する場合は、必要に応じて装置のフラッシングや内部の水抜きを実施し、腐食及び凍結を防止する。なお、フラッシング及び水抜きにより発生する排水は各号機の建屋地下へ排出する。

(6) 使用済み吸着塔長期保管時の考慮

前述の通り、吸着塔は耐腐食性を有する材料選定[※]、漏えい防止措置 (水抜き状態での保管)、安全評価 (崩壊熱・可燃性ガス・遮へいに係わる解析評価) 等により、長期保管を考慮した設計としている。また、以下の環境条件については、長期保管に影響しないことを確認している。

なお、新たな知見が確認された場合には、点検等の必要性について検討する。

※吸着塔は、耐腐食性を有する材料 (SUS316L) であるが、腐食リスク低減という観点で、吸着塔の内部水をろ過水で置換し、水抜きした状態で貯蔵する。

a. 熱による劣化

吸着塔は SUS316L 材を用いており、温度評価の結果を踏まえると、熱による影響は考えにくい。

b. 凍結

長期保管中は、水抜きされた状態で保管されることから、凍結に対する配慮は必要ない。

c. 生物汚染

長期保管中は、水抜きされた状態で保管されることから、生物汚染に対する配慮は必要ない。

d. 耐放射線性

吸着塔は、SUS316L 材を用いており、樹脂系のような放射線による劣化は考えにくい。

e. 紫外線

吸着塔は SUS316L 材を用いており、樹脂系のような紫外線劣化は考えにくい。

4.3 吸着塔の温度評価

4.3.1 評価概要

使用済燃料プール水の処理に伴い、放射能除去装置から使用済吸着塔が発生する。これらは、水抜き後に使用済セシウム吸着塔仮保管施設、及び使用済セシウム吸着塔一時保管施設に一時的に貯蔵するが、高濃度の放射性物質を内包していることから崩壊熱による温度上昇を評価し、その吸着塔の機能への影響について確認を行う。

4.3.2 評価方法

一次元の定常温度評価により、使用済セシウム吸着塔一時保管施設で貯蔵する際の吸着塔中心温度及び遮へい体の最高温度について評価を行う。

なお、発熱量は、表面線量率の上限である約 1mSv/h におけるセシウム吸着量（約 1.3×10^{15} Bq/塔）に相当する約 2.3×10^2 W とし、吸着塔の遮へい容器（側面）板厚は、6mm（公称値）、遮へい材（鉛）側面厚さ 130mm（公称値）とする。

4.3.3 評価結果

使用済セシウム吸着塔一時保管施設において、ボックスカルバートにより保温された場合の吸着塔の温度は、外気温度を 40°C とすると、塔あたりの発熱量が約 2.3×10^2 W の場合、吸着塔中心温度は約 160°C、遮へい体の最高温度は約 65°C と評価された。

そのため、吸着塔内での発熱はゼオライト等の健全性（セシウム吸着材は 200°C 程度まで安定）や鉄の遮へい性能に影響を与えるものではない。

なお、吸着塔は、溶接構造のため、吸着塔の構造材料(SUS316L)を除き、崩壊熱による温度上昇の影響を受ける部位はない。

別紙

- (1) モバイル式処理装置配置図
- (2) モバイル式処理装置切り離し状態図
- (3) 廃棄物保管時の可燃性ガス発生量について
- (4) 使用済燃料プール浄化装置に係る申請範囲
- (5) 使用済燃料プール浄化装置に係る確認事項
- (6) 使用済燃料プール冷却系系統概略図（モバイル式処理装置運転中）
- (7) 2～4号機浄化ライン鋼管（ヘッダ部）について

以上

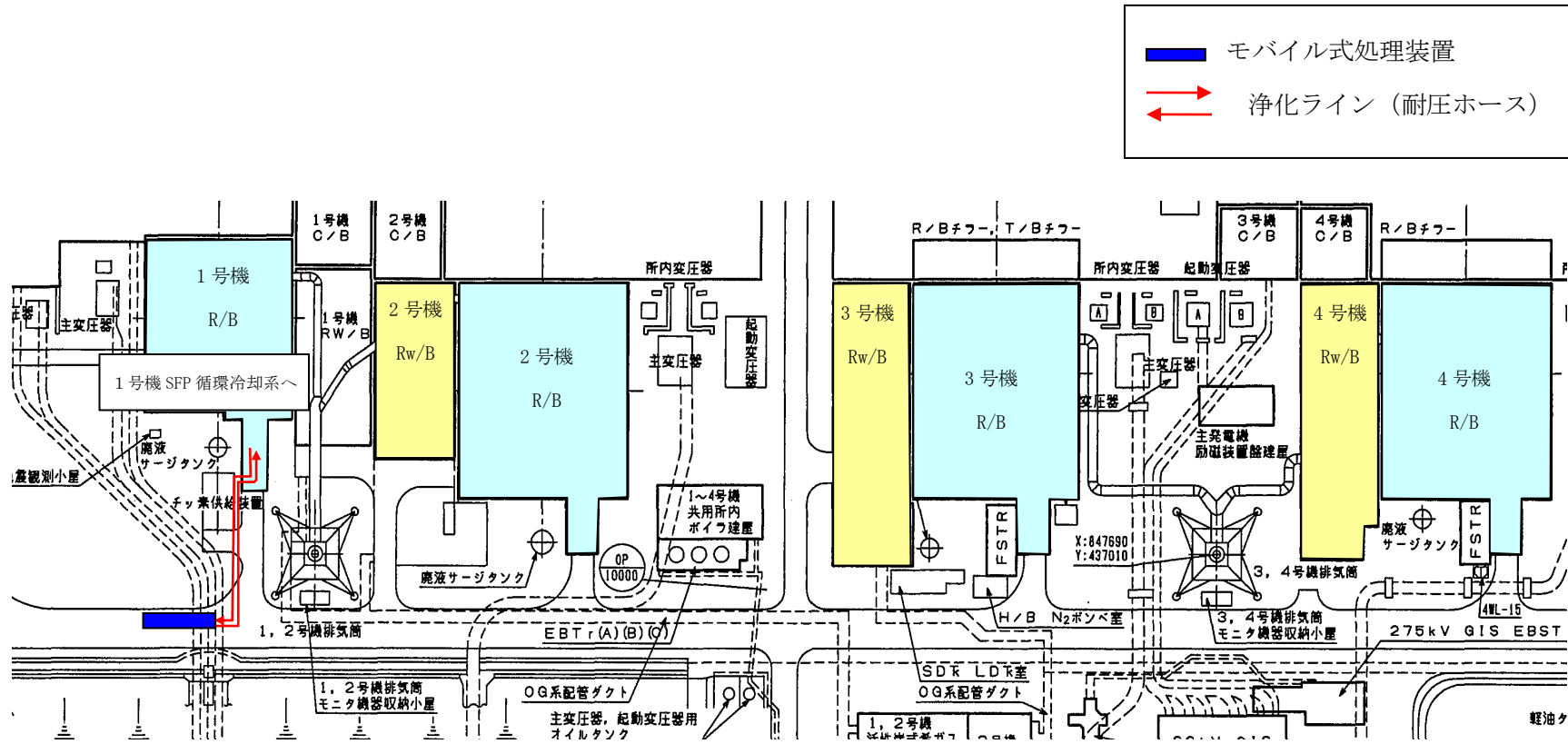


図1 モバイル式処理装置（放射能除去装置）配置図

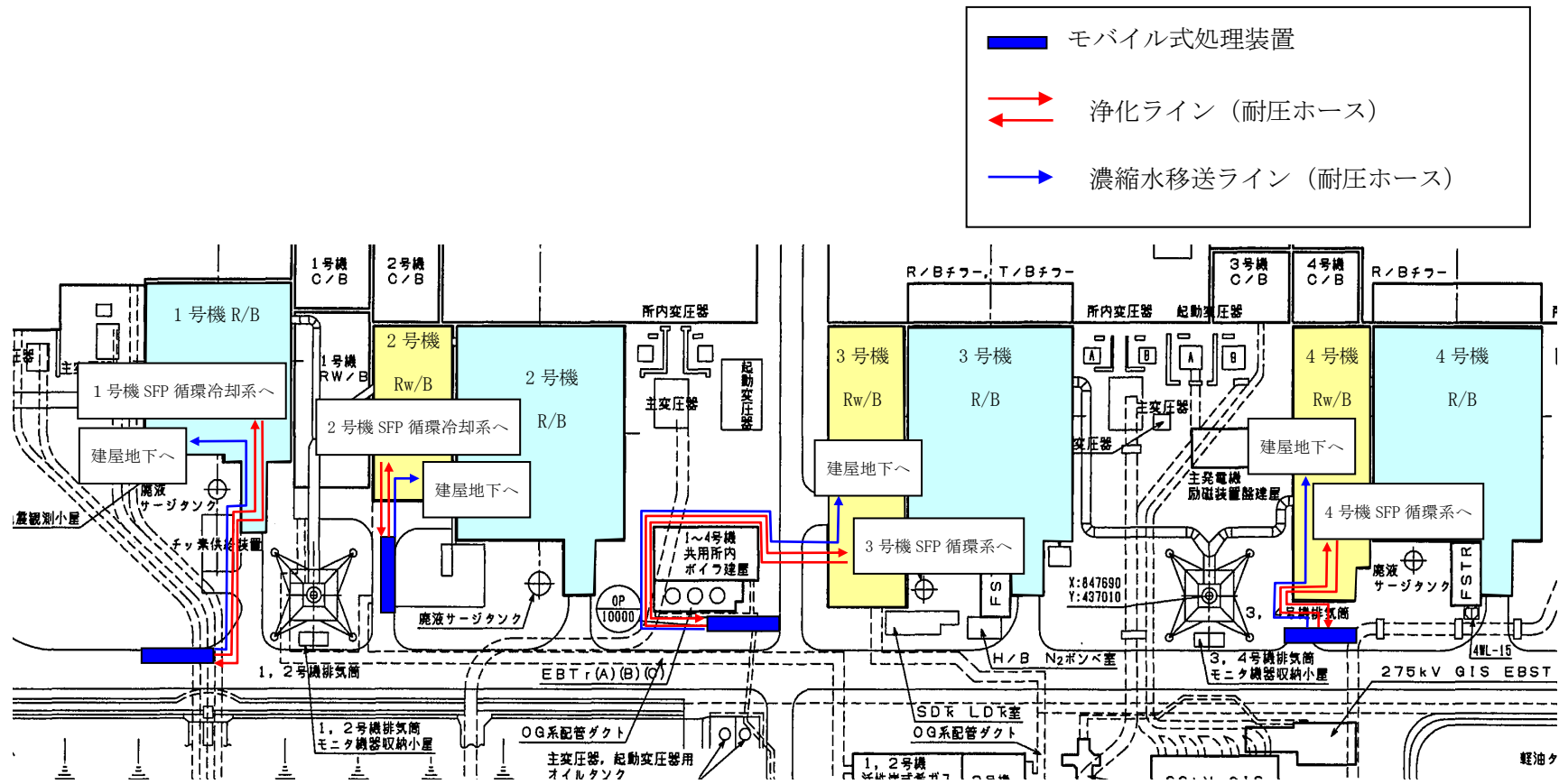


図2 モバイル式処理装置（塩分除去装置）配置図

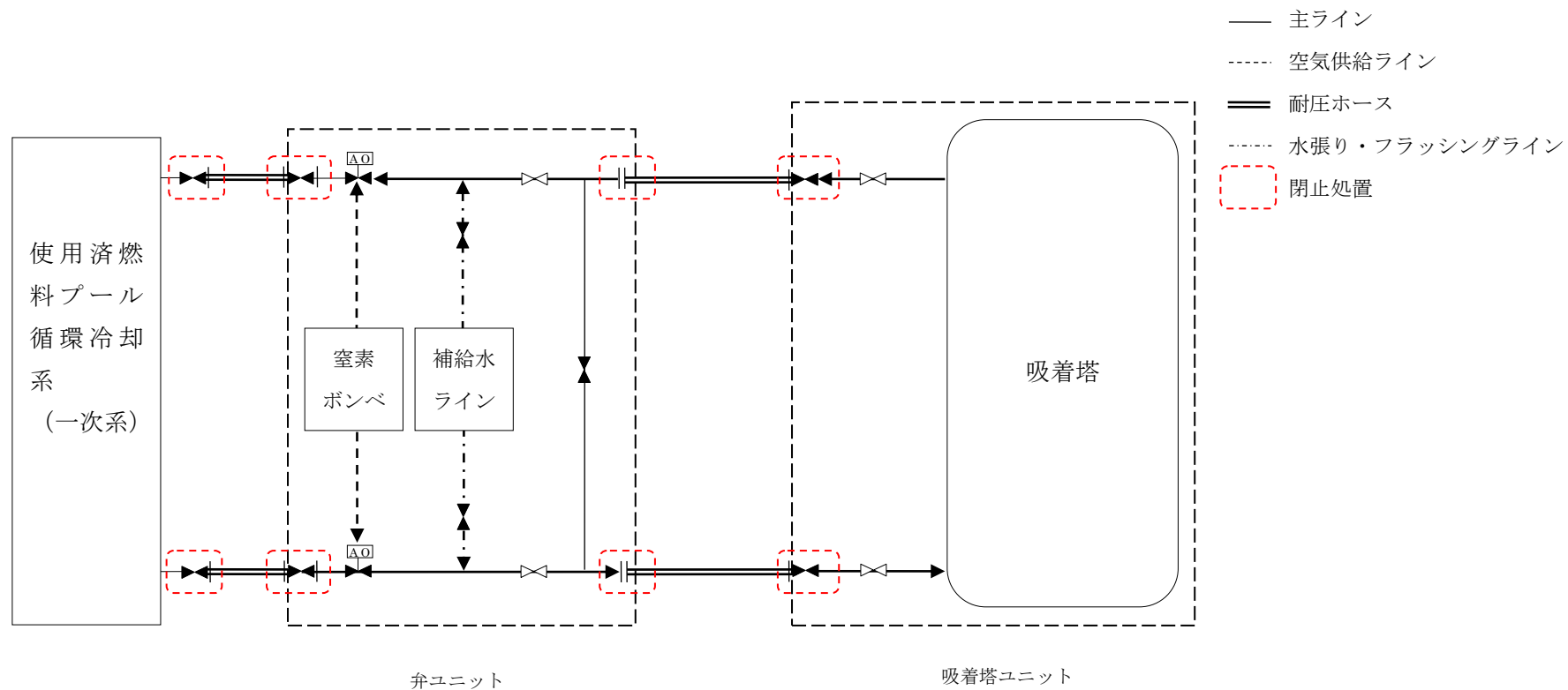


図1 モバイル式処理装置 (放射能除去装置) 切り離し状態図

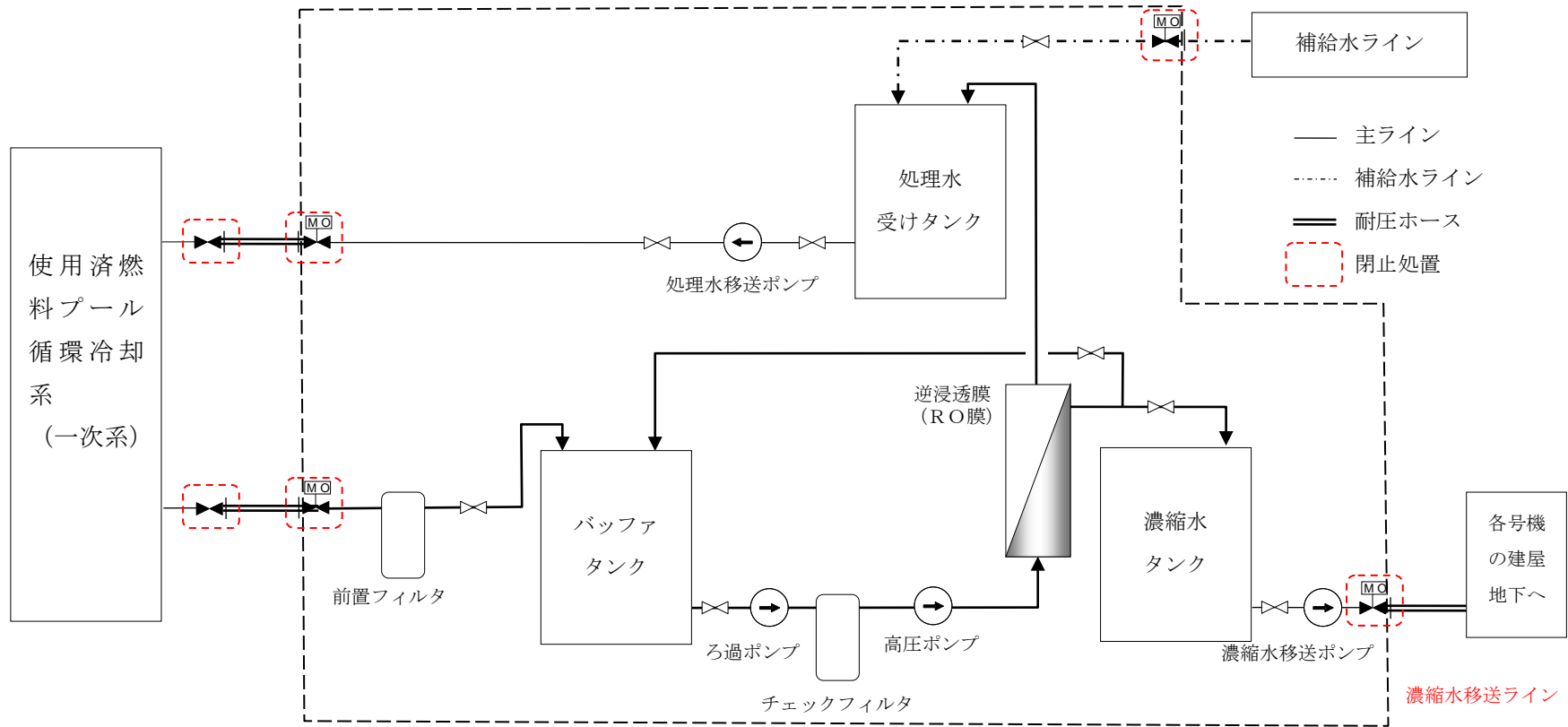


図2 モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (RO膜装置)) 切り離し状態図

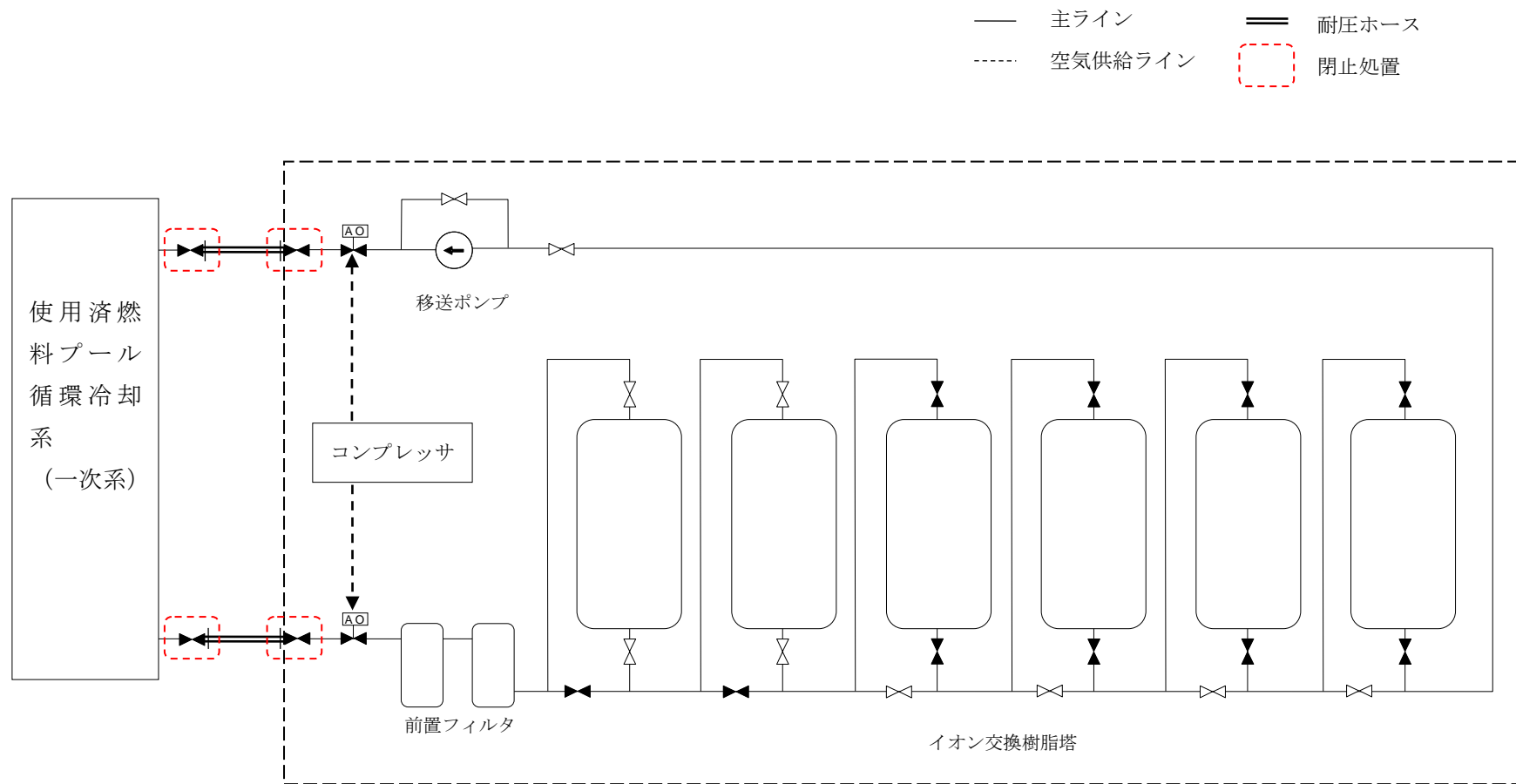


図3 モバイル式処理装置（塩分除去装置（イオン交換装置））切り離し状態図

廃棄物保管時の可燃性ガス発生量について

（1）放射能除去装置

吸着塔の保管時は、水抜きを実施することで可燃性ガスを抑制し、また、ベント弁を開操作するため可燃性ガスが内部に滞留することはないが、ここでは、ベント弁を閉じた状態において、吸着塔内部における可燃性ガスの発生量を評価する。

【評価条件】

- ・放射能量 (Bq) : 1.3×10^{15} (吸着塔の最大吸着量)
- ・吸着塔内は満水状態と仮定 (実際は水抜き後に保管)
- ・吸着塔のベント弁は『閉』と仮定 (実際の保管時には開運用)
- ・放射線分解により水素濃度が平衡に達するときの水素濃度を評価
- ・評価式 (反応式) は以下の通り

$$\frac{dC_l}{dt} = \frac{GIP}{N} + \sum_{ij} k_{ij} C_i C_j$$

C_l : l成分の濃度
 G_l : l成分のG値
 P : 吸収線量率
 N : アボガドロ数
 K_{ij} : 成分iと成分jの反応速度定数
 C_i : i成分の濃度
 C_j : j成分の濃度

【評価結果】

容器内の水素濃度は評価上約 2% となり、可燃限界 (4Vol%) 以下であることを確認。

（2）塩分除去装置

塩分除去装置は、使用済燃料プール水中の塩化物イオンを除去することが目的の設備であり、廃棄物には多くの放射性物質は含まれていないこと、保管時は水抜きを実施することから、有意な可燃性ガスは発生しないが、ここでは、使用済燃料プール水中の放射性物質を全て捕捉したと仮定し、可燃性ガスの発生量を評価する。

【評価条件】

- ・Cs 濃度 (Bq/cc) : Cs-134 1.0×10^2 , Cs-137 1.0×10^2
- ・使用済燃料プール体積 (m³) : 1500
- ・Cs 全量を吸着する (実際には Cs を選択的に吸着処理するものではない)
- ・廃樹脂はドラム缶 60 本発生 (実績ベース)
- ・ドラム缶内は満水状態と仮定 (実際は水抜き後に保管)

- ・ 30 年保管中の崩壊エネルギーが全て水の放射能分解に寄与すると仮定し，水素発生量を評価。

【評価結果】

容器内の水素濃度は評価上約 0.2%となり，可燃限界（4Vol%）以下であることを確認。

以上

使用済燃料プール浄化装置に係る申請範囲

今回（運総発官 26 第 242 号及び運総発官 26 第 796 号）の申請範囲は、福島第一原子力発電所第 1～4 号機の次の部分であります。

表－１ 申請範囲（１／２）

申請範囲	備考
2.3 使用済燃料プール設備 2.3.1 基本設計 2.3.1.5 主要な機器 (2) 使用済燃料プール冷却系 b. 使用済燃料プール循環冷却系 (v) 浄化装置	・1号機浄化ラインの新設による記載変更 ・モバイル式処理装置の設置実績反映 ^{注)} による記載変更
2.3.2 基本仕様 2.3.2.1 1号機使用済燃料プール冷却系の主要仕様 (11) モバイル式処理装置（放射能除去装置） ^{※1} (12) モバイル式処理装置（放射能除去装置）吸着塔 ^{※1}	設置実績反映（2.5 汚染水処理設備等「(55) モバイル式処理装置」参照） 設置実績反映（2.5 汚染水処理設備等「(56) モバイル式処理装置 吸着塔」参照）
(13) モバイル式処理装置（塩分除去装置（RO 膜装置）） ^{※2} (14) モバイル式処理装置（塩分除去装置（イオン交換装置）） ^{※2}	設置実績反映
表 2.3-1 主要配管のうち、一次系主要配管（既設）からモバイル式処理装置入口、出口まで（鋼管、フレキシブルチューブ、耐圧ホース）	新設（一部は設置実績反映）
表 2.3-1 主要配管のうち、モバイル式処理装置（塩分除去装置（RO 膜装置））濃縮水タンク出口から 1 号機原子炉建屋地下排水口まで（耐圧ホース）	新設
表 2.3-1 主要配管のうち、モバイル式処理装置（放射能除去装置）内配管	設置実績反映
表 2.3-1 主要配管のうち、モバイル式処理装置（塩分除去装置（RO 膜装置））内配管 ^{※2}	設置実績反映
表 2.3-1 主要配管のうち、モバイル式処理装置（塩分除去装置（イオン交換装置））内配管 ^{※2}	設置実績反映
2.3.2.2 2号機使用済燃料プール冷却系の主要仕様 表 2.3-2 主要配管のうち、一次系主要配管（既設）からモバイル式処理装置入口、出口まで（鋼管、耐圧ホース）	設置実績反映
表 2.3-2 主要配管のうち、モバイル式処理装置（塩分除去装置（RO 膜装置））濃縮水タンク出口から 2 号機廃棄物処理建屋地下排水口まで（耐圧ホース）	新設
2.3.2.3 3号機使用済燃料プール冷却系の主要仕様 表 2.3-3 主要配管のうち、一次系主要配管（既設）からモバイル式処理装置入口、出口まで（鋼管、耐圧ホース）	設置実績反映
表 2.3-3 主要配管のうち、モバイル式処理装置（塩分除去装置（RO 膜装置））濃縮水タンク出口から 3 号機廃棄物処理建屋地下排水口まで（耐圧ホース）	設置実績反映

注)“設置実績反映”とは、今回の申請以前に福島第一原子力発電所に設置し使用実績がある設備について、記載の適正化の観点から実施計画へ反映したものを。

※1 2.3 使用済燃料プール設備と 2.5 汚染水処理設備等にて共用

※2 1～4 号機共通

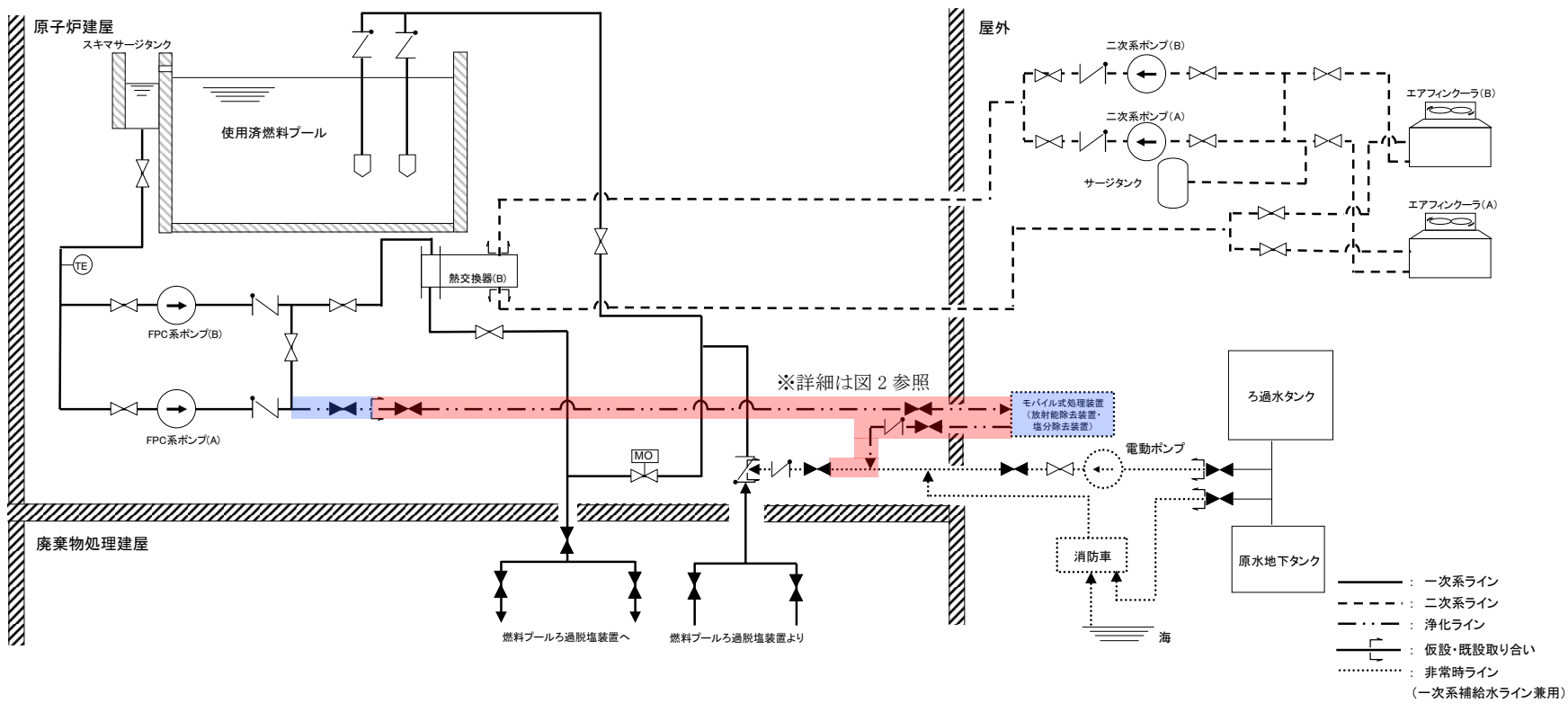
表－1 申請範囲（2／2）

申請範囲	備考
2.3.2.4 4号機使用済燃料プール冷却系の主要仕様 表 2.3-4 主要配管のうち、一次系主要配管（既設）からモバイル式処理装置入口、出口まで（鋼管、耐圧ホース）	設置実績反映
表 2.3-4 主要配管のうち、モバイル式処理装置（塩分除去装置（RO膜装置））濃縮水タンク出口から4号機廃棄物処理建屋地下排水口まで（耐圧ホース）	設置実績反映
2.5 汚染水処理設備等 2.5.1 基本設計 2.5.1.5 主要な機器 2.5.1.5.1 汚染水処理設備、貯留設備（タンク等）及び関連設備（移送配管、移送ポンプ等） (10) モバイル式処理装置	（既認可設備） ・共用に関する記載の追記 ・具体的な安全確保策の記載の充実（移設の際の閉止処置等を追記）
2.5.2 基本仕様 2.5.2.1 主要仕様 2.5.2.1.1 汚染水処理設備、貯留設備（タンク等）及び関連設備（移送配管、移送ポンプ等） (55) モバイル式処理装置 ^{※2} (56) モバイル式処理装置 吸着塔 ^{※2}	（既認可設備） ・共用に関する記載の追記 ・具体的な安全確保策の記載の充実（移設の際の閉止処置等を追記）

注) “設置実績反映”とは、今回の申請以前に福島第一原子力発電所に設置し使用実績がある設備について、記載の適正化の観点から実施計画へ反映したもの。

<凡例>

■ : 新設, ■ : 設置実績反映



II-2-3-添 12 別 4-3

図 1 申請範囲 (1号機使用済燃料プール冷却系)

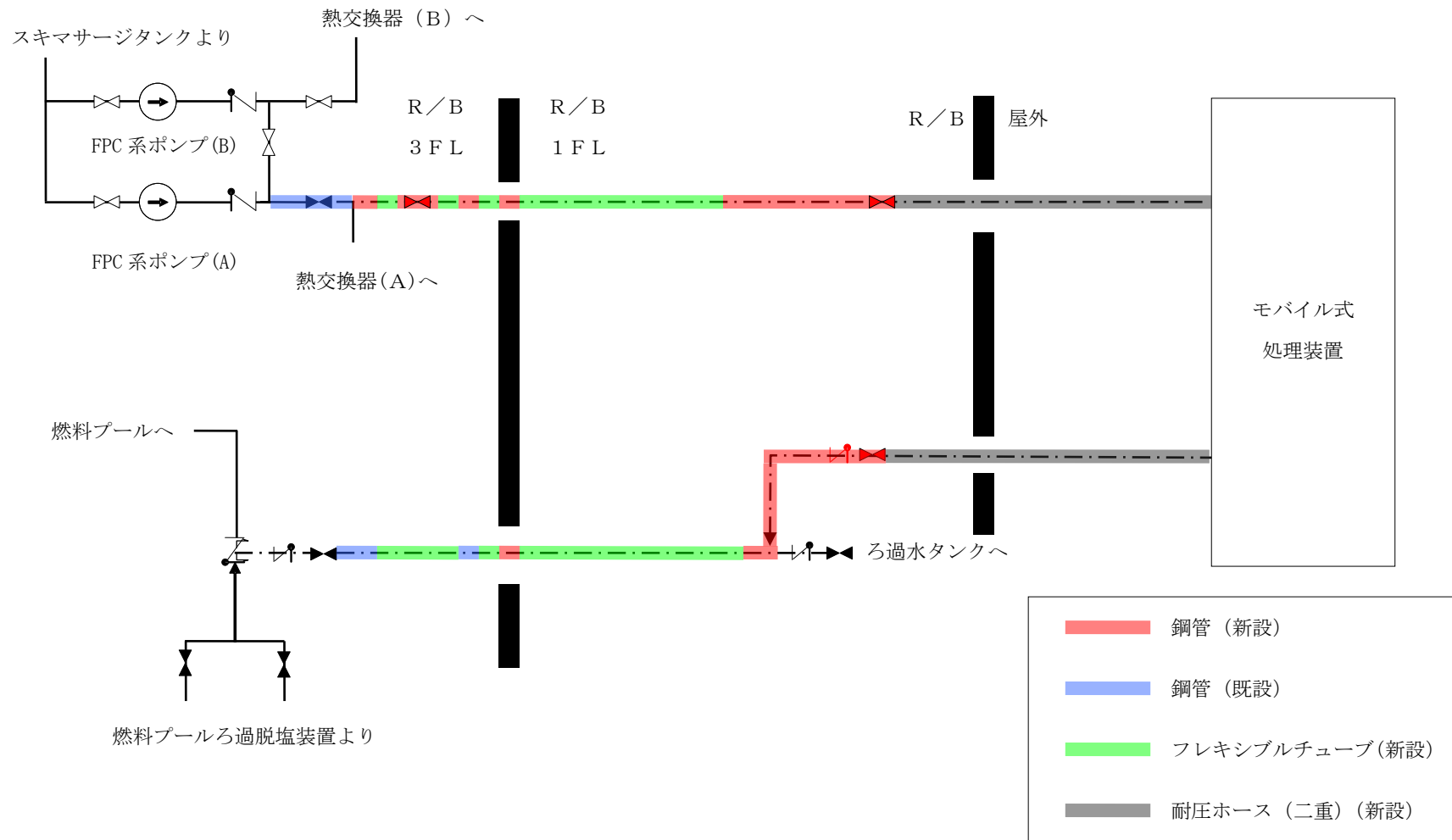


図 2 申請範囲 (1号機浄化ライン詳細)

<凡例>

■ : 新設, ■ : 設置実績反映

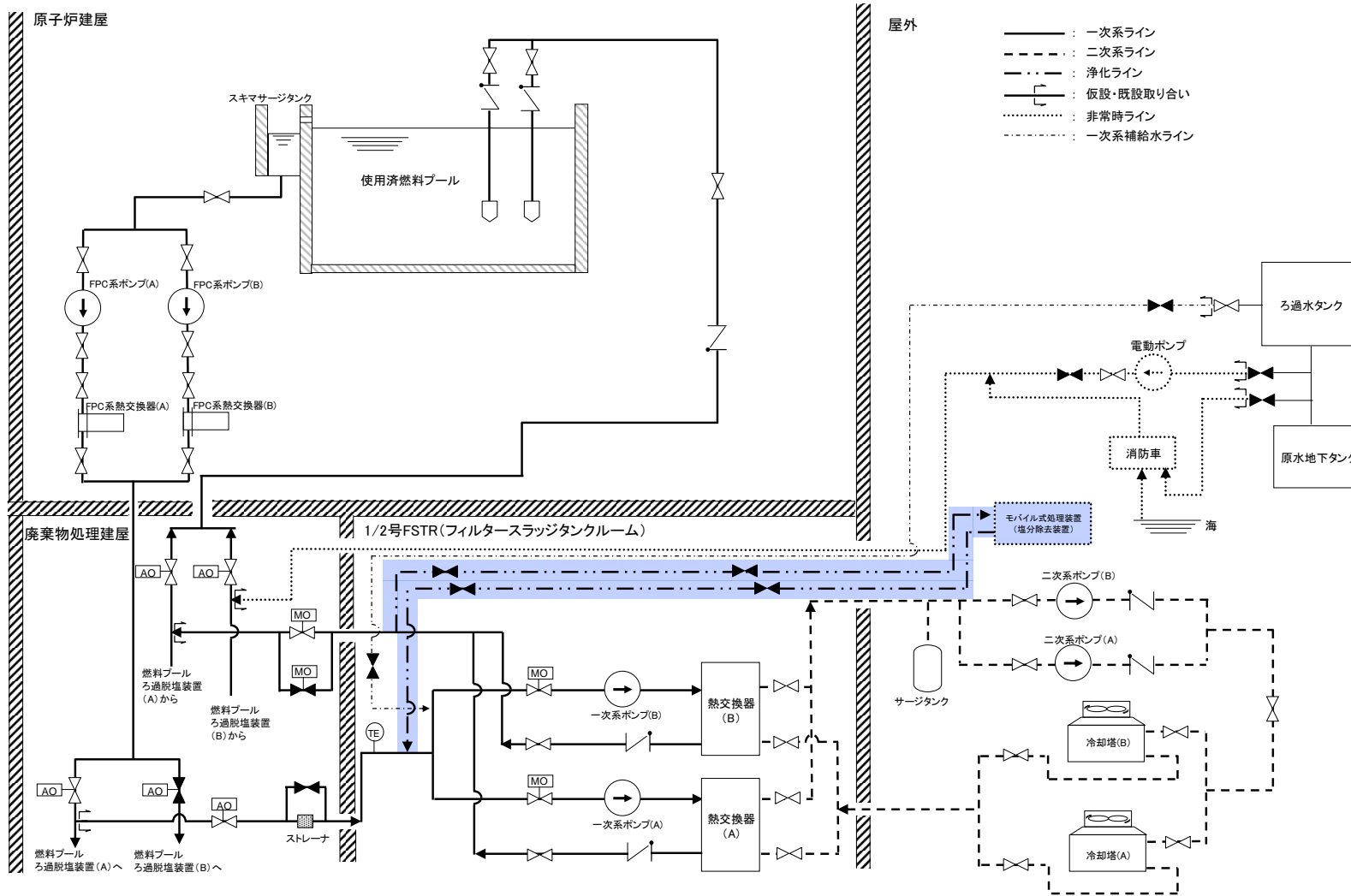


図3 申請範囲 (2号機使用済燃料プール冷却系)

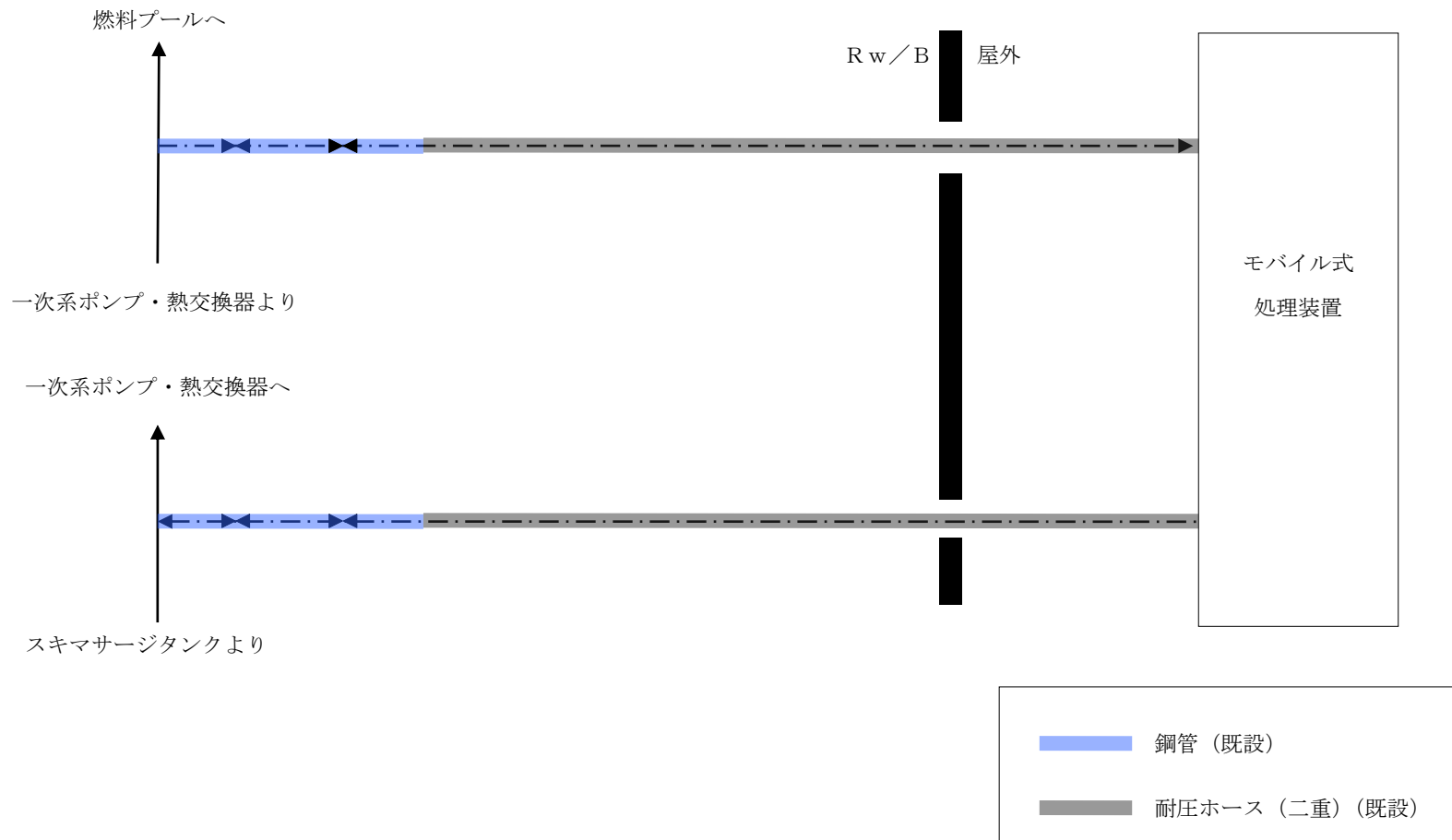


図 4 申請範囲 (2 号機浄化ライン詳細)

<凡例>

■ : 新設, ■ : 設置実績反映

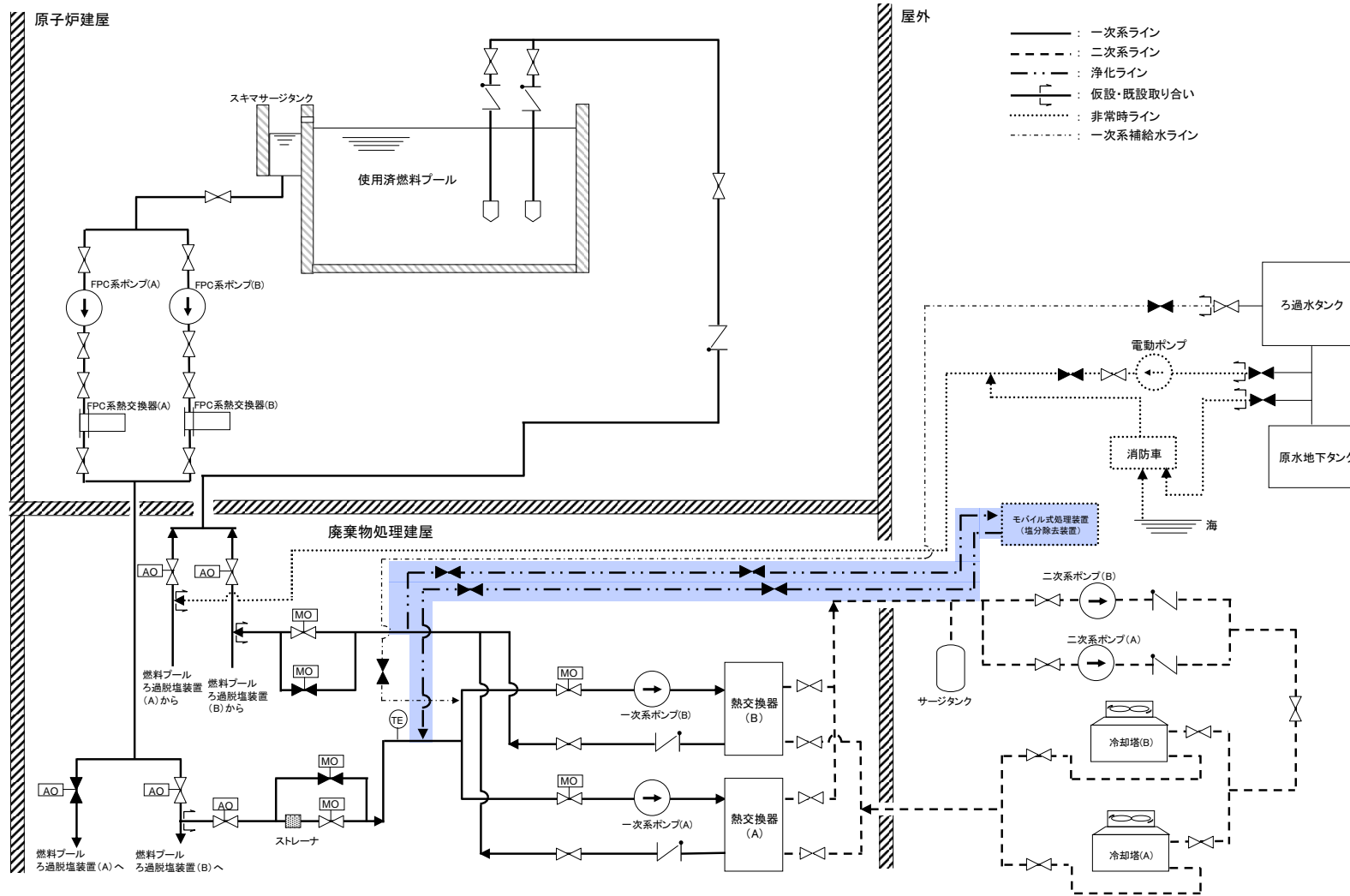


図5 申請範囲 (3号機使用済燃料プール冷却系)

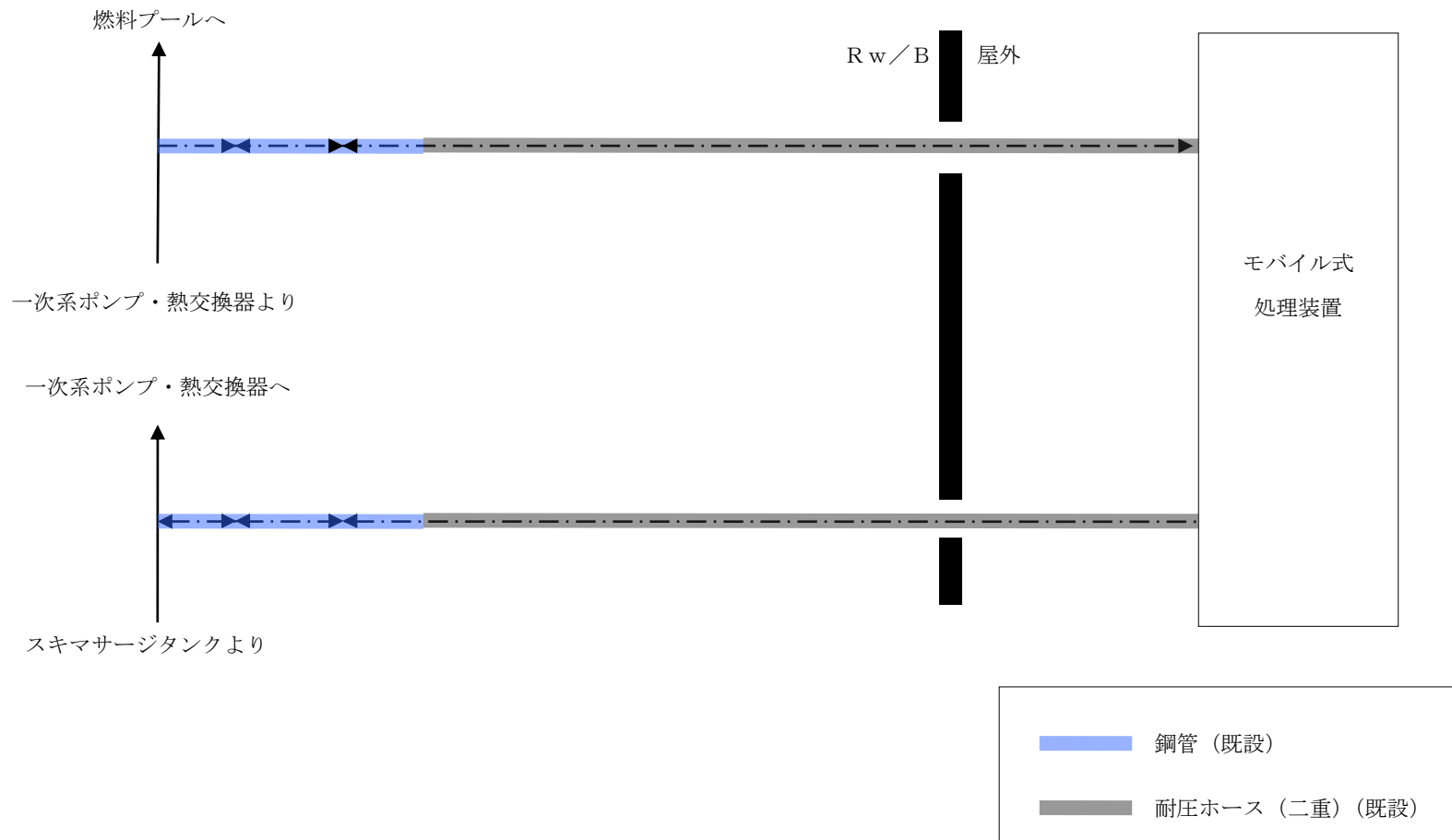


図 6 申請範囲 (3 号機浄化ライン詳細)

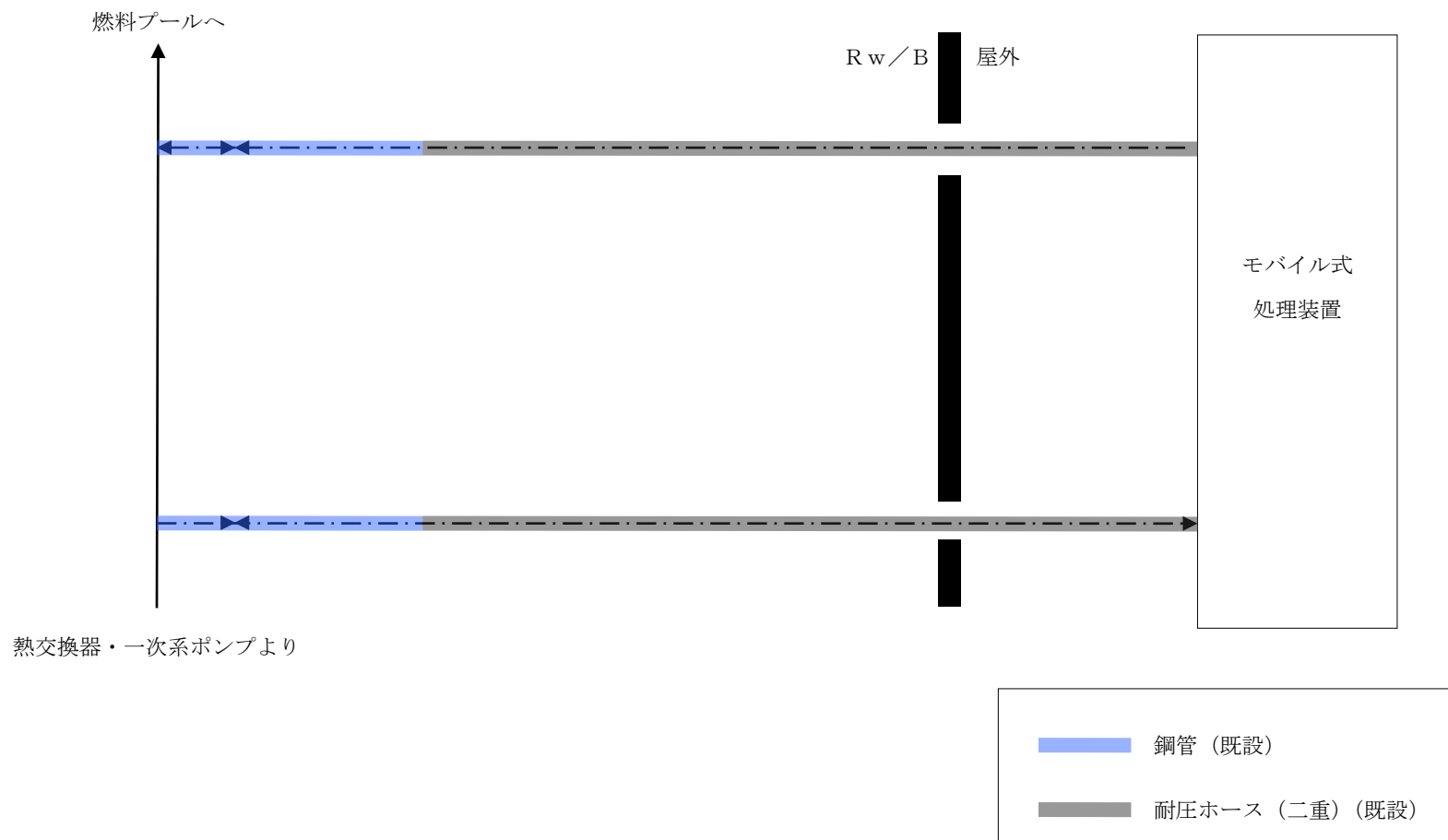


図 8 申請範囲 (4 号機浄化ライン詳細)

<凡例>
■ : 新設, ■ : 設置実績反映

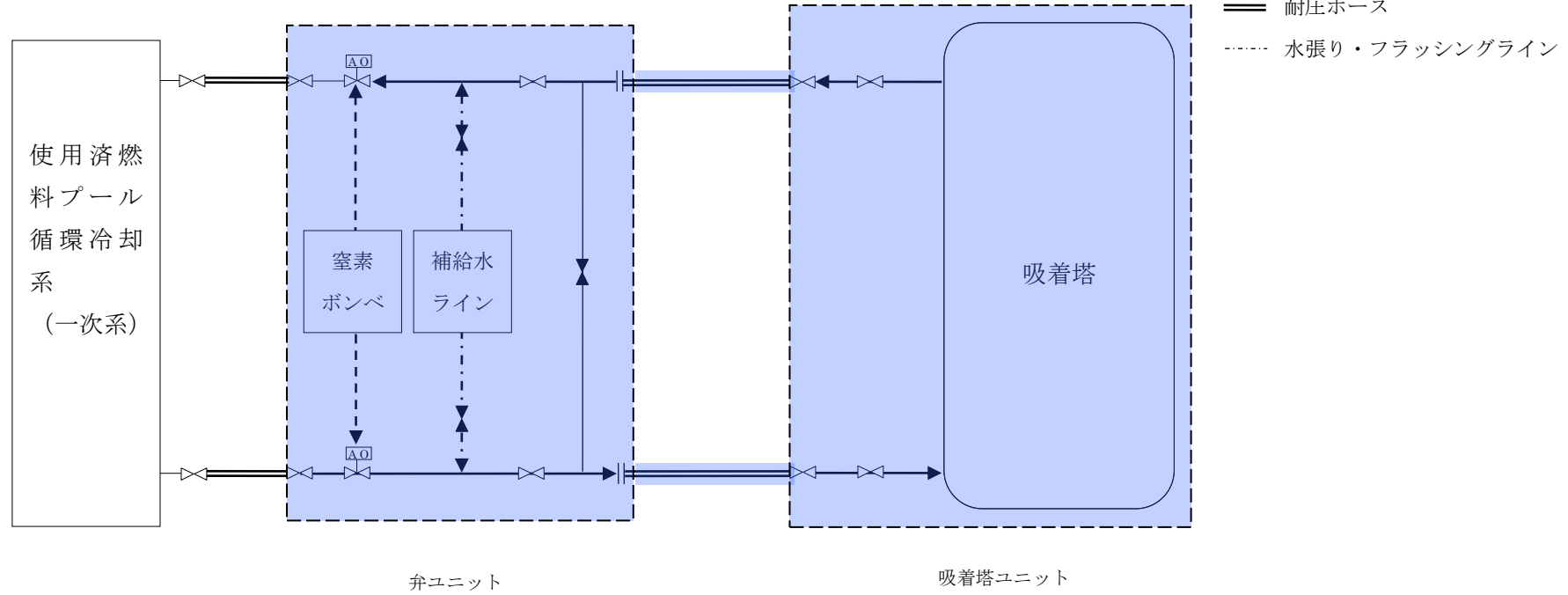


図9 申請範囲 (モバイル式処理装置 (放射能除去装置))

<凡例>
 : 新設, : 設置実績反映

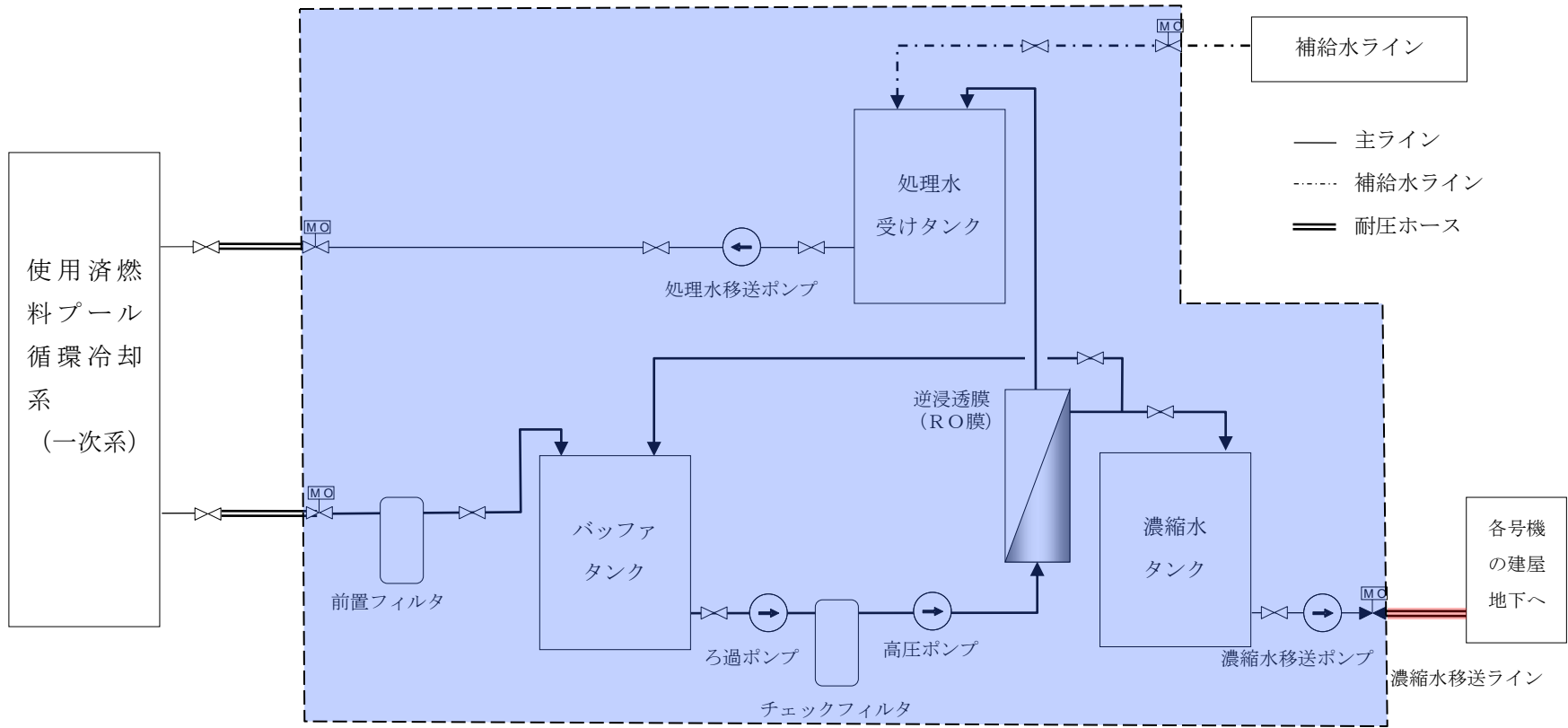
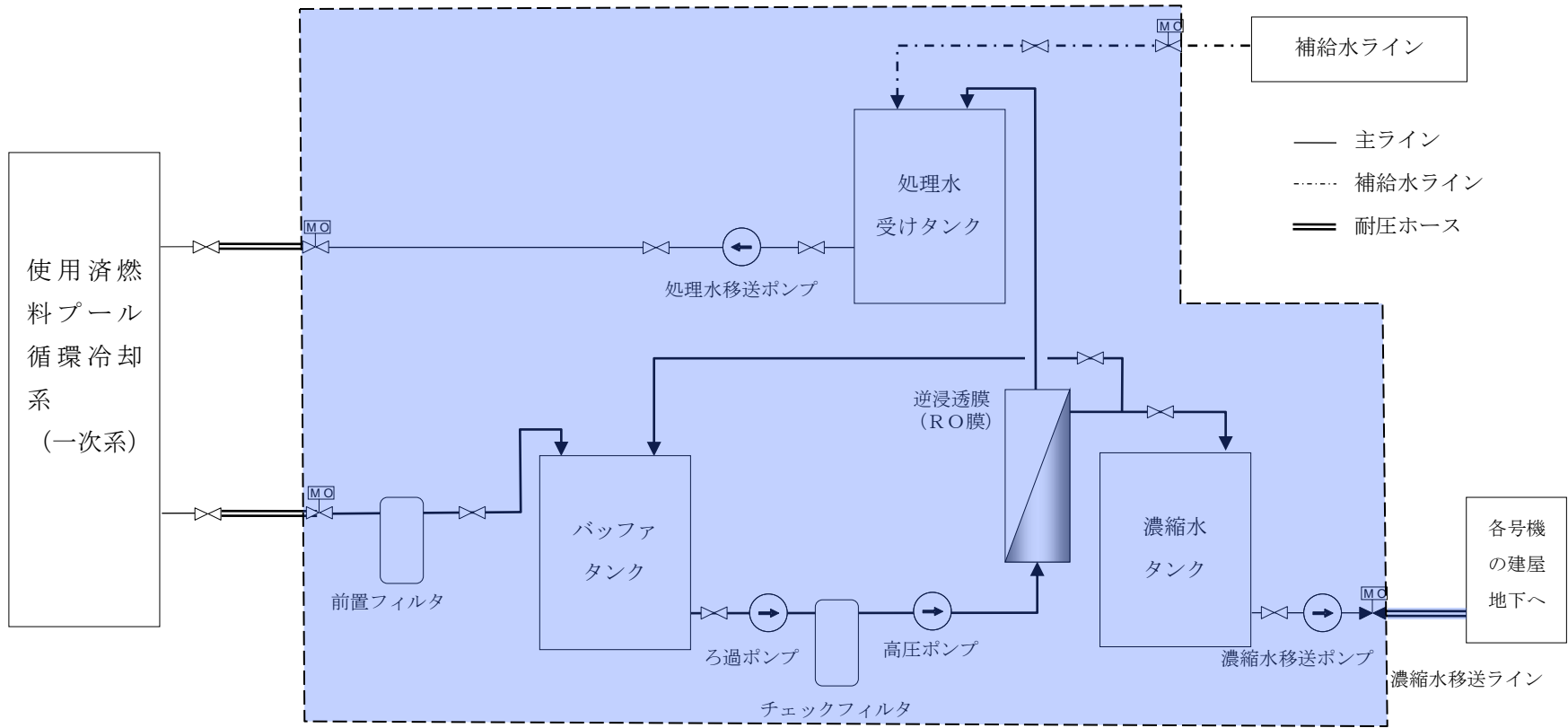


図 10 申請範囲 (モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (RO 膜装置))) ※ 1, 2 号接続時

<凡例>

■ : 新設, ■ : 設置実績反映

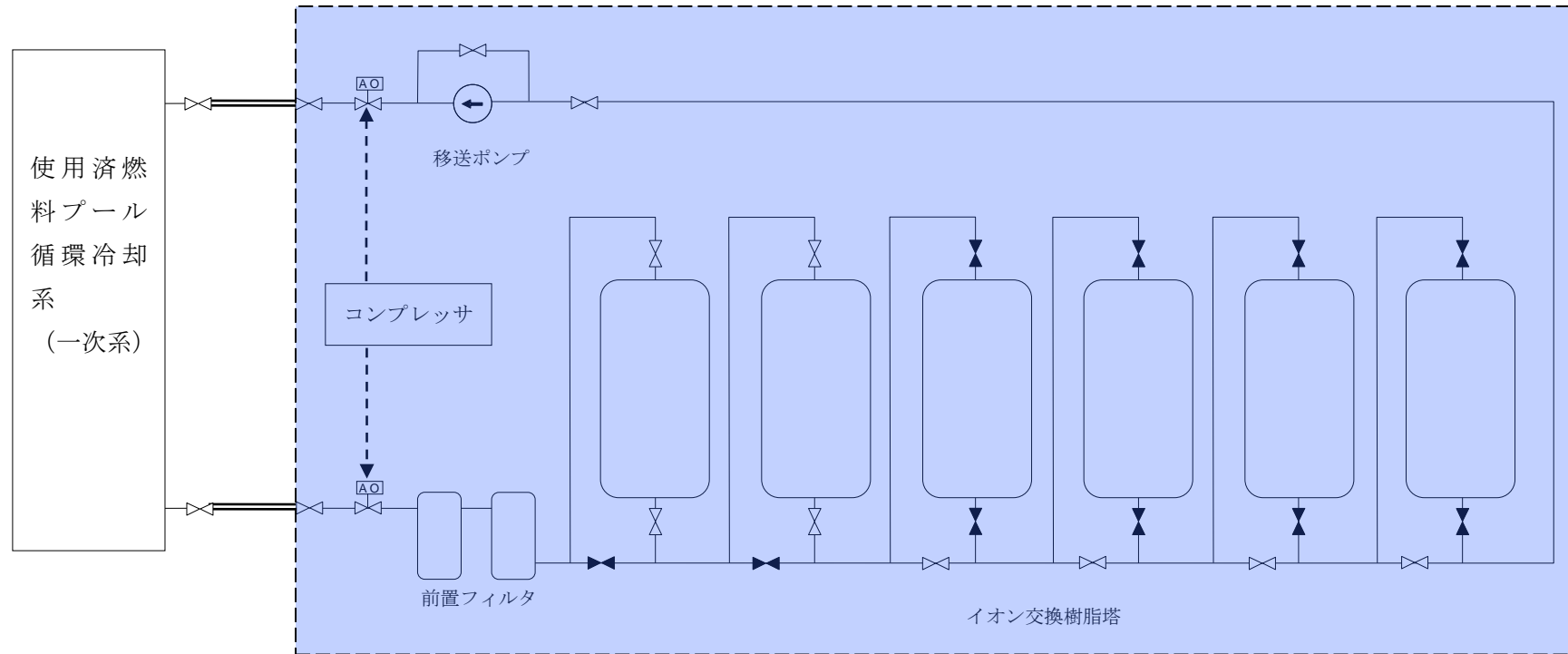


Ⅱ-2-3-添 12 別 4-13

図 11 申請範囲 (モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (RO 膜装置))) ※ 3, 4 号機接続時

<凡例>
 : 新設, : 設置実績反映

— 主ライン
 空気供給ライン
 == 耐圧ホース



II-2-3-添 12 別 4-14

図 12 申請範囲 (モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (イオン交換装置)))

使用済燃料プール浄化装置に係る確認事項

使用済燃料プール浄化装置の構造強度及び機能・性能に関する確認事項を表－１に示す。
使用済燃料プール浄化装置で扱う液体の放射能濃度は 37kBq/cm³ 以下である。

表－１ 確認事項（１号機浄化ライン※）

確認事項	確認項目	確認内容	判定	
構造強度 ・耐震性	材料確認	実施計画に記載した主な材料を記録にて確認する。	実施計画のとおりであること。	
	寸法確認	実施計画に記載した主要寸法を記録にて確認する。	実施計画のとおりであること。	
	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。	
	据付確認	機器の据付位置・据付状態を確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。	
	耐圧・漏えい確認		<鋼管> 溶接部における浸透探傷検査記録を確認する。	「発電用原子力設備規格 溶接規格（2007年版）」（JSME S NB1-2007）による。
			<フレキシブルチューブ> 確認圧力で保持した後、確認圧力に耐えていることを記録にて確認する。 耐圧確認終了後、耐圧部分からの漏えいの有無も確認する。	確認圧力に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。 また、耐圧部から著しい漏えいがないこと。
			<耐圧ホース> 確認圧力で保持した後、確認圧力に耐えていることを記録にて確認する。 耐圧確認終了後、耐圧部分からの漏えいの有無も確認する。	確認圧力に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。 また、耐圧部から著しい漏えいがないこと。
通水確認	通常運転状態にて通水し、流路が確保されていること及び各部より漏えいのないことを確認する。	流路が確保されていること及び漏えいのないこと。		

※ 一次系主要配管（既設）からモバイル式処理装置入口、出口まで。ただし、既に使用実績のある部位を除く。

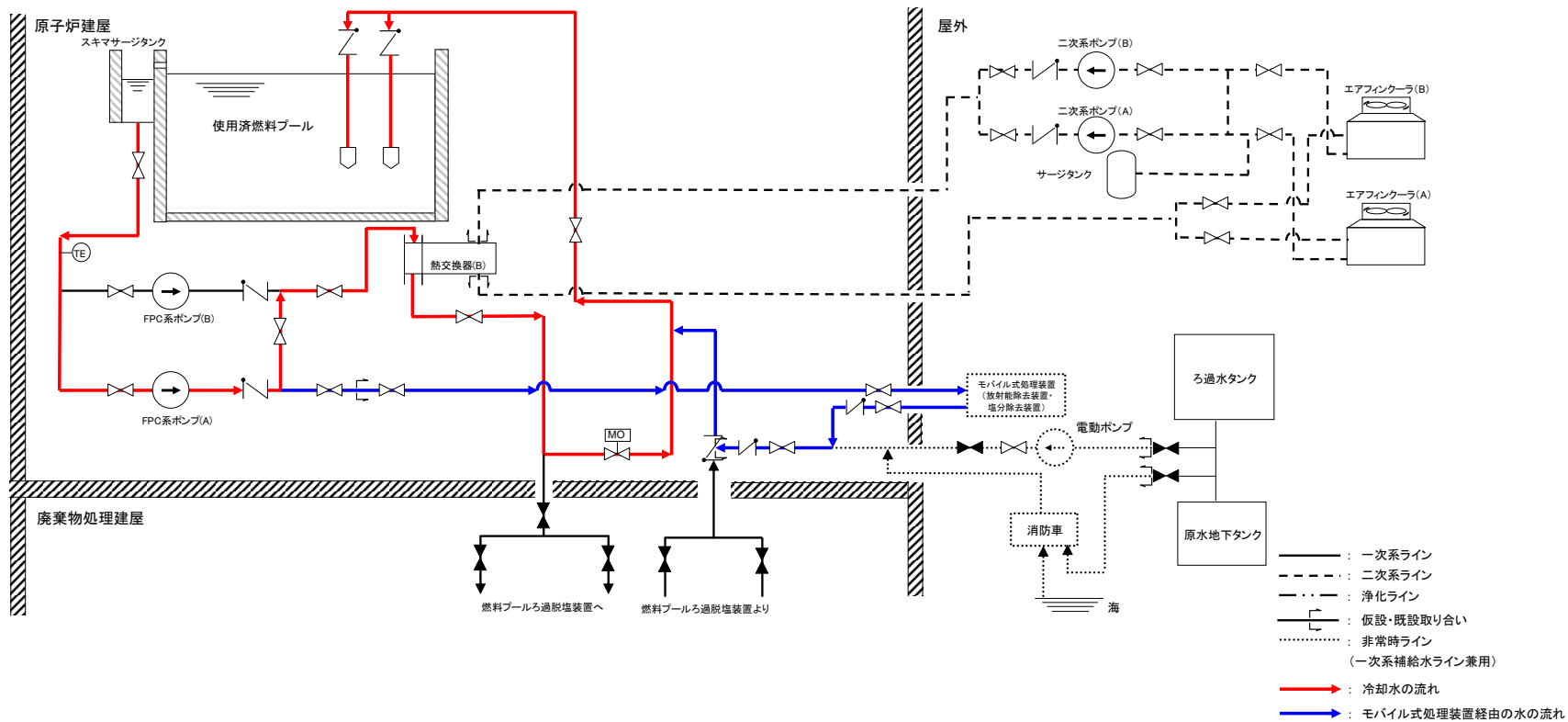
表－２ 確認事項（モバイル式処理装置（放射能除去装置））

確認事項	確認項目	確認内容	判定
機能・性能	漏えい検知器漏えい警報確認	吸着塔ユニット及び弁ユニットの堰内に設置された漏えい検知器が信号を発信したときの警報を確認する。	漏えい検知器が作動し、監視盤（免震重要棟）にて警報が発信すること。

表－３ 確認事項（１，２号機濃縮水移送ライン）

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造強度・耐震性	材料確認	実施計画に記載した主な材料を記録にて確認する。	実施計画のとおりであること。
	寸法確認	実施計画に記載した主要寸法を記録にて確認する。	実施計画のとおりであること。
	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	機器の据付位置・据付状態を確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
	耐圧・漏えい確認	確認圧力で保持した後、確認圧力に耐えていることを記録で確認する。 耐圧確認終了後、耐圧部分からの漏えいの有無も確認する。	確認圧力に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。 また、耐圧部から著しい漏えいがないこと。
	通水確認	通常運転状態にて通水し、流路が確保されていること及び各部より漏えいのないことを確認する。	流路が確保されていること及び漏えいのないこと。

以上



※A系列運転時の例

(一次系熱交換器はB系列)

図1 1号機使用済燃料プール冷却系系統概略図 (モバイル式処理装置運転中)

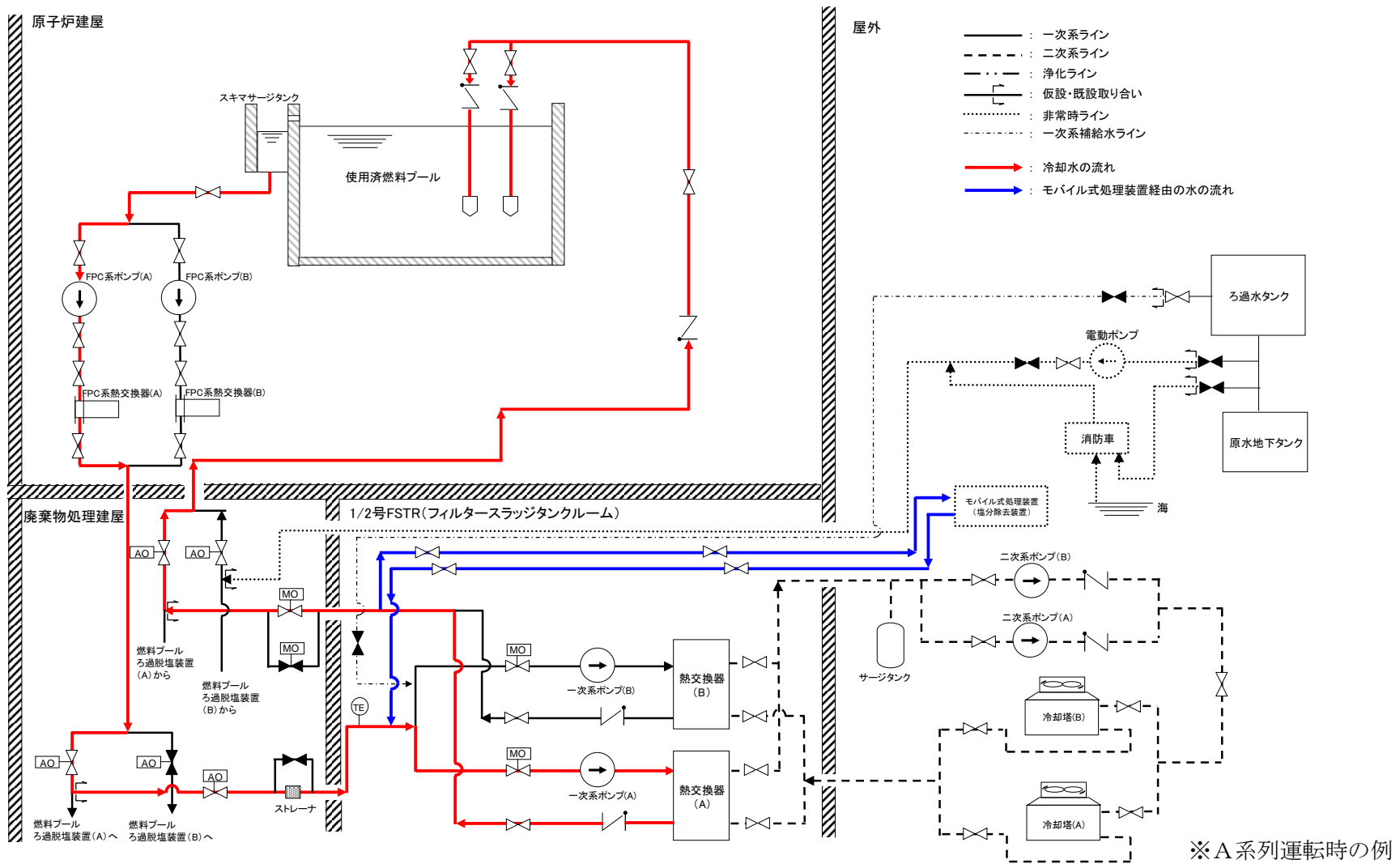
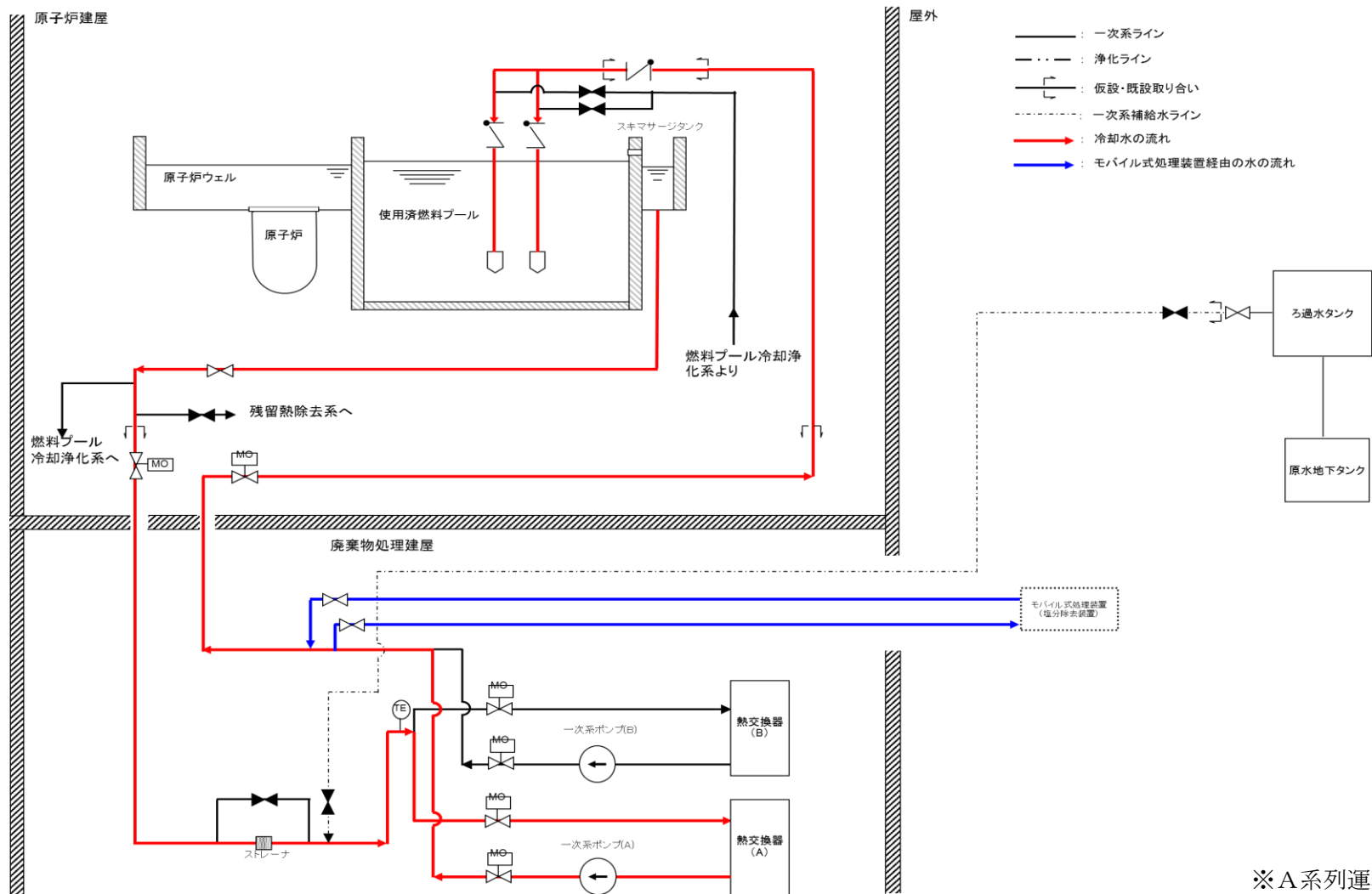


図 2 2号機使用済燃料プール冷却系統概略図 (モバイル式処理装置運転中)



※A系列運転時の例

図 4 4号機使用済燃料プール循環系系統概略図 (モバイル式処理装置運転中)

2～4号機浄化ライン鋼管（ヘッド部）について

1. はじめに

2～4号機浄化ラインの鋼管は、一次系からの分岐の短い部分に使用されており、その前後はフレキシビリティを有した耐圧ホースと接続されていることから、地震による有意な応力は発生しないと考えられる（図1～3参照）。

ここでは、簡易的な手法を用いて、当該部における地震による応力を試算した。

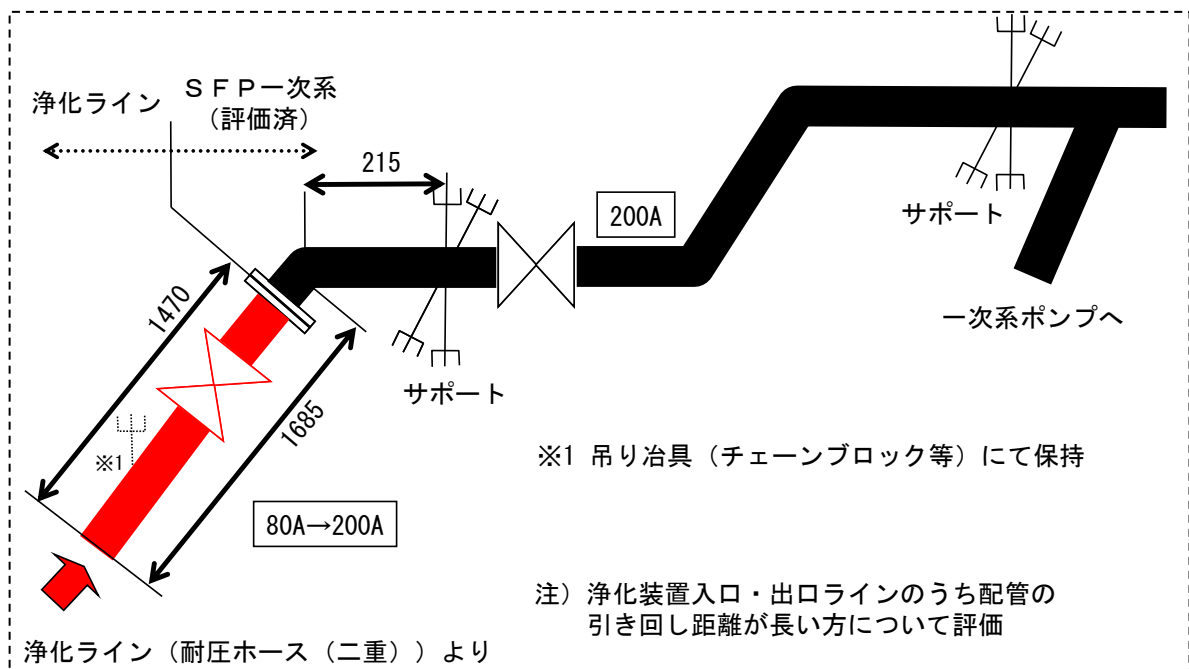


図-1 浄化ラインヘッド部概要図（2号機）

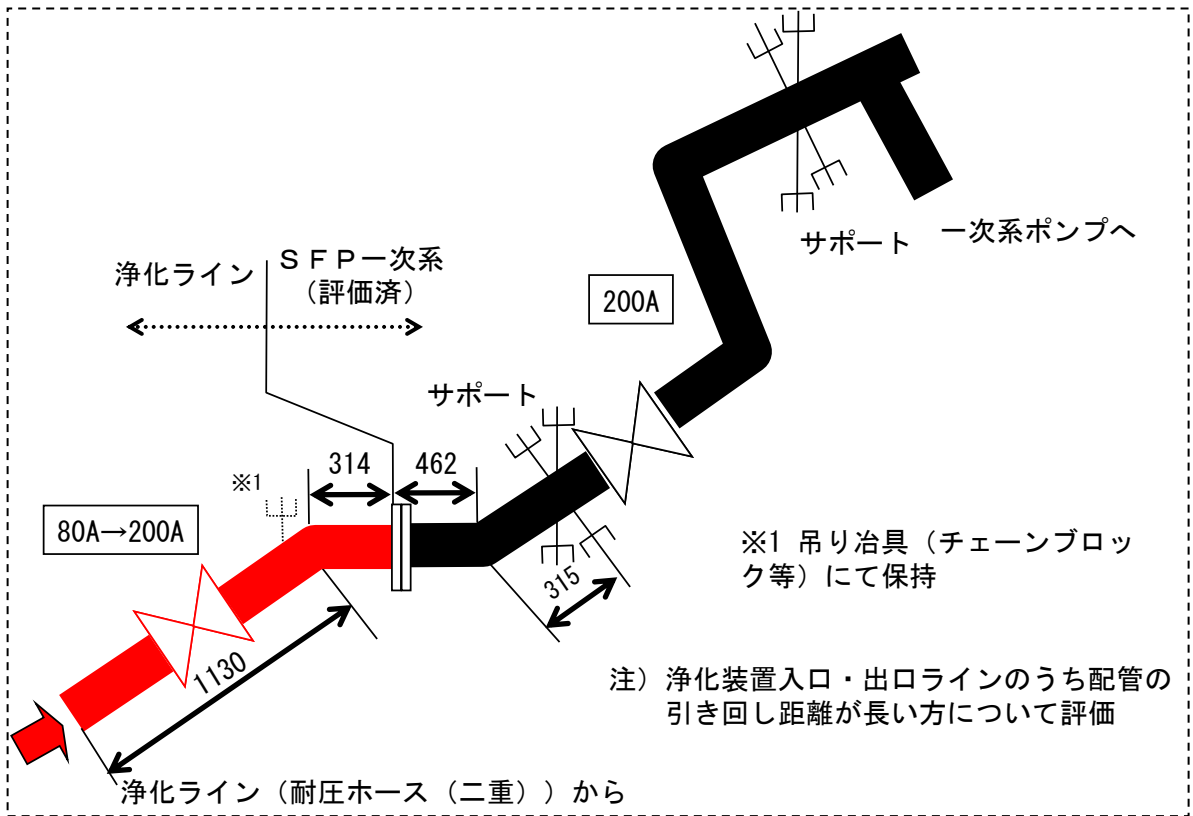


図-2 浄化ラインヘッド部概要図 (3号機)

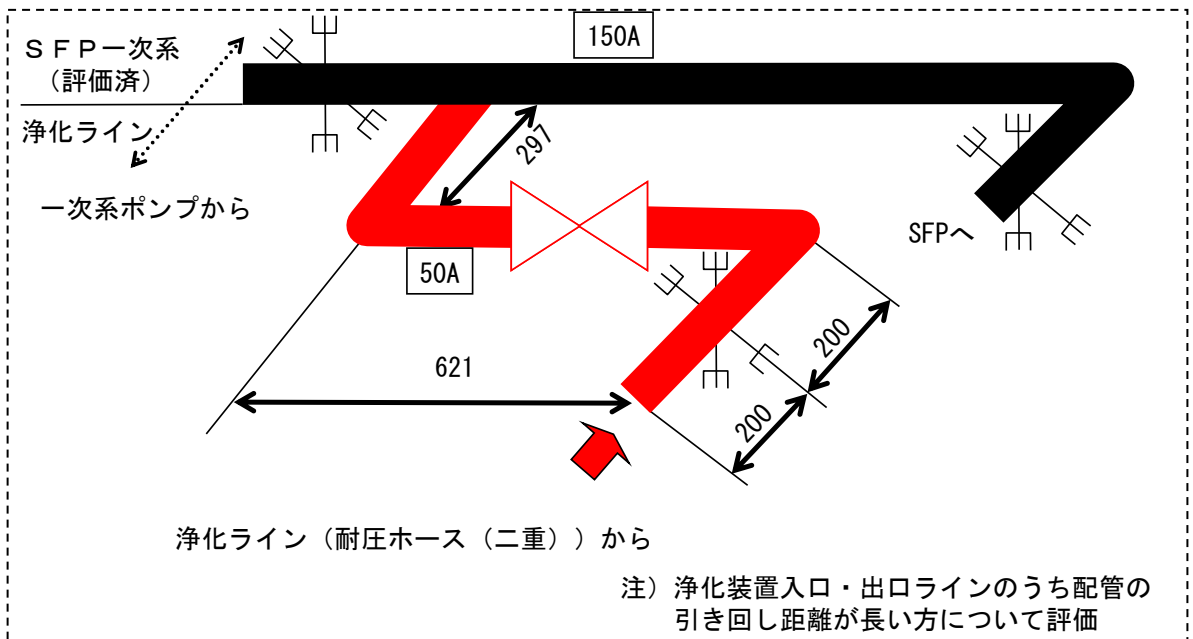


図-3 浄化ラインヘッド部概要図 (4号機)

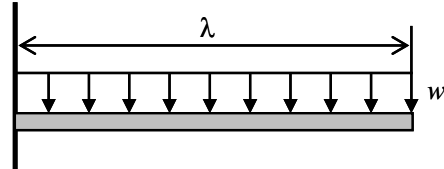
2. 試算結果

(1) 2号機

ヘッド部を、等分布荷重を受ける片持ち梁とみなし、応力を算出する。
等分布荷重を受ける片持ち梁の応力は下記の式で求められる。

$$\sigma = \frac{w\lambda^2}{2Z}$$

σ : 応力 (MPa)
 w : 等分布荷重 (N/mm)
 λ : 長さ (mm)
 Z : 断面係数 (mm³)



上記の式を用いて、自重による応力を算出すると、

$$\sigma = \frac{0.41 \times 1900^2}{2 \times 2.7 \times 10^5} = 2.77 \quad (\text{MPa})$$

w : 0.41 N/mm (STPG370) ※全て200A (Sch.40) とした。
 λ : 1900mm ※チェーンブロックによる支持は考慮しない。
 Z : 2.7×10^5 mm³ (外径 : 216.3mm, 内径 : 199.9mm)

耐震Bクラス相当 (震度 : 0.36) の地震力が加わった場合の応力は、

$$2.77 \times (1 + 0.36) = 3.77 \quad (\text{MPa})$$

となり、評価基準値 (333MPa) より十分小さい。

(2) 3号機

2号機と同様に評価すると、自重による応力は、

$$\sigma = \frac{0.41 \times 2221^2}{2 \times 2.7 \times 10^5} = 3.79 \quad (\text{MPa})$$

w : 0.41 N/mm (STPG370) ※全て200A (Sch.40) とした。
 λ : 2221mm ※チェーンブロックによる支持は考慮しない。
 Z : 2.7×10^5 mm³ (外径 : 216.3mm, 内径 : 199.9mm)

耐震Bクラス相当 (震度 : 0.36) の地震力が加わった場合の応力は、

$$3.79 \times (1 + 0.36) = 5.15 \quad (\text{MPa})$$

となり、評価基準値 (333MPa) より十分小さい。

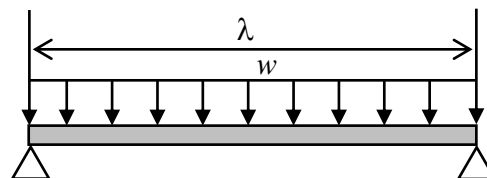
(3) 4号機

ヘッド部を、等分布荷重を受ける両端支持梁とみなし、応力を算出する。

等分布荷重を受ける両端支持梁の応力は下記の式で求められる。

$$\sigma = \frac{w\lambda^2}{8Z}$$

σ : 応力 (MPa)
 w : 等分布荷重 (N/mm)
 λ : 長さ (mm)
 Z : 断面係数 (mm³)



上記の式を用いて、自重による応力を算出すると、

$$\sigma = \frac{0.073 \times 1118^2}{8 \times 1.2 \times 10^4} = 0.96 \quad (\text{MPa})$$

w : 0.073 N/mm (STPT370) ※50A (Sch.80)
 λ : 1118mm
 Z : 1.2×10^4 mm³ (外径 : 60.5mm, 内径 : 49.5mm)

耐震Bクラス相当 (震度 : 0.36) の地震力が加わった場合の応力は、

$$0.96 \times (1 + 0.36) = 1.30 \quad (\text{MPa})$$

となり、評価基準値 (333MPa) より十分小さい。

以上

1, 2号機使用済燃料プール循環冷却系二次系設備の共用化について

1. はじめに

1, 2号機使用済燃料プール内燃料から発生する崩壊熱を安定的に除去することが可能な1, 2号機使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備（以下、「二次系共用設備」という。）を配備する。

2. 基本方針

2.1 設置の目的

1, 2号機使用済燃料プール内の燃料から発生する崩壊熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ放出し、使用済燃料プール水の冷却を行う。

2.2 設計方針

(1) 冷却機能

1, 2号機使用済燃料プール内燃料から発生する崩壊熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ放出し、使用済燃料プール水を冷却できる設計とする。

(2) 構造強度

二次系共用設備は、材料の選定、製作及び検査について、適切と認められる規格及び基準によるものとする。

(3) 多重性・多様性

二次系共用設備のうち動的機器及び駆動電源は、多重性を備えた設計とする。また、外部電源が喪失した場合にも冷却機能を確保できる設計とする。

(4) 誤操作の防止に対する考慮

二次系共用設備には誤操作を防止するために、操作バルブには銘板を設けるとともに、運転手順書を整備し運転にあたる。

(5) 検査可能性に対する設計上の考慮

適切な方法により検査ができるよう、漏えい検査・通水検査等ができる設計とする。

2.3 設備概要

二次系共用設備は、二次系ポンプ、エアフィンクーラ、サージタンクで構成され、配管は主に鋼管、ポリエチレン管を用いる。

2.4 自然災害対策等

2.4.1 津波

二次系共用設備については、仮設防潮堤により、アウターライズ津波による浸水を防止する。またアウターライズを上回る津波などにより、万が一、使用済燃料プール循環冷却系の複数の系統や機器の機能が同時に喪失する場合に備え、消防車等を配備し使用済燃料プールの冷却を再開できるようにする。

2.4.2 火災

火災の発生を防止するため、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。また初期消火の対応ができるよう、現場制御盤近傍に消火器を設置し、火災発生は巡視点検、運転パラメータ監視、監視カメラにより確認する。なお、二次系共用設備周辺からは可能な限り可燃物を排除するため燃焼・延焼はし難い。

2.4.3 豪雨

二次系共用設備のポンプ、エアフィンクーラおよびサージタンクについては、屋外仕様としており雨水の系統への浸入を防止する構造としている。

2.4.4 強風（台風・竜巻）

二次系共用設備のポンプ、エアフィンクーラおよびサージタンクについては、ボルト締結により敷鉄板等へ固定し、強風（台風）に耐えうる構造としている。また竜巻などにより、万が一、使用済燃料プール循環冷却系の複数の系統や機器の機能が同時に喪失する場合に備え、消防車等を配備し使用済燃料プールの冷却を再開できるようにする。

2.5 共用に対する設計上の考慮

二次系共用設備のうち動的機器及び駆動電源は、1系列以上を予備とすることで多重性を備えた設計とする。また、外部電源が喪失した場合でも、所内共通ディーゼル発電機又は専用のディーゼル発電機から電源を供給し、冷却機能を確保できる設計とする。

1系列で1、2号機使用済燃料プール内の燃料から発生する崩壊熱を全て除去することが可能な設計とする。

3. 二次系共用設備の具体的な安全確保策

二次系共用設備における、環境条件対策について具体的な安全確保策を以下の通り定める。

3.1 環境条件対策

(1) 腐食

二次系共用設備の系統水はろ過水であり，閉ループで構成されていることから塩分等の流入がないため，腐食の影響は小さい。

(2) 熱による劣化

二次系冷却水の温度は，ほぼ常温のため，材料の劣化の懸念はない。

(3) 凍結

大口径配管及び機器は，待機系についても冬季は微量通水運転を行うため凍結の恐れはない。凍結が懸念される小口径配管等については保温材または電気ヒータを取付けることにより，凍結防止を図る。

(4) 紫外線

屋外敷設箇所のポリエチレン管は，耐紫外線性を有する保温材等で覆う処置を講ずることにより，紫外線による劣化を防止する。

別紙

(1) 1， 2号機使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備に係る確認事項

以上

1， 2号機使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備に係る確認事項

1， 2号機使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備の構造強度及び機能・性能に関する確認事項を表－1～6に示す。1， 2号機使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備で扱う液体の放射能濃度は37kBq/cm³以下である。

表－1 確認事項（二次系ポンプ）

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造強度 ・耐震性	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	機器の据付位置・据付状態を確認する。	計画のとおり施工・据付されていること。
	漏えい確認	運転圧力で耐圧部分からの漏えいの有無を確認する。	耐圧部から著しい漏えいがないこと。

表－2 確認事項（エアフィンクーラ）

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造強度 ・耐震性	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	機器の据付位置・据付状態を確認する。	計画のとおり施工・据付されていること。
	耐圧・漏えい確認	確認圧力で保持した後，確認圧力に耐えていることを記録で確認する。 耐圧確認終了後，耐圧部分からの漏えいの有無も確認する。	確認圧力に耐え，かつ構造物の変形等がないこと。 また，耐圧部から著しい漏えいがないこと。

表－3 確認事項（サージタンク）

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造強度 ・耐震性	材料確認	実施計画に記載した主な材料について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	寸法確認	実施計画に記載した主要寸法について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	機器の据付位置・据付状態を確認する。	計画のとおり施工・据付されていること。
	耐圧・漏えい確認	確認圧力で保持した後、確認圧力に耐えていることを記録で確認する。 耐圧確認終了後、耐圧部分からの漏えいの有無も確認する。	確認圧力に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。 また、耐圧部から漏えいがないこと。

表－4 確認事項（二次系主要配管（鋼管））

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造強度 ・耐震性	材料確認	実施計画に記載した主な材料について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	寸法確認	実施計画に記載した外径，厚さについて記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	配管の据付位置・据付状態を確認する。	計画のとおり施工・据付されていること。
	耐圧・漏えい確認	確認圧力で保持した後、確認圧力に耐えていることを記録で確認する。 耐圧確認終了後、耐圧部分からの漏えいの有無も確認する。	確認圧力に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。 また、耐圧部から著しい漏えいがないこと。

表－５ 確認事項（二次系ポリエチレン管）

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造強度 ・耐震性	材料確認	実施計画に記載した主な材料について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	寸法確認	実施計画に記載した主要寸法について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	配管の据付状態について確認する。	計画のとおり施工・据付されていること。
	耐圧・漏えい確認	製造者等の指定方法・圧力による漏えいの有無を確認する。	耐圧部から著しい漏えいがないこと。

表－６ 確認事項（使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備）

確認事項	確認項目	確認内容	判定
性能	運転性能確認	定格容量を通水出来ることを確認する。 ポンプ及びエアフィンクーラの運転状態を確認する。	定格容量を通水出来ること。 ポンプ及びエアフィンクーラの運転時に、異音、異臭、異常振動等がないこと。
機能	機能確認	使用済燃料プール水を冷却できることを確認する。	エアフィンクーラの出口側の系統水温度が入口側の系統水温度を下回っていること。

以上

3, 4号機使用済燃料プール循環系について

1. はじめに

3, 4号機は使用済燃料プール内の全燃料を取り出しており, 崩壊熱を除去する必要はないが, 使用済燃料プール内の放射化された機器等を貯蔵するため3, 4号機使用済燃料プール循環系として, 既存の3, 4号機使用済燃料プール循環冷却設備一次系を使用する。

2. 基本設計

2.1 設置の目的

使用済燃料プール内の水位をオーバーフロー水位付近に保ち, 必要に応じて使用済燃料プール内に系統水を補給する。

2.2 要求される機能

- (1) 使用済燃料プール水の状態を適切に監視できること。
- (2) 使用済燃料プールに水を補給できること。
- (3) 必要に応じて使用済燃料プール水の浄化ができる機能を有すること。
- (4) 建屋外への漏えいを防止できる機能を有すること。
- (5) 動的機器, 駆動電源について多重性を有すること。

2.3 設計方針

(1) 監視機能

使用済燃料プール循環系は, 使用済燃料プールの保有水量, 並びに循環流量等の運転状態の確認, 使用済燃料プールからの漏えいの検知に必要な主要パラメータが監視できるとともに, 記録が可能な機能を有する設計とする。

(2) 補給機能

使用済燃料プール循環系は, 使用済燃料プールに水を補給できる設計とする。

(3) 浄化機能

使用済燃料プール循環系は, 使用済燃料プール水の分析ができる設計とし, 使用済燃料プールライニングの腐食等による外部への放射性物質の漏えい及び使用済燃料プールの保有水の漏えい防止, 微生物腐食防止の観点から, 必要な場合には, 使用済燃料プール水の浄化ができる設計とする。

(4) 漏えい防止機能

使用済燃料プール循環系は、漏えいしがたい設計とし、万一、漏えいが発生しても建屋外への漏えいを防止できる機能を有する設計とする。

また、漏えいがあった場合に拡大を防止することができるように、漏えいの検出ができ、漏えい箇所を隔離できる設計とする。

(5) 構造強度

使用済燃料プール循環系は、材料の選定、製作及び検査について、適切と認められる規格及び基準によるものとする。

(6) 多重性・多様性

使用済燃料プール循環系のうち動的機器及び駆動電源は、多重性を備えた設計とする。また、外部電源が喪失した場合にも補給機能を確保できる設計とする。

(7) 誤操作の防止に対する考慮

使用済燃料プール循環系には誤操作を防止するために、操作バルブには銘板を設けるとともに、運転手順書を整備し運転にあたる。

(8) 検査可能性に対する設計上の考慮

適切な方法として検査ができるよう、漏えい検査・通水検査等ができる設計とする。

(9) 放射線遮へいに対する考慮

使用済燃料プール循環系は、放射線業務従事者の線量を低減する観点から、放射線を適切に遮へいする設計とする。

2.4 供用期間中に確認する項目

- (1) 使用済燃料プールへ系統水を補給できること。
- (2) 使用済燃料プール水がオーバーフロー水位付近にあること。

2.5 主要な機器

(1) 設備概要

使用済燃料プール循環系は、既設設備と新設設備を組み合わせ、使用済燃料プール水位を維持することを目的とし使用済燃料プール循環系設備で構成する。なお、使用済燃料プール循環系設備はポンプ等で構成する。

(2) 使用済燃料プール循環系設備

使用済燃料プール循環系設備は、補給機能を有する使用済燃料プール循環設備、漏えい防止機能を有する漏えい拡大防止設備、監視機能を有する監視設備、浄化機能を有する浄化装置と、これら設備に供給する電源によって構成する。

a. 使用済燃料プール循環設備

使用済燃料プール循環設備は、使用済燃料プール水を循環させる系からなり、補給水ラインを持ち、使用済燃料プールに水を補給する。

また、使用済燃料プール循環設備のポンプ等の動的機器は、1系列100%容量、1系列予備とすることで多重性を有する設計とする。

b. 漏えい拡大防止設備

使用済燃料プール循環設備は、震災以降に新設した機器・配管を使用していることから、使用済燃料プール循環設備の系統水の系外及び建屋外への漏えいを最小限に留めるために、新設設備の損傷等による漏えいに対し、系統の自動停止のインターロックを設け、系統の出入口弁を自動閉とし、ポンプを自動停止できる設計とする。また、使用済燃料プール循環設備はすべて建屋内に設置し、設備の破損等による建屋外への漏えい経路には堰を設けることにより、系統水の建屋外への漏えいを防止する。

c. 監視設備

使用済燃料プール循環系設備は、使用済燃料プールの保有水量、運転状態、漏えい等を監視できるとともに記録可能な監視設備を設ける。使用済燃料プールの保有水量については、スキマ・サージ・タンクへオーバーフローしていることをスキマ・サージ・タンク水位により監視する。スキマ・サージ・タンクの水位は、ポンプ吸込側圧力計又はスキマ・サージ・タンク水位計により監視し、それぞれ免震重要棟内にある監視室のモニタで監視する。

使用済燃料プール水の状態については使用済燃料プール循環設備の系統流量、系統圧力を免震重要棟内にある監視室のモニタで監視できるとともに、記録が可能な機能を有する設計とする。

使用済燃料プール循環設備からの漏えいについては、使用済燃料プールと同様、スキマ・サージ・タンク水位で監視する。また、床漏えい検知器により免震重要棟集中監視室の警報発生の有無を監視する。

漏えいを検知した場合や流量もしくは圧力の低下が発生した際は、免震重要棟内にある監視室内に警報が発報する。また、系統に異常が確認された際は、免震重要棟集中監視室の緊急停止ボタンにより手動停止を可能とする。

d. 電源

使用済燃料プール循環系設備の電源は異なる送電系統で 2 回線の外部電源から受電できる構成とする。

外部電源喪失の場合でも，所内共通ディーゼル発電機から電源を供給することで運転が可能な構成とする。

e. 浄化装置

使用済燃料プール循環系は，使用済燃料プール循環設備から使用済燃料プール水の水質測定をするためのサンプリングが可能であり，使用済燃料プールライニングの腐食等による外部への放射性物質の漏えい及び使用済燃料プール保有水の漏えい防止，微生物腐食防止の観点から必要な場合には，使用済燃料プールへの薬液の注入や使用済燃料プール水の浄化ができるよう配管等を設け，モバイル式処理装置（塩分除去装置）を配備する。モバイル式処理装置は，移動式の設備であり，使用済燃料プール水質に応じた浄化作業ができ，使用時のみ設置する。

2.6 廃棄物の管理

使用済燃料プール循環系設備が構成する系統水ラインは閉ループで構成され，液体廃棄物が発生しない設計としている。

2.7 自然災害対策等

2.7.1 津波

仮設防潮堤により，アウターライズ津波による浸水を防止する。またアウターライズを上回る津波などにより，万が一，使用済燃料プール循環系設備の機能が喪失する場合は，使用済燃料プール水の補給等を実施する。

2.7.2 火災

火災の発生を防止するため，実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。また初期消火の対応ができるよう，現場制御盤近傍に消火器を設置し，火災発生は巡視点検，運転パラメータ監視，監視カメラにより確認する。なお，使用済燃料プール循環系設備周辺からは可能な限り可燃物を排除するため燃焼・延焼はし難い。

2.7.3 豪雨

使用済燃料プール循環系設備は 3，4 号機原子炉建屋及び廃棄物処理建屋の屋内に設置されており，雨水の系統への浸入を防止する構造としている。

2.7.4 強風（台風・竜巻）

使用済燃料プール循環系設備は3，4号機原子炉建屋及び廃棄物処理建屋の屋内に設置されており，強風に耐えうる構造としている。

2.8 構造強度及び耐震性

(1) 構造強度

使用済燃料プール循環系のうち使用済燃料プール循環系設備は，技術基準上，燃料プール冷却浄化系に相当するクラス3機器と位置付けられる。この適用規格は，「JSME S NC-1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格（以下，設計・建設規格という）」で規定されるものであるが，設計・建設規格は，鋼材を基本とした要求事項を設定したものであり，耐圧ホース等の非金属材料についての基準がない。従って，鋼材を使用している設備については，設計・建設規格のクラス3機器相当での評価を行い，非金属材料については，当該設備に加わる機械的荷重により損傷に至らないことをもって評価を行う。この際，当該の設備がJISや独自の製品規格等を有している場合や，試験等を実施した場合はその結果などを活用し，評価を行う。また，溶接部については，耐圧試験，系統機能試験等を行い，有意な変形や漏えい等のないことをもって評価を行なう。

(2) 耐震性

使用済燃料プール循環系のうち使用済燃料プール循環系設備は耐震設計審査指針上のBクラスの設備と位置づけられることから，その主要設備については，静的震度（1.8Ci）に基づく構造強度評価及び共振の恐れがある場合は動的解析を行い，評価基準値を満足することを原則とする。

耐震性に関する評価にあたっては，「JEAG4601 原子力発電所耐震設計技術指針」に準拠することを基本とするが，必要に応じてその他の適切と認められる指針や試験結果等を用いた現実的な評価を行う。

2.9 機器の故障への対応

2.9.1 使用済燃料プール循環系の機器の単一故障

(1) ポンプ故障

ポンプが故障した場合は，現場に移動し，待機号機の起動を行い，使用済燃料プールの循環及び補給を再開する。

(2) 電源喪失

使用済燃料プール循環系設備の電源が外部電源喪失や所内電源喪失により喪失した場合，プール水の蒸発を考慮し必要に応じて補給機能による注水を行う。

(3) 循環ラインの損傷

使用済燃料プール循環系の循環ラインが損傷した場合は、循環ライン内の系統水が系外へ漏えいすることが考えられることから、系外へ漏えいした系統水を建屋内に設置した堰により滞留させた後、漏えい水を建屋地下（廃棄物処理建屋地下又は原子炉建屋地下）に移送し、循環ラインの復旧後、使用済燃料プールの循環及び補給を再開する。

3. 使用済燃料プール循環系設備の具体的な安全確保策

使用済燃料プール循環系設備における、環境条件対策について具体的な安全確保策を以下の通り定める。

3.1 環境条件対策

(1) 腐食

使用済燃料プール循環系設備の系統水は浄化装置により水質を管理されているため、腐食の影響は小さい。

(2) 熱による劣化

使用済燃料プール水の温度は、ほぼ常温のため、熱による劣化の懸念はない。

(3) 凍結

使用済燃料プール循環系設備は3，4号機原子炉建屋及び廃棄物処理建屋の屋内に設置されており、使用済燃料プール水を循環する過程では、水が流れているため凍結の恐れはない。

(4) 耐放射線性

使用済燃料プール循環系設備は震災以降使用しており、既に燃料の取り出しが完了していることから、放射線照射の影響により大きく劣化することはない。

4. 基本仕様

4.1 3号機使用済燃料プール循環系の主要仕様

(1) ポンプ (完成品)

台 数	2
容 量	100m ³ /h (1台あたり)
揚 程	60m
最高使用圧力	1.0MPa
最高使用温度	100℃
負荷容量	30kW (1台あたり)

(2) 熱交換器 (完成品)

型 式	プレート式
基 数	2
最高使用圧力	一次側 1.0MPa
最高使用温度	一次側 100℃

※ 3号機使用済燃料プールの冷却を行う必要がないが、使用済燃料プール水を循環させるためのバウンダリを構成する。

(3) モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (RO膜装置)) (完成品：供用中) (1～4号機共通)

系 列 数	1
処 理 量	約 4.2m ³ /h

(4) モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (イオン交換装置)) (完成品：供用中) (1～4号機共通)

系 列 数	1
処 理 量	約 10m ³ /h

表-1 3号機使用済燃料プール循環系の主要配管仕様 (1/2)

名 称	仕 様	
一次系主要配管	呼び径／厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	100A／Sch. 40 150A／Sch. 40 200A／Sch. 40 STPG370 1.0MPa 100℃
主要配管からモバイル式 処理装置入口，出口まで (鋼管)	呼び径／厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	80A／Sch. 40 100A／Sch. 40 200A／Sch. 40 STPG370 1.0MPa 66℃
主要配管からモバイル式 処理装置入口，出口まで (耐圧ホース)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A, 80A 相当 (二重管) ポリ塩化ビニル 0.98MPa 50℃
モバイル式処理装置 (塩 分除去装置 (RO 膜装置)) 濃縮水タンク出口から3 号機廃棄物処理建屋地下 排水口まで (耐圧ホース)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 (二重管) ポリ塩化ビニル 0.98MPa 50℃

表-1 3号機使用済燃料プール循環系の主要配管仕様(2/2)

名 称	仕 様	
モバイル式処理装置(塩分除去装置(RO膜装置))内配管 (1~4号機共通)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 10 SUS304TP 1.0MPa 66℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	40A, 50A 相当 ポリ塩化ビニル 1.0MPa 66℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	40A 相当 耐油性合成ゴム 1.0MPa 66℃
モバイル式処理装置(塩分除去装置(イオン交換装置))内配管 (1~4号機共通)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 10 SUS316TP 1.0MPa 66℃

4.2 4号機使用済燃料プール循環系の主要仕様

(1) ポンプ (完成品)

台 数	2
容 量	100m ³ /h (1台あたり)
揚 程	68m
最高使用圧力	1.0MPa
最高使用温度	100℃
負荷容量	90kW (1台あたり)

(2) 熱交換器 (完成品)

型 式	プレート式
基 数	2
最高使用圧力	一次側 1.0MPa
最高使用温度	一次側 100℃

※4号機使用済燃料プールの冷却を行う必要がないが、使用済燃料プール水を循環させるためのバウンダリを構成する。

(3) モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (RO膜装置)) (完成品：供用中)

(1～4号機共通)

系 列 数	1
処 理 量	約 4.2m ³ /h

(4) モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (イオン交換装置)) (完成品：供用中)

(1～4号機共通)

系 列 数	1
処 理 量	約 10m ³ /h

表-2 4号機使用済燃料プール循環系の主要配管仕様 (1/2)

名 称	仕 様	
一次系主要配管	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	100A/Sch. 40 150A/Sch. 40 STPT370, STPT410, SUS304TP 1.0MPa 100°C
一次系フレキシブルチューブ	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	100A, 150A 相当 SUS316L 1.0MPa 100°C
主要配管からモバイル式処理装置入口, 出口まで (鋼管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 80 STPT370 1.0MPa 66°C
主要配管からモバイル式処理装置入口, 出口まで (耐圧ホース)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 (二重管) ポリ塩化ビニル 0.98MPa 50°C
モバイル式処理装置 (塩分除去装置 (RO膜装置)) 濃縮水タンク出口から4号機廃棄物処理建屋地下排水口まで (耐圧ホース)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 (二重管) ポリ塩化ビニル 0.98MPa 50°C

表-2 4号機使用済燃料プール循環系の主要配管仕様(2/2)

名 称	仕 様	
モバイル式処理装置(塩分除去装置(RO膜装置))内配管 (1~4号機共通)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 10 SUS304TP 1.0MPa 66℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	40A, 50A 相当 ポリ塩化ビニル 1.0MPa 66℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	40A 相当 耐油性合成ゴム 1.0MPa 66℃
モバイル式処理装置(塩分除去装置(イオン交換装置))内配管 (1~4号機共通)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 10 SUS316TP 1.0MPa 66℃

以上

2.43 油処理装置

2.43.1 基本設計

2.43.1.1 設置の目的

タービン建屋他の滞留水表面に確認されている油分は、滞留水水位を低下させる過程で、滞留水移送装置にて汚染水処理装置へ移送されると、汚染水処理装置の吸着性能への影響が懸念されるため、現在回収を実施している。本装置は、回収した滞留水の油分を低減させ、汚染水処理を円滑に進めていくことを目的として設置するものである。

2.43.1.2 要求される機能

- (1) 油分を含む滞留水の油分濃度を低減する能力を有すること。
- (2) 漏えい防止機能を有すること。万一、機器・配管から漏えいした場合においても、施設外への漏えい拡大を防止できること。

2.43.1.3 設計方針

(1) 処理能力

油処理装置は、回収した油分を含む滞留水から油分濃度を低減する能力を有する設計とする。

(2) 材料

油処理装置は、処理対象水の性状を考慮し、適切な材料を用いた設計とする。

(3) 放射性物質を内包する液体の漏えい防止及び漏えい拡大防止

油処理装置の機器は、放射性物質を内包する液体の漏えい防止及び施設外への漏えい拡大を防止するため、次の各項を考慮した設計とする。

- a. 漏えいの発生を防止するため、機器には適切な材料を使用するとともに、容器に水位検出器を設ける。
- b. 液体状の放射性物質が漏えいした場合に備え、機器周囲に堰等を設置することで漏えいの拡大を防止する。また、堰内等に漏えい検知器を設置し、早期検知を図る。
- c. 異常を早期に検知し適切な処置をとれるよう、容器の水位や漏えい検出の警報は油処理装置監視室に表示する。

(4) 放射性気体廃棄物の考慮

油処理装置の機器は、放射性気体廃棄物を適切に処理・管理を行うため、次の各項を考慮した設計とする。

- a. 油処理装置の油分解時に発生する排気ガスに含まれる気体状の放射性物質及び各槽から発生する気体状の放射性物質は十分低い濃度であるが、可燃性ガスと共に希釈しフィルタを通して排気できる設計とする。

(5) 被ばく低減

油処理装置の機器は、遮へい、機器の配置により被ばくの低減を考慮した設計とする。また、運転員が運転状態を油処理装置監視室にて監視できる配置とし、被ばくの低減を考慮した設計とする。

(6) 可燃性ガスの管理

油処理装置は、油分解時に発生する可燃性ガスを滞留することなく排気できる設計とする。

(7) 誤操作の防止に対する考慮

油処理装置は、運転員の誤操作、誤判断を防止するために、特に重要な運転操作については、ダブルアクションを要する設計とする。

(8) 健全性に対する考慮

油処理装置は、機器の重要度に応じて有効な保全が可能な設計とする。

2.43.1.4 供用期間中に確認する項目

油処理装置の処理により、回収された油分を含む滞留水の油分濃度が低減出来ること。

2.43.1.5 主要な機器

油処理装置は、油水分離装置・油分解装置及び排ガス系統で構成される。

(1) 油水分離装置

油水分離装置は、集合槽・浮上分離槽・樹脂充填塔及び配管等で構成される。

- a. 集合槽は、角型槽を4槽に区画した、受水槽・循環槽・均一化槽・第1モニタリング槽からなる。
 - (a) 受水槽では、移送された滞留水を一時貯留し、攪拌して油層と水層を混合する。
 - (b) 循環槽では、浮上分離槽で分離した水層を一時貯留する。
 - (c) 均一化槽では、浮上分離槽で分離した油層を一時貯留し、攪拌して油層を均一化する。
 - (d) 第1モニタリング槽では、樹脂充填塔の処理水および第2モニタリング槽からの移送水を一時貯留し、油分濃度が所定値以下であることを確認する。所定値以下であることを確認された処理水は、プロセス主建屋へ移送する。
- b. 浮上分離槽では、受水槽からの油水混合液を油層と水層に分離する。
- c. 樹脂充填塔では、水層に残留した油分を、充填した油吸着樹脂により除去する。

(2) 油分解装置

油分解装置は、乳化槽・酸化分解機・ブロー水受槽・油吸着樹脂塔・第2モニタリング槽及び配管等で構成される。

- a. 乳化槽では、電解質を溶かした水に油と乳化剤を添加し、攪拌することで、酸化分解に適した性状に整える。
- b. 酸化分解機では、水と油の混合液を二酸化炭素・酸素・水素に酸化分解する。なお、乳化槽、酸化分解機は循環系を形成し、水と油の混合液の油分濃度を監視しながら、一定時間の回分処理を行う。
- c. ブロー水受槽では、回分処理を終えた混合液を受け、乳化破壊と油分吸着を同時に行う樹脂を投入して、一定時間攪拌することで反応させる。
- d. 油吸着樹脂塔では、水層に残留した油分を、充填した油吸着樹脂により除去する。
- e. 第2モニタリング槽では、油吸着樹脂塔の処理水を一時貯留し、油分濃度が所定値以下であることを確認する。油分濃度が所定値以下であることを確認後、処理水を第1モニタリング槽へ移送する。

(3) 排ガス系統

排ガス系統は、アルカリスクラバ・活性炭フィルタ・HEPA フィルタ・吸引ファンで構成される。

- a. アルカリスクラバでは、発生する可能性のある酸性ガスを中和する。
- b. 活性炭フィルタでは、発生する可能性のある酸性ガスを吸着する。
- c. HEPA フィルタでは、排ガス中にダスト状の放射性廃棄物が存在した場合にこれを濾別除去する。
- d. 吸引ファンでは、酸化分解機にて発生した可燃性ガスと各槽のベントガスを大気により希釈し排出する。

2.43.1.6 自然災害対策等

(1) 津波

油処理装置は、仮設防潮堤内に設置し、アウターライズ津波による浸水を防止する。また、アウターライズ津波を上回る津波の襲来に備え、大津波警報が出た際には、油処理装置監視室より直ちに装置の運転を停止し、隔離弁を閉止することで、滞留水の流出を防止する。

(2) 火災

油処理装置は、実用上可能な限り不燃性または難燃性材料を使用するとともに、設備周辺から可能な限り可燃物を排除し、周辺設備と十分な離隔距離を確保することで延焼を防止する。また、初期消火のため消火器を本装置近傍に設置する。さらに、装置運転中はコンテナ内外に設置された監視カメラで遠隔監視することによって、

火災の早期発見に努める。なお、万が一の火災発生時には、運転員等が初期消火を行い、初期消火で火災が鎮火できない場合は、常駐する初期消火要員が本格的な消火活動を行う。

(3) 豪雨及び強風

油処理装置は、雨水の侵入を防止し、強風に耐えうる構造とするため、コンテナ車内に設置または屋外仕様を採用し点検架台下に設置する。

(4) 竜巻

竜巻の発生が予見される場合は、第1モニタリング槽の水をポンプ保護レベルまでプロセス主建屋へ排水後、装置の停止・隔離弁の閉止操作を行い、汚染水の漏えい防止及び漏えい水の拡大防止を図る。

2.43.1.7 構造強度及び耐震性

(1) 構造強度

油処理装置を構成する主要な機器は主に「JSME S NC1 2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格（以下、「設計・建設規格」という）」に従い設計することとし、必要に応じて JIS, ISO, WSP 規格に準じた設計とする。設計・建設規格で規定される材料の JIS 年度指定は、技術的妥当性の範囲において材料調達性の観点から考慮しない場合もある。

なお、JSME 規格に記載のない非金属材料の機器については JIS 等規格適合品を用いることとし、ポリエチレン管は JWWA または ISO 規格に準拠する。

(2) 耐震性

油処理装置の油水分離装置と油分解装置を構成する主要機器のうち放射性物質を内包するものは、「発電用原子力施設に関する耐震設計審査指針」の B クラス相当の設備と位置づけられる。また、排ガス系統を構成する主要機器のうち放射性物質を内包するものは、耐震 C クラス相当と位置付けられ、水平震度に対して耐震性を評価し、十分な耐震性を有することを確認した。

耐震性を評価するにあたっては、「JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程」等に準拠する。鋼管については、定ピッチスパン法で評価されるサポート間隔とする。ポリエチレン管及び伸縮継手は、材料の可撓性により耐震性を確保する。

2.43.2 基本仕様

2.43.2.1 系統仕様

(1) 油水分離装置

処理方式 加圧浮上分離及び吸着材方式

系列数 2

処理量 1m³/h/系列

(2) 油分解装置

処理方式 酸化分解及び吸着材方式

系列数 1

性能 出口側にて浮遊油 10ppm 以下（目標値）

2.43.2.2 機器仕様

2.43.2.2.1 油水分離装置

(1) 集合槽

名 称			集合槽			
			受水槽	第1モニタ リング槽	循環槽	均一化槽
種 類	—	角形				
容 量	m ³ /個	2.0	2.2	2.2	2.2	
最 高 使 用 圧 力	MPa	静水頭				
最 高 使 用 温 度	℃	40				
主 要 寸 法	側 板 厚 さ	mm	9.0	9.0	9.0	9.0
	底 板 厚 さ	mm	18.0			
	仕 切 板 厚 さ	mm	9.0	9.0	9.0	
	内 寸 (た て)	mm	1294.0	1294.0	1294.0	1294.0
	内 寸 (横)	mm	995.5	997.0	997.0	995.5
	高 さ	mm	1888.0	1888.0	1888.0	1888.0
材 料	側 板	—	SUS304 (ライニング)			
	底 板	—	SUS304 (ライニング)			
個 数	個	1				

(2) 浮上分離槽

名 称			浮上分離槽
種	類	—	たて置円筒形
容	量	m ³ /個	0.25
最 高 使 用 圧 力		MPa	静水頭
最 高 使 用 温 度		℃	40
主 要 寸 法	胴 内 径	mm	601.6
	胴 板 厚 さ	mm	4.0
	円 す い 胴 板 厚 さ	mm	4.0
	底 板	mm	4.0
	高 さ	mm	1713.0
材 料	胴 板	—	SUS304 (ライニング)
	円 す い 胴 板	—	SUS304 (ライニング)
個	数	個	2

(3) 樹脂充填塔

名 称			樹脂充填塔
種	類	—	たて置円筒形
容	量	m ³ /h/個	1.0
最 高 使 用 圧 力		MPa	0.3
最 高 使 用 温 度		℃	40
主 要 寸 法	胴 板 厚 さ	mm	6.0
	鏡 板 厚 さ	mm	6.0
	胴 内 径	mm	496.0
	高 さ	mm	1489.0
材 料	胴 板	—	SUS304 (ライニング)
	鏡 板	—	SUS304 (ライニング)
個	数	個	4

(4) ポンプ

a. 原水ポンプ (完成品)

台数 2 台

容量 1.2 m³/h

b. 樹脂充填塔送りポンプ (完成品)

台数 2 台

容量 1.2 m³/h

c. 処理水返送ポンプ (完成品)

台数 1 台

容量 2.4 m³/h

d. 浮上油移送ポンプ (完成品)

台数 1 台

容量 3.66×10^{-3} m³/h

(5) 主配管

主配管仕様 (1/2)

名 称	仕 様	
原水の油水分離装置入口取合い点から集合槽（受水槽）入口まで （鋼管）	呼び径／厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A／Sch. 20S SUS304TP（ライニング） 0.3MPa 40℃
集合槽（受水槽）出口から原水ポンプ（A, B）入口まで （鋼管）	呼び径／厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	40A／Sch. 20S SUS304TP（ライニング） 静水頭 40℃
原水ポンプ出口（A, B）から浮上分離槽（A, B）入口まで （鋼管）	呼び径／厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A／Sch. 20S 32A／Sch. 20S SUS304TP（ライニング） 0.15MPa 40℃
浮上分離槽（A, B）水層出口から集合槽（循環槽）入口まで （鋼管）	呼び径／厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A／Sch. 20S SUS304TP（ライニング） 静水頭 40℃
浮上分離槽（A, B）油層出口から集合槽（均一化槽）入口まで （鋼管）	呼び径／厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	150A／Sch. 40 SUS316LTP 静水頭 40℃
集合槽（循環槽）出口から樹脂充填塔送りポンプ（A, B）入口まで （鋼管）	呼び径／厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	40A／Sch. 20S SUS304TP（ライニング） 静水頭 40℃
樹脂充填塔送りポンプ（A, B）出口から樹脂充填塔（A, B, C, D）入口まで （鋼管）	呼び径／厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A／Sch. 20S SUS304TP（ライニング） 0.3MPa 40℃
樹脂充填塔出口配管分岐から樹脂充填塔入口配管分岐まで（A-C, B-D, C-A, D-B） （鋼管）	呼び径／厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A／Sch. 20S SUS304TP（ライニング） 0.3MPa 40℃
樹脂充填塔（A, B, C, D）出口から集合槽（第1モニタリング槽）入口まで （鋼管）	呼び径／厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A／Sch. 20S 50A／Sch. 20S SUS304TP（ライニング） 0.3MPa 40℃

主配管仕様 (2/2)

名 称	仕 様	
樹脂充填塔 (A, B, C, D) 出口配管分岐から集合槽 (循環槽) 入口まで (オフスペック水配管) (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 20S SUS304TP (ライニング) 0.3MPa 40℃
集合槽 (第1モニタリング槽) 出口から処理水返送ポンプ入口まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 20S SUS304TP (ライニング) 静水頭 40℃
処理水返送ポンプ出口から油水分離装置出口取合い点まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A/Sch. 20S 50A/Sch. 20S SUS304TP (ライニング) 0.4MPa 40℃
処理水返送ポンプ出口配管分岐から集合槽 (循環槽) 入口まで (オフスペック水配管) (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A/Sch. 20S SUS304TP (ライニング) 0.4MPa 40℃
油水分離装置出口取合い点からプロセス主建屋まで (ポリエチレン管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 ポリエチレン 0.4MPa 40℃
集合槽 (均一化槽) 出口から浮上油移送ポンプ入口まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	32A/Sch. 40 SUS316LTP 静水頭 40℃
浮上油移送ポンプ出口から油分解装置入口取合い点まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	8A/Sch. 40 15A/Sch. 40 20A/Sch. 40 SUS316LTP 0.3MPa 40℃
(伸縮継手)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	20A 相当 SUS316L 0.3MPa 40℃
油分解装置処理水の油水分離装置入口取合い点から集合槽 (第1モニタリング槽) 入口まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A/Sch. 40 SUS304TP 0.15MPa 50℃

2.43.2.2.2 油分解装置

(1) 乳化槽

名 称			乳化槽
種	類	—	たて置円筒形
容	量	m ³ /個	1.3
最	高	使	用
圧	力	MPa	静水頭
最	高	使	用
温	度	℃	50
主 要 寸 法	胴	板	厚
	さ	mm	4.0
	鏡	板	厚
	さ	mm	4.0
主 要 寸 法	胴	内	径
	mm	1200.0	
主 要 寸 法	高	さ	mm
	mm	1567.0	
材 料	胴	板	—
	SUS304		
材 料	鏡	板	—
	SUS304		
個	数	個	1

(2) ブロー水受槽

名 称			ブロー水受槽
種	類	—	たて置円筒形
容	量	m ³ /個	1.8
最	高	使	用
圧	力	MPa	静水頭
最	高	使	用
温	度	℃	50
主 要 寸 法	胴	板	厚
	さ	mm	4.0
	底	板	厚
	さ	mm	6.0
主 要 寸 法	胴	内	径
	mm	1200.0	
主 要 寸 法	胴	部	高
	さ	mm	1600.0
材 料	胴	板	—
	SUS304		
材 料	底	板	—
	SUS304		
個	数	個	1

(3) 油吸着樹脂塔

名 称			油吸着樹脂塔
種	類	—	たて置円筒形
容	量	m ³ /h/個	0.045
最 高 使 用 圧 力		MPa	0.3
最 高 使 用 温 度		℃	50
主 要 寸 法	胴 板 厚 さ	mm	6.0
	鏡 板 厚 さ	mm	6.0
	胴 内 径	mm	306.5
	胴 部 高 さ	mm	1831.0
材 料	胴 板	—	SUS304
	鏡 板	—	SUS304
個	数	個	2

(4) 第2モニタリング槽

名 称			第2モニタリング槽
種	類	—	たて置円筒形
容	量	m ³ /個	1.8
最 高 使 用 圧 力		MPa	静水頭
最 高 使 用 温 度		℃	50
主 要 寸 法	胴 板 厚 さ	mm	4.0
	底 板 厚 さ	mm	6.0
	胴 内 径	mm	1200.0
	胴 部 高 さ	mm	1600.0
材 料	胴 板	—	SUS304
	底 板	—	SUS304
個	数	個	1

(5) ポンプ

- a. 循環ポンプ（完成品）
 - 台数 1 台
 - 容量 72 m³/h
- b. ブロー水受槽送りポンプ（完成品）
 - 台数 1 台
 - 容量 2.4 m³/h
- c. 油吸着樹脂塔送りポンプ（完成品）
 - 台数 1 台
 - 容量 0.45 m³/h
- d. 処理水第1モニタリング槽送りポンプ（完成品）
 - 台数 1 台
 - 容量 2.4 m³/h

(6) 酸化分解機（完成品）

名 称		酸化分解機	
種 類	—	角形	
容 量	m ³ /個	0.1	
最 高 使 用 圧 力	MPa	0.3	
最 高 使 用 温 度	℃	50	
主 要 寸 法 ^{※1}	側 板 厚 さ	mm	9.0
	ふた板（上部）の厚さ	mm	15.0
	ふた板（下部）の厚さ	mm	28.0
	内 寸 （ た て ）	mm	510.0
	内 寸 （ 横 ）	mm	250.0
	高 さ	mm	691.0
材 料	側 板	—	SUS304（ライニング）
	ふ た 板	—	SUS304（ライニング）
個 数	個	4	

※1 寸法はいずれもライニング加工前のものとする。

(7) 主配管

主配管仕様 (1/2)

名 称	仕 様	
浮上油の油分解装置入口取合い点から乳化工槽入口まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	20A/Sch. 40 SUS316LTP 0.3MPa 40℃
乳化工槽出口から循環ポンプ入口まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	150A/Sch. 40 100A/Sch. 40 SUS304TP 静水頭 50℃
循環ポンプ出口から酸化分解機入口 (A, B, C, D) まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	65A/Sch. 40 80A/Sch. 40 100A/Sch. 40 SUS304TP 0.3MPa 50℃
酸化分解機出口 (A, B, C, D) から乳化工槽入口まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	65A/Sch. 40 100A/Sch. 40 150A/Sch. 40 SUS304TP 0.3MPa 50℃
乳化工槽出口配管分岐からブロー水受槽送りポンプ入口まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 40 SUS304TP 静水頭 50℃
ブロー水受槽送りポンプ出口からブロー水受槽入口まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 40 SUS304TP 0.15MPa 50℃
(伸縮継手)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 SUS304 0.15MPa 50℃
ブロー水受槽出口から油吸着樹脂塔送りポンプ入口まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A/Sch. 40 SUS304TP 静水頭 50℃

主配管仕様 (2/2)

名 称	仕 様	
油吸着樹脂塔送りポンプ出口から油吸着樹脂塔 (A, B) 入口まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A/Sch. 40 SUS304TP 0.3MPa 50℃
油吸着樹脂塔出口配管分岐から油吸着樹脂塔入口配管分岐まで (A-B, B-A) (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A/Sch. 40 SUS304TP 0.3MPa 50℃
油吸着樹脂塔 (A, B) 出口から第 2 モニタリング槽入口まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A/Sch. 40 SUS304TP 0.3MPa 50℃
第 2 モニタリング槽出口から処理水第 1 モニタリング槽送りポンプ入口まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 40 SUS304TP 静水頭 50℃
処理水第 1 モニタリング槽送りポンプ出口から油水分離装置入口取合い点まで (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A/Sch. 40 SUS304TP 0.15MPa 50℃
(伸縮継手)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A 相当 SUS304 0.15MPa 50℃
処理水第 1 モニタリング槽送りポンプ出口配管分岐からブロー水受槽入口まで (オフスペック水配管) (鋼管)	呼び径/厚さ 材質 最高使用圧力 最高使用温度	25A/Sch. 40 SUS304TP 0.15MPa 50℃

2.43.2.2.3 排ガス系統

(1) アルカリスクラバ(完成品)

容量 1800 m³/h

基数 1

(2) 活性炭フィルタ(完成品)

容量 1800 m³/h

基数 1

(3) HEPA フィルタ(完成品)

容量 1800 m³/h

基数 1

(4) 吸引ファン(完成品)

容量 1800 m³/h

基数 1

2.43.3 添付資料

添付資料－1：装置配置概要図，系統構成図

添付資料－2：油処理装置の耐震性に関する説明書

添付資料－3：油処理装置の強度に関する説明書

添付資料－4：油処理装置の具体的な安全確保策

添付資料－5：油処理装置に係る確認事項

第1編

(1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

(異常時のための措置)

第16条の2

原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。

- (1) 1～6号機械設備GM及び当直長は、原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。
- (2) 1～6号機械設備GMは、表16の2-1に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。
- (3) 1～6号機械設備GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。
- (4) 1～6号機械設備GMは、表16の2-1に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。
- (5) 1～6号機械設備GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について、当直長は、(1)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

表16の2-1

設 備	関連条文	台 数
消防車	第18条	3台

2. 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。

- (1) 1～6号機械設備GMは、使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。
- (2) 1～6号機械設備GMは、表16の2-2又は表16の2-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車及びコンクリートポンプ車又は高所送水車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。
- (3) 1～6号機械設備GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。
- (4) 1～6号機械設備GMは、表16の2-2又は表16の2-3に示す消防車及びコンクリートポンプ車又は高所送水車を操作するために必要な要員を確保する。
- (5) 1～6号機械設備GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

表 1 6 の 2 - 2

設 備	関連条文	台 数
消防車	第 2 0 条, 第 2 2 条	1 台 ^{※1}
コンクリートポンプ車	第 2 0 条, 第 2 2 条	1 台

表 1 6 の 2 - 3

設 備	関連条文	台 数
消防車	第 2 0 条, 第 2 2 条	2 台 ^{※1}
高所送水車	第 2 0 条, 第 2 2 条	1 台

※ 1 : 使用済燃料共用プール設備と共用

3. 電気設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。

- (1) 電気設備保守GMは、電気設備について異常時の措置の活動（電源車の使用）を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。
- (2) 電気設備保守GMは、表 1 6 の 2 - 4 に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。
- (3) 当直長は、表 1 6 の 2 - 4 に定める異常時の措置の活動を行うために必要な所内共通ディーゼル発電機^{※2}の動作確認を1ヶ月に1回行う。
- (4) 電気設備保守GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。
- (5) 電気設備保守GMは、表 1 6 の 2 - 4 に示す電源車を操作するために必要な要員を確保する。
- (6) 当直長は、表 1 6 の 2 - 4 に示す所内共通ディーゼル発電機^{※2}を操作するために必要な要員を確保する。
- (7) 電気設備保守GMは、(1)、(4)及び(5)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

表 1 6 の 2 - 4

設 備	関連条文	台 数
電源車	第 2 8 条	2 台
所内共通 ディーゼル発電機 ^{※2}	第 2 8 条	1 台

※ 2 : 「所内共通ディーゼル発電機」とは、所内共通ディーゼル発電機A系（4号炉B系ディーゼル発電機）又は所内共通ディーゼル発電機B系（2号炉B系ディーゼル発電機）をいう。以下、第 2 8 条において同じ。

4. 使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。

- (1) 共用機械設備GMは、使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。
- (2) 共用機械設備GMは、表16の2-5に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。
- (3) 共用機械設備GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。
- (4) 共用機械設備GMは、表16の2-5に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。
- (5) 共用機械設備GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

表16の2-5

設 備	関連条文	台 数
消防車	第21条	1台 ^{※3}

※3：使用済燃料プール循環冷却設備と共用

5. 多核種除去設備及び増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物^{※4}を収納した高性能容器について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。

- (1) 水処理計画GMは、多核種除去設備及び増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物^{※4}を収納した高性能容器について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。
- (2) 水処理計画GMは、表16の2-6に定める異常時の措置の活動を行うために必要な吸引設備を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。
- (3) 水処理計画GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。
- (4) 水処理計画GMは、表16の2-6に示す吸引設備を操作するために必要な要員を確保する。
- (5) 水処理計画GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

※4：「二次廃棄物」とは、沈殿処理生成物及び使用済吸着材をいう。以下、第40条において同じ。

表 16 の 2 - 6

設 備	関連条文	台 数
吸引設備	第 4 0 条	1 台

(使用済燃料プールの水位及び水温)

第20条

使用済燃料プールの水位及び水温は、表20-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用済燃料プールの水温については、3号炉及び4号炉を除く。

2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 - (1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを評価する。
 - (2) 当直長は、使用済燃料プールの水温が65℃以下(1号炉は60℃以下)であることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プールの水温が確認できない場合には使用済燃料プールの水温が65℃以下(1号炉は60℃以下)であることを評価する。
3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、1～6号機械設備GMに報告し、1～6号機械設備GMは表20-2の措置を講じる。

表20-1

項目	運転上の制限
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料プールの水温	65℃以下(1号炉は60℃以下)

表20-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに
B. 使用済燃料プールの温度が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに

(周辺監視区域)

第57条

周辺監視区域は、図57に示す区域とする。

2. 防護管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

(外部放射線に係る線量当量率等の測定)

第60条

各プログラム部長及び各GMは、表60-1及び表60-2（第48条第1項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。

2. 放出・環境モニタリングGMは、表60-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図60に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。
3. 放射線防護GMは、第1項の測定により、放出・環境モニタリングGMは、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。
4. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に定める測定結果を放射線防護GMに連絡する。放射線防護GMは、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。

表60-1

場 所	測定項目	所管GM	測定頻度
1. 管理対象区域内 (管理区域内を含む) ※1	外部放射線に係る線量当量率	各プログラム部長及び各GM	放射線レベルに応じて
		放射線防護GM※2	毎日運転中に1回
	外部放射線に係る線量当量	放射線防護GM	1週間に1回
	空気中の放射性物質濃度	放射線防護GM	1週間に1回
	表面汚染密度	放射線防護GM	1週間に1回
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	放出・環境モニタリングGM	3ヶ月に1回
	空気吸収線量率※3	放出・環境モニタリングGM	常時
	空気中の粒子状放射性物質濃度	放出・環境モニタリングGM	3ヶ月に1回

※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定

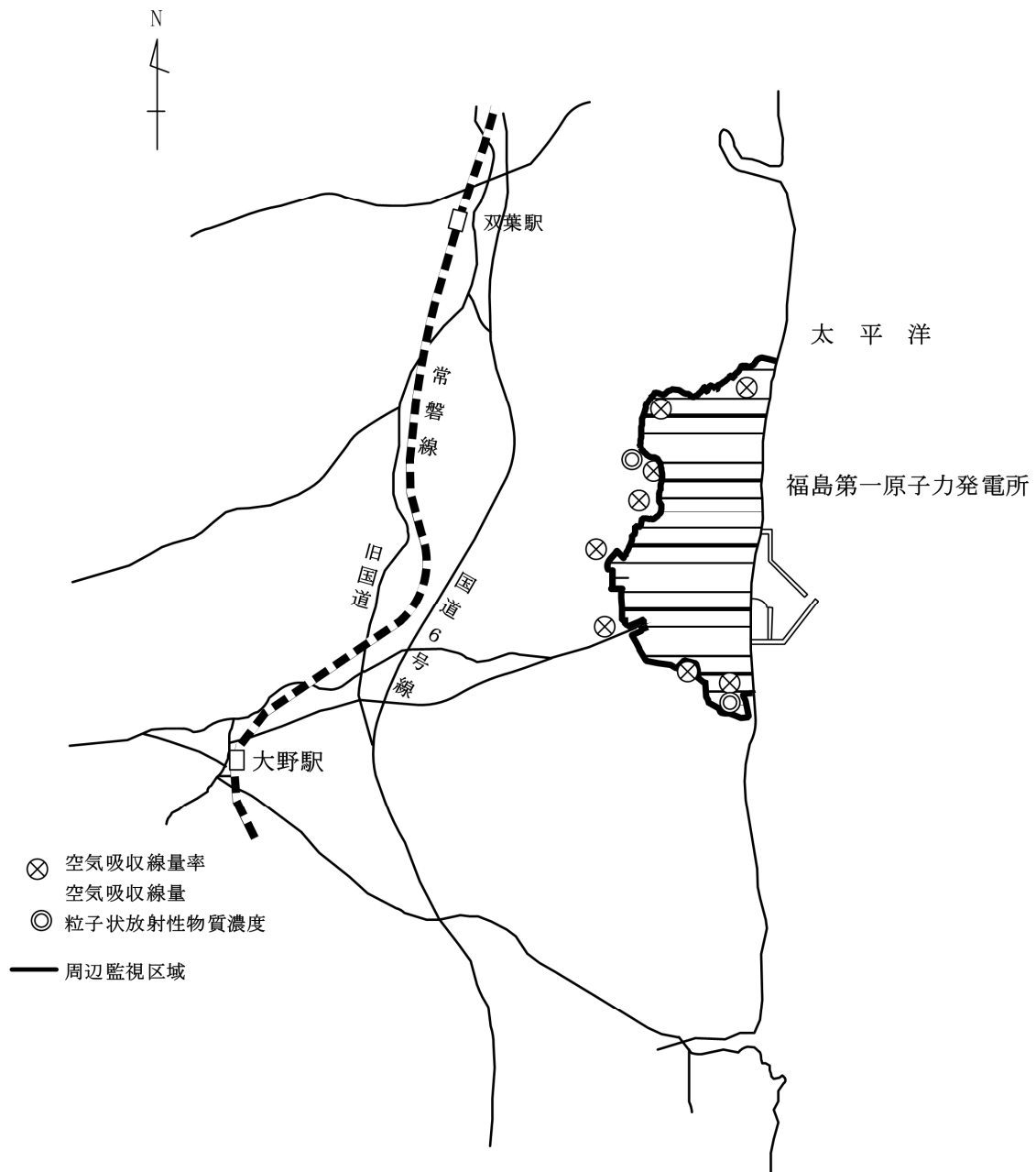
※2：使用済燃料共用プールのエリアモニタ、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のエリアモニタ、3号炉原子炉建屋5階のエリアモニタ及び4号炉原子炉建屋5階のエリアモニタにおいて測定する項目

※3：モニタリングポストにおいて測定する項目

表 6 0 - 2

場 所	測定項目	所管GM	測定頻度
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	放射線防護GM	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)
	空気中の放射性物質濃度		

図 6 0



附 則

附則（ ）

(施行期日)

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 第57条の図57，第60条の図60，添付1（管理区域図）の全体図における周辺監視区域境界及び添付2（管理対象区域図）の全体図における周辺監視区域境界については、放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。
4. 添付1（管理区域図）における増設焼却炉建屋（1階・2階）の管理区域図面及び添付2（管理対象区域図）における増設焼却炉建屋（1階・2階）の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和3年9月22日 原規規発第2109223号）

(施行期日)

第1条

2. 第4条及び第5条については、サイバーセキュリティグループを設置した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和3年7月27日 原規規発第2107271号）

(施行期日)

第1条

2. 第5条については、3号機原子炉格納容器内取水設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号）

(施行期日)

第1条

2. 第5条, 第38条, 第39条及び第42条の2については, 減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。
3. 添付1(管理区域図)の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2(管理対象区域図)の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は, それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則(令和2年9月29日 原規規発第2009291号)

(施行期日)

第1条

2. 第61条については, 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則(令和2年8月3日 原規規発第2008037号)

(施行期日)

第1条

2. 添付1(管理区域図)の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟, 添付2(管理対象区域図)の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は, それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則(令和2年5月27日 原規規発第2005271号)

(施行期日)

第1条

2. 第5条, 第40条及び第42条の2については, 大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。
3. 添付1(管理区域図)の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2(管理対象区域図)の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は, それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則(令和2年2月13日 原規規発第2002134号)

(施行期日)

第1条

2. 第5条, 第38条, 第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については, 増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。
4. 添付1(管理区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区

域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成 31 年 1 月 28 日 原規規発第 1901285 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条及び第 4 2 条の 2 については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成 29 年 3 月 7 日 原規規発第 1703071 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 3 条、第 5 条及び第 4 2 条の 2 については、放射性物質分析・研究施設第 1 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成 28 年 12 月 27 日 原規規発第 1612276 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 40 条の 2 における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。

附則（平成 25 年 8 月 14 日 原規福発第 1308142 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 17 条第 3 項及び第 4 項の 1 号炉復水貯蔵タンク水については、運用開始時点から適用する。

添付1については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付1 管理区域図

(第46条及び第49条関連)

添付2については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付2 管理対象区域図

(第45条, 第47条及び第48条関連)

添付3については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付3 保全区域図

(第56条関連)

第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

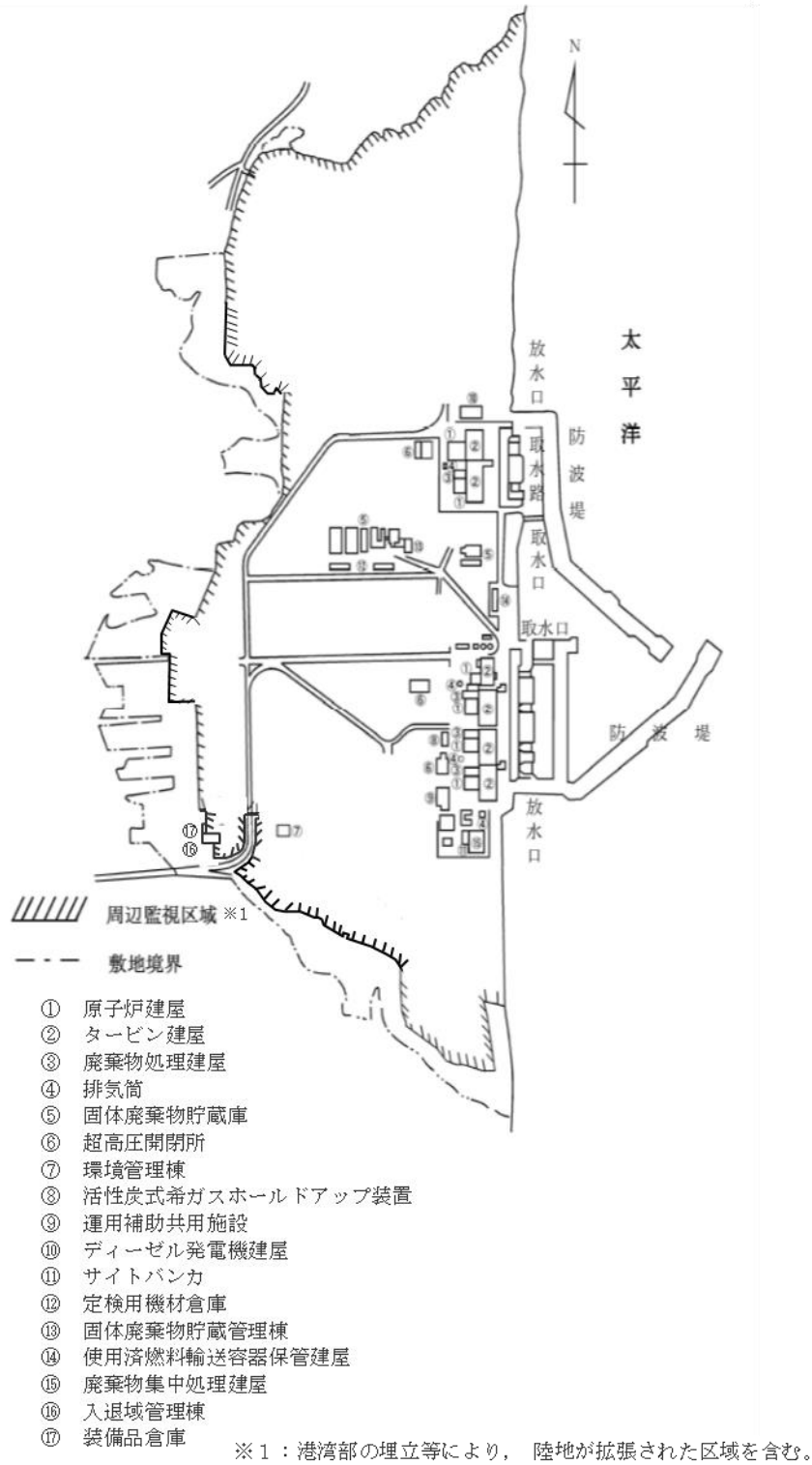
(周辺監視区域)

第98条

周辺監視区域は、図98に示す区域とする。

2. 防護管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

図 9 8



(外部放射線に係る線量当量率等の測定)

第101条

各プログラム部長及び各GMは、表101-1及び表101-2（第93条の2第1項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。

2. 放出・環境モニタリングGMは、表101-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図101に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。
3. 放射線防護GMは、第1項の測定により、放出・環境モニタリングGMは、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。
4. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に定める測定結果を放射線防護GMに連絡する。放射線防護GMは、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。

表101-1

場 所	測定項目	所管 GM	測定頻度
1. 管理対象区域内(管理区域内を含む) ※1	外部放射線に係る線量当量率	各プログラム部長及び各GM	放射線レベルに応じて
		放射線防護GM※2	毎日運転中に1回※3
	外部放射線に係る線量当量	放射線防護GM	1週間に1回
	空気中の放射性物質濃度	放射線防護GM	1週間に1回
	表面汚染密度	放射線防護GM	1週間に1回
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	放出・環境モニタリングGM	3ヶ月に1回
	空気吸収線量率※4	放出・環境モニタリングGM	常時
	空気中の粒子状放射性物質濃度	放出・環境モニタリングGM	3ヶ月に1回

※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定

※2：5号炉及び6号炉のエリアモニタにおいて測定する項目

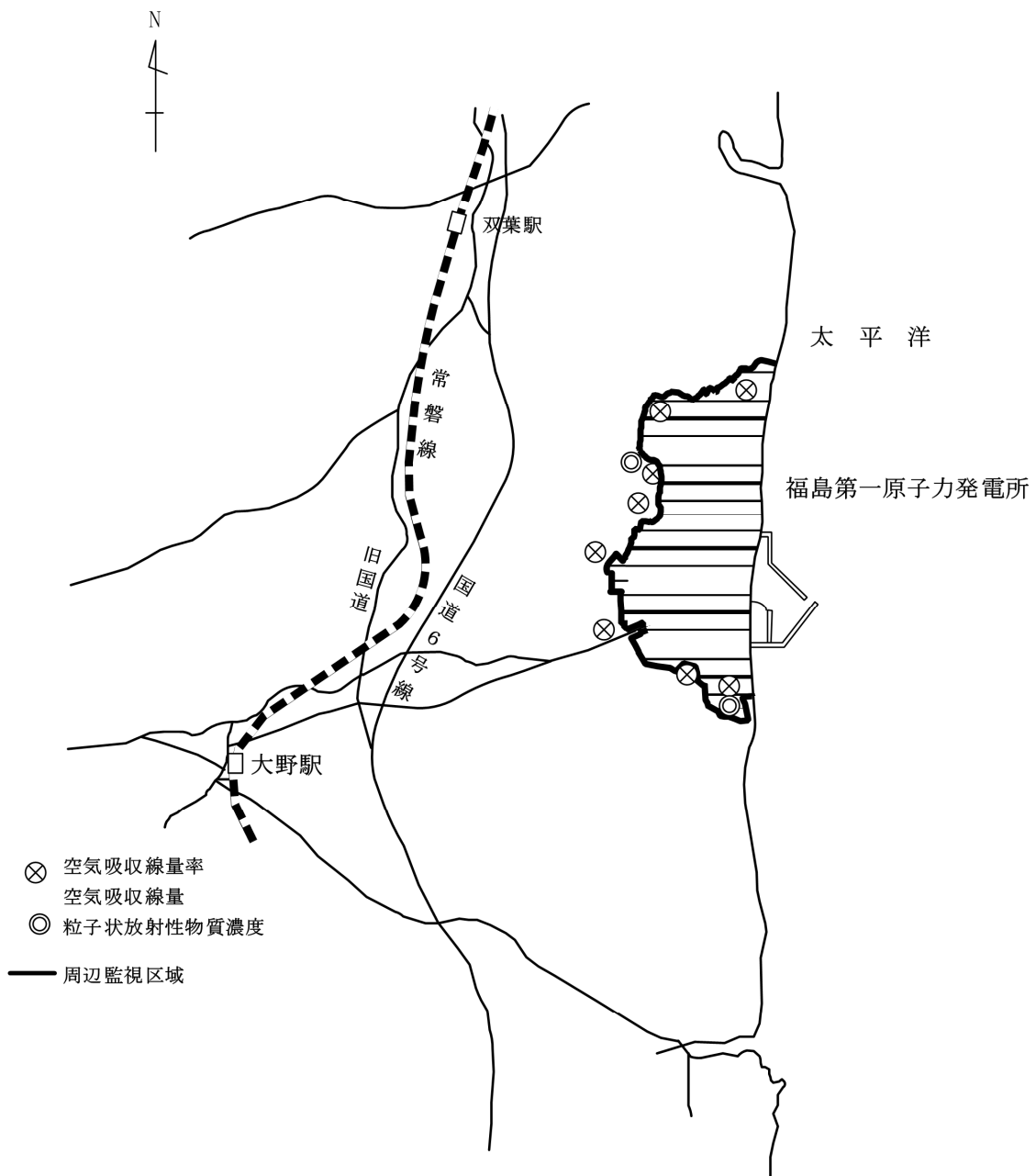
※3：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できず、当該エリアの外部放射線に係る線量当量率が定められた頻度で測定できない場合は、他のエリアモニタの計測値で代替する。

※4：モニタリングポストにおいて測定する項目

表 101-2

場 所	測定項目	所管GM	測定頻度
汚染のおそれ のない管理対 象区域内	表面汚染密度	放射線防護GM	毎日1回 (汚染のおそれのない管理 対象区域が設定されている 期間)
	空気中の放射 性物質濃度		

図 101



附 則

附則（ ）

（施行期日）

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 第98条の図98，第101条の図101，添付1（管理区域図）の全体図における周辺監視区域境界及び添付2（管理対象区域図）の全体図における周辺監視区域境界については、放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。
4. 添付1（管理区域図）における増設焼却炉建屋（1階・2階）の管理区域図面及び添付2（管理対象区域図）における増設焼却炉建屋（1階・2階）の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和3年9月22日 原規規発第2109223号）

（施行期日）

第1条

2. 第4条及び第5条については、サイバーセキュリティグループを設置した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和3年7月27日 原規規発第2107271号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条については、3号機原子炉格納容器内取水設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条, 第87条, 第87条の2及び第89条については, 減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。
3. 添付1(管理区域図)の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2(管理対象区域図)の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は, それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則(令和2年8月3日 原規規発第2008037号)

(施行期日)

第1条

2. 添付1(管理区域図)の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟, 添付2(管理対象区域図)の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は, それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則(令和2年5月27日 原規規発第2005271号)

(施行期日)

第1条

2. 第5条については, 大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。
3. 添付1(管理区域図)の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2(管理対象区域図)の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は, それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則(令和2年2月13日 原規規発第2002134号)

(施行期日)

第1条

2. 第5条, 第87条, 第87条の2及び第89条の表89-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については, 増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。
4. 添付1(管理区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2(管理対象区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は, それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則(平成31年1月28日 原規規発第1901285号)

(施行期日)

第1条

2. 第5条については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成29年3月7日 原規規発第1703071号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条については、放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号）

（施行期日）

第1条

第61条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。

添付1については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付1 管理区域図

(第92条の2及び第93条の3関連)

添付2については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付2 管理対象区域図

(第92条, 第93条及び第93条の2関連)

添付3については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付3 保全区域図

(第97条関連)